

史跡 下野谷遺跡
保存活用計画
(素案)

平成 年 月

西東京市教育委員会

(白紙)

「はじめに」「挨拶」等

(白紙)

目 次 (案)

| | |
|---|-----------|
| 第1章 計画策定の沿革・目的 | 1 |
| 1 計画策定の沿革 | 1 |
| 2 計画の目的 | 1 |
| 3 計画の対象範囲 | 2 |
| 4 策定懇談会の設置・経緯 | 3 |
| 5 市民参画事業 | 4 |
| 6 パブリックコメント | 4 |
| 7 計画の実施 | 4 |
| 8 他の計画との関係 | 5 |
| 第2章 西東京市の概要 | 6 |
| 1 地理的位置 | 6 |
| 2 地形・地質 | 7 |
| 3 人口 | 7 |
| 4 土地利用 | 8 |
| 5 みどり | 9 |
| 6 都市計画（規制）とマスタープラン | 9 |
| 7 産業 | 12 |
| 8 文化財 | 12 |
| 9 西東京市の歴史的環境 | 14 |
| (1) 最初的一步と集落のはじまり～旧石器時代・縄文時代の人々の活動と集落の展開～ | 14 |
| (2) 荒涼たる武蔵野の原野～弥生時代以降、中世初期までの風景～ | 14 |
| (3) 定住化への動き～鎌倉時代以降、初期定住集落の成立～ | 14 |
| (4) 西東京市の原型～江戸時代における宿場田無と農村集落の形成～ | 15 |
| (5) 近代都市の建設～様々な苦難を経て、近代都市として力強く再出発～ | 15 |
| 第3章 下野谷遺跡の概要 | 16 |
| 1 史跡指定 | 16 |
| (1) 史跡の位置と範囲 | 16 |
| (2) 指定に至る経緯 | 18 |
| (3) 指定の内容 | 19 |
| (4) 指定地の状況 | 21 |
| 2 下野谷遺跡の環境 | 24 |
| (1) 下野谷遺跡の自然的環境 | 24 |
| (2) 下野谷遺跡の歴史的環境 | 26 |
| (3) 下野谷遺跡周辺の遺跡の状況 | 28 |
| 3 発掘調査の成果 | 31 |
| (1) 下野谷遺跡概観 | 31 |

| | |
|--|-----------|
| (2) 下野谷遺跡の発掘調査の概要 | 32 |
| (3) 縄文時代中期の集落 | 34 |
| (4) 史跡下野谷遺跡（西集落）の調査成果 | 36 |
| 4 史跡下野谷遺跡の歴史的意義 | 43 |
| (1) 史跡下野谷遺跡の基本的な様相 | 43 |
| (2) 拠点集落としての史跡下野谷遺跡 | 44 |
| (3) 双環状集落 | 44 |
| (4) 遺跡の保存率の高さと景観の保全 | 45 |
| 第4章 史跡下野谷遺跡の本質的価値 | 46 |
| 1 史跡下野谷遺跡の本質的価値 | 46 |
| (1) 典型的な構造が明らかな大規模な環状集落 | 46 |
| (2) 縄文時代中期における南関東最大級の拠点集落 | 46 |
| (3) 都市部において良好な遺存状態を保つ大規模集落遺跡 | 46 |
| (4) 縄文集落の立地を明瞭に示す | 47 |
| (5) 隣接する東集落と双環状集落を構成する | 47 |
| 2 史跡下野谷遺跡の本質的価値を構成する要素 | 48 |
| 3 史跡の価値をより高める価値とそれらを構成する要素 | 49 |
| (1) 文化的・歴史的価値とそれを構成する要素 | 49 |
| (2) 現代的価値とそれを構成する要素 | 49 |
| 第5章 下野谷遺跡の保存、活用及び整備に関する基本的な考え方 | 50 |
| 「縄文から未来へ したのやから世界へ」 | 50 |
| 国史跡下野谷遺跡の将来像 | 50 |
| 下野谷遺跡の保存、活用及び整備に関する基本的な考え方 | 52 |
| ◆史跡の本質的価値を有する西集落（史跡部分及び指定候補地）の確実な保存（第6章） | 52 |
| ◆下野谷遺跡の価値や魅力を伝え、高める活用（第7章） | 52 |
| ◆保存を前提とした活用促進に向けた整備（第8章） | 52 |
| 第6章 保存（保存管理） | 54 |
| 1 保存の現状と検討項目 | 54 |
| 2 保存の方向性 *自然に育まれた縄文のムラの保存と継承 | 54 |
| (1) 本質的な価値を構成する要素の確実な保存 | 54 |
| (2) 価値の保存のための調査・研究の推進・継続 | 54 |
| (3) 周辺の文化財等との一体的な保存 ～「ふるさと」西東京市の意識と文化財の保護～ | 55 |
| (4) 行政と市民の連携による保存・管理 | 55 |
| 3 保存・管理の方法 | 56 |
| (1) 保存の基本方針 | 56 |
| (2) 地区区分 | 56 |
| (3) 地区ごとの現状変更の取扱基準並びに開発等への対応基準（案） | 57 |
| 4 追加指定についての方針 | 63 |

| | | |
|------------|---------------------------------------|-----------|
| 5 | 史跡指定地の公有地化についての方針..... | 63 |
| 6 | 史跡指定地の保存・管理における連携..... | 63 |
| 7 | 出土品の保存・管理..... | 63 |
| 8 | 史跡と周辺環境の一体的な保全..... | 63 |
| 第7章 | 活用 | 64 |
| 1 | 活用の現状と検討項目..... | 64 |
| 2 | 活用の方向性..... | 72 |
| 3 | 活用の方法 *縄文の知恵を学び、現代や未来に活かし世界に発信する..... | 73 |
| | 活用の柱1 「つなげる」..... | 73 |
| | (1) 学校教育や生涯学習での史跡の活用..... | 73 |
| | (2) 文化財活用の拠点としての下野谷遺跡..... | 73 |
| | 活用の柱2 「広がる」..... | 73 |
| | (1) 調査研究の推進..... | 73 |
| | (2) 史跡下野谷遺跡の価値と魅力の周知と発信..... | 74 |
| | 活用の柱3 「集う」・「結ぶ」..... | 74 |
| | (1) まちのにぎわいを創出する取組み..... | 74 |
| | (2) 周囲の地域資源と一体化した遺跡活用..... | 74 |
| | 活用の柱4 「ともに育つ」..... | 78 |
| | (1) 市民と協働した取組みや事業の実施..... | 78 |
| | (2) 他自治体との連携強化..... | 78 |
| | (3) 遺跡を核とした新たなコミュニティの創出..... | 78 |
| 第8章 | 整備 | 79 |
| 1 | 整備の現状と検討項目..... | 79 |
| 2 | 整備の方向性..... | 80 |
| | (1) 史跡の本質的価値を伝える整備の姿..... | 80 |
| | (2) 段階的で面的な整備..... | 81 |
| | (3) 住民生活に配慮した整備..... | 81 |
| | (4) 歴史・文化を活かしたまちづくりに資する整備..... | 81 |
| | (5) 新たな保存・活用拠点の設置検討..... | 81 |
| | (6) 関係する庁内部署・行政機関・各種団体との連携..... | 82 |
| | (7) 史跡が結ぶネットワークの整備..... | 82 |
| 3 | 整備の方法..... | 83 |
| | (1) 史跡地の整備..... | 83 |
| | (2) 整備内容の例..... | 85 |
| | (3) 地域博物館等の設置検討..... | 86 |
| | (4) 史跡の周辺環境の整備..... | 87 |
| | (5) ネットワークの整備..... | 87 |
| 4 | 年次事業計画..... | 88 |

| | |
|--------------------------------|-----------|
| (1) 短期計画（平成 30 年度～32 年度） | 88 |
| (2) 中期計画（平成 33 年度～35 年度） | 88 |
| (3) 長期計画（平成 36 年度～） | 88 |
| 第 9 章 運営・体制の整備 | 89 |
| 1 運営の現状と検討項目 | 89 |
| 2 運営の方法 | 89 |
| 附編 | 1 |
| 下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会 | 1 |
| 下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会設置要綱 | 1 |
| 下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会名簿 | 3 |
| 用語集 | 4 |

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革

下野谷（したのや）遺跡は、戦前から縄文土器の出土が知られており、昭和49年（1974）には、遺跡の範囲や内容を知るための第1次調査が行われた。その後、現在まで25回にわたる本格的な調査が行われており、南関東最大級の縄文時代中期の大集落の一つであることが判明している。平成19年（2007）には、遺跡保護のために市が一部を公有地化して下野谷遺跡公園として整備し、開園している。その後、市民活動による保護の機運も醸成され、都市部に良好に残された遺跡として平成27年（2015）3月に国の史跡に指定された。

国史跡の指定を受け、西東京市教育委員会は、この史跡下野谷遺跡を適切に保存し、確実に後世に継承するため、「史跡 下野谷遺跡保存活用計画（以下「本計画」という。）」を策定することとした。策定にあたっては、史跡の保存、整備及び活用に関する必要な事項を検討するため、平成28年に「下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会」を設置し、平成28年度及び29年度の2カ年で本計画を策定した。

2 計画の目的

本計画は、史跡下野谷遺跡の現状の把握をとおして、史跡の本質的な価値を明確化し、それらを適切かつ確実に保存・管理していくための基本方針を定めることを目的とする。

また、史跡を次世代に継承するための方法や基準を定め、地域の宝として現代生活に活かす活用の方向性と、保存と活用のための有効な整備の方針を示すものとする。

3 計画の対象範囲

下野谷遺跡は、石神井川を北に望む高台と低地に立地し、高台の台地上の浅い谷を挟み、東西に2つの集落がある。東西の集落はいずれも縄文時代の集落の構造をよく表しており、規模も他の遺跡と比べて大きく保存すべき価値の高い集落である。しかしながら、下野谷遺跡の東側に位置する集落（以下「東集落」という。）はこれまでの開発等の影響によりやや遺存状態に難があることなどから、遺存状態の良い西側に位置する集落（以下「西集落」という。）の確実な保護が第一の目的とされ、西集落のうち指定要件の整った部分から国史跡の指定を受けている。

本計画では、現在の史跡指定地及び今後史跡として保護する必要がある西集落の範囲を「史跡下野谷遺跡」・「史跡」と表記し、東集落を含む下野谷遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地の全範囲を「下野谷遺跡」・「遺跡」とし、区別する。

本計画の対象範囲は、現在の史跡指定地及び今後保護を要する範囲である史跡候補地である西集落の全域とする。ただし、西集落の価値には、東集落との関係や周辺の土地を含む立地や景観に関わる部分があることから、東集落を含めた周知の埋蔵文化財包蔵地も視野に置く必要がある。

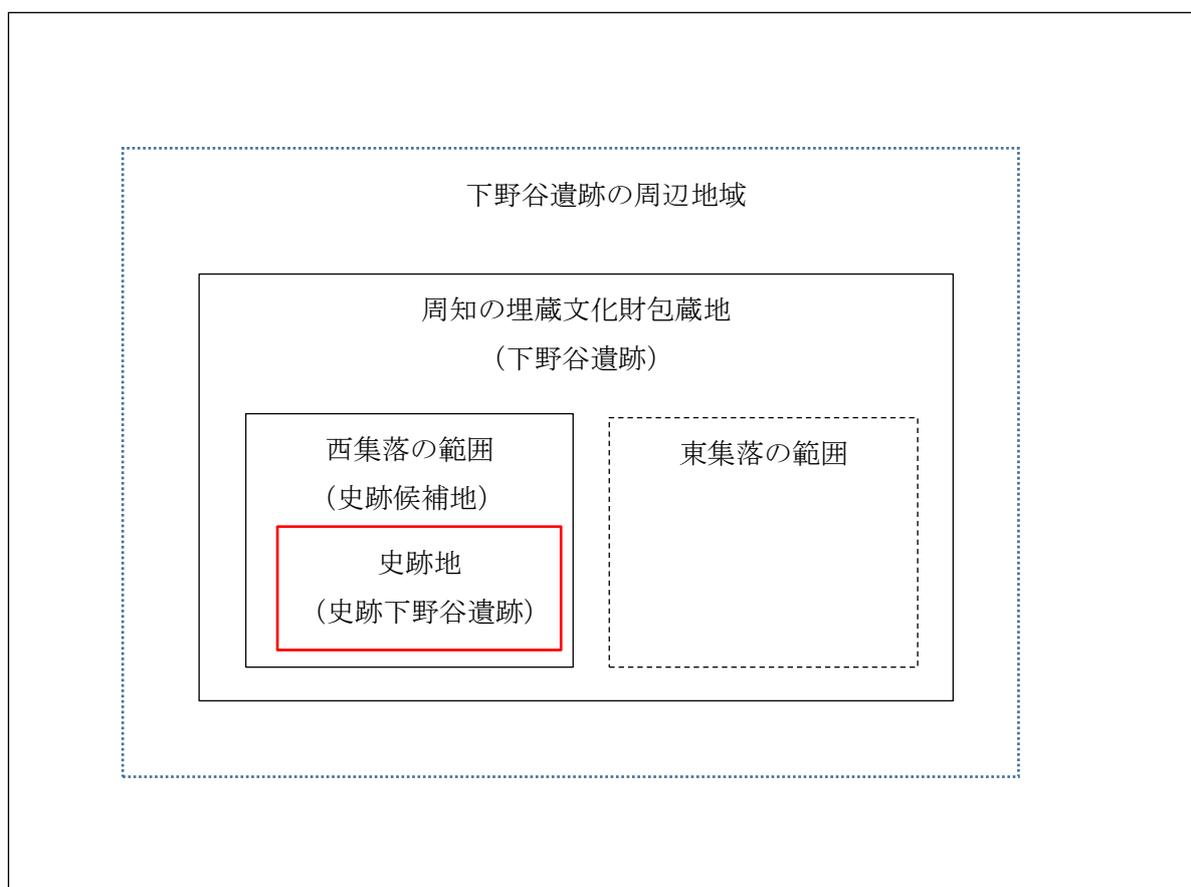


図 1 計画の対象範囲

4 策定懇談会の設置・経緯

計画の策定に当たり、史跡下野谷遺跡の保存、活用及び整備に関する事項を検討するため、「下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）」を設置し、平成28年度及び29年度の2カ年で8回の会議を開催した。策定懇談会は、学識経験者、西東京市文化財保護審議会委員、地元自治会及び地元商店会の会長、公募市民等から構成し、文化庁記念物課並びに東京都教育庁地域教育支援部管理課の指導助言を得た（委員名簿は附編を参照）。

表1 策定懇談会開催記録

| 年月日 | 主な議題等 |
|----------------|--|
| 平成28年11月14日（月） | 第1回会議 下野谷遺跡の概要について、今後の予定について、下野谷遺跡現地視察 |
| 平成28年12月20日（火） | 第2回会議 史跡下野谷遺跡保存活用計画の構成（案）について、下野谷遺跡の活用事例について |
| 平成29年2月7日（火） | 第3回会議 下野谷遺跡の本質的価値について（これまでの調査成果、本質的価値と構成要素、史跡及び史跡周辺の現況） |
| 平成29年6月27日（火） | 第4回会議 史跡の保存管理及び活用の基本方針について（基本的な考え方、史跡の保存、史跡の活用） |
| 平成29年7月31日（月） | 第5回会議 下野谷遺跡保存活用計画について（計画原案（第4章まで）の確認、保存・活用及び整備） |
| 平成29年10月24日（火） | 第6回会議 下野谷遺跡保存活用計画について（計画原案（第7章まで）の確認） |
| 平成29年11月21日（火） | 第7回会議 下野谷遺跡保存活用計画について（計画原案（第8章まで）の確認） |
| 平成30年1月15日（月） | 第8回会議 下野谷遺跡保存活用計画について（計画素案）の確認 |
| 平成30年 月 | 第9回会議（予定） |

5 市民参画事業

下野谷遺跡の保存活用について、市民から意見を求め、それを計画に反映させるため、以下の市民参画事業を実施した。

表2 市民参画事業実施一覧

| 年月日 | 内容 |
|------------------------------------|--|
| 平成29年8月19日(土) | ～縄文遺跡ミステリーツアー&ワークショップ～ (“遺跡めぐり”をして下野谷遺跡の宝物を探そう!) 中学生以上を対象とし、近隣遺跡(水子貝塚(埼玉県富士見市)及び下宅部遺跡(東村山市))の整備状況等を見学し、その後に下野谷遺跡について考えるワークショップを実施。 |
| 平成29年9月30日(土) | ～縄文遺跡 de バスツアー&ワークショップ～ 市内の中学生を対象とし、上記と同様の近隣遺跡を見学後、下野谷遺跡について考えるワークショップを実施。 |
| 平成29年10月8日(日) | 「第11回 縄文の森の秋まつり」において意見ボードを設置。 |
| 平成30年1月26日(金)、28日(日)、30日(火)、31日(水) | 市民説明会(パネル展示) 東伏見ふれあいプラザにおいて、パネル等を使用した説明会を実施。 |

6 パブリックコメント

本計画の素案について、パブリックコメントを平成30年1月17日(水)から2月14日(水)までの期間で実施し、__件の意見が寄せられた。

7 計画の実施

本計画に基づく取組みは、計画策定後、地域や関係団体の協力を得て実施することとする。
また、今後の発掘調査などの成果や追加指定、公有地化の進捗などに応じて、計画に基づく必要な施策を行うこととする。

8 他の計画との関係

本計画は、上位計画である西東京市第2次基本構想・基本計画（平成26年3月策定）及び西東京市教育計画（平成26年3月策定）をはじめ、関連する西東京市の諸計画との整合を図り、平成28年3月に策定した西東京市文化財保存・活用計画の施策の柱の一つとして、下野谷遺跡の保存活用等の方針や今後の方向性を示すものである。

西東京市第2次基本構想・基本計画では、まちづくりの6つの方向のひとつとして「創造性の育つまちづくり」に位置付けられた「文化芸術活動の振興」において「文化財の保護・活用を進める」こととしている。

西東京市教育計画では、5つの基本方針のうち、基本方針4「社会全体での教育力の向上に向けて」及び基本方針5「いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて」において文化財関連施策を位置付けており、文化財の保存と活用の充実による生涯学習の推進や地域の活性化を図ることとしている。

また、本計画の直接の上位計画となる西東京市文化財保存・活用計画では、「縄文から未来につながる文化財 守りはぐくむ、ふるさと西東京市」を基本理念として5つの施策の柱を掲げており、その柱のひとつとして「下野谷遺跡の保存・活用」を位置付けている。施策の方向としては、

1. 史跡の継続的な調査研究、
2. 史跡の継続的な保存・管理、
3. 史跡整備と展示施設の設置、
4. 史跡の活用の推進を掲げており、展示施設については地域博物館の設置検討を行うとしている。

なお、平成28年（2016）3月に策定した西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、下野谷遺跡を市の魅力の一つとして取り上げており、史跡を活かしたまちづくりなどが掲げられている。

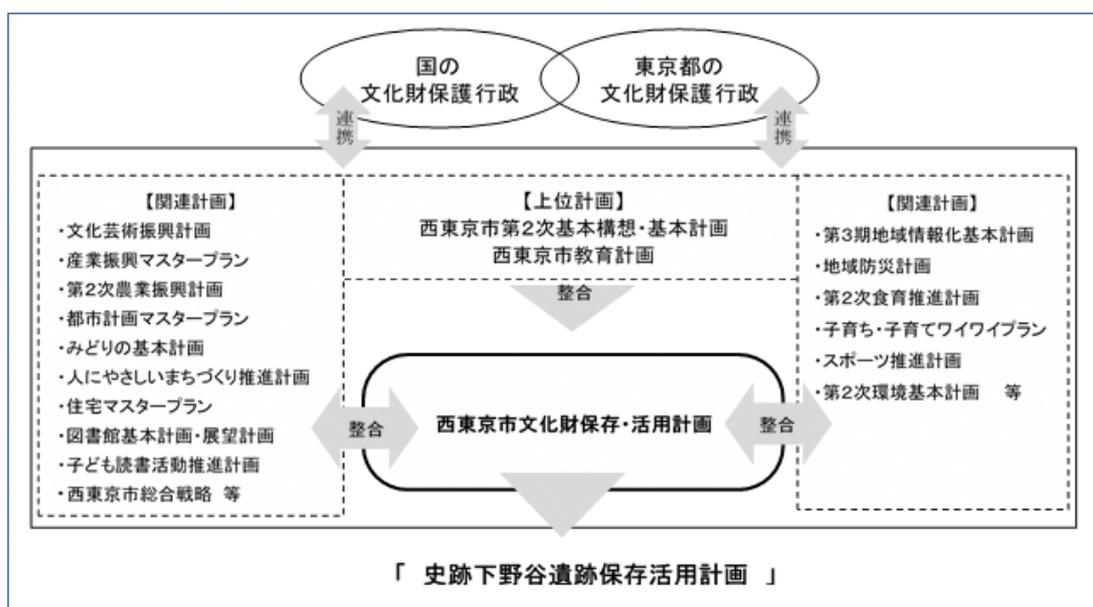


図 2 計画の位置付け

第2章 西東京市の概要

1 地理的位置

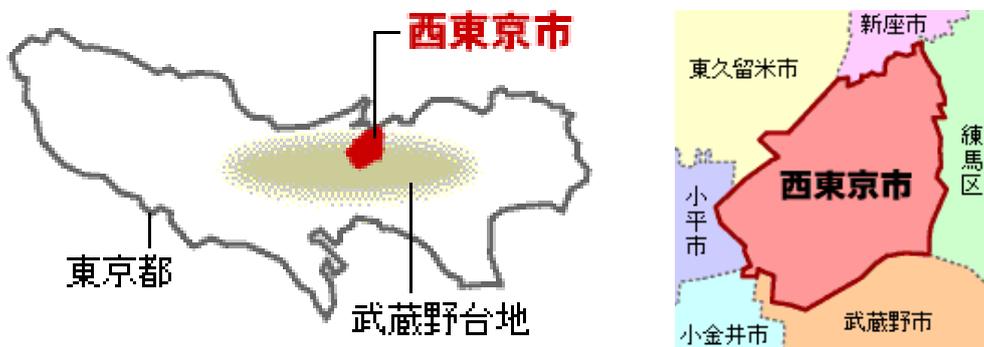


図 3 西東京市の地理的位置

西東京市は、平成 13 年 1 月 21 日、田無市と保谷市が合併して誕生した市で、武蔵野台地のほぼ中央に位置している。北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接している。東西 4.8 km、南北 5.6 km、面積は 15.75 km²である。

東西に横断する主要幹線道路や鉄道路線により都心へのアクセスが良好であり、早くから東京の住宅都市として発展してきた。

市の南東部に位置する下野谷遺跡へは、新宿から約 30 分で訪れることができ、都心からのアクセスは良好である。

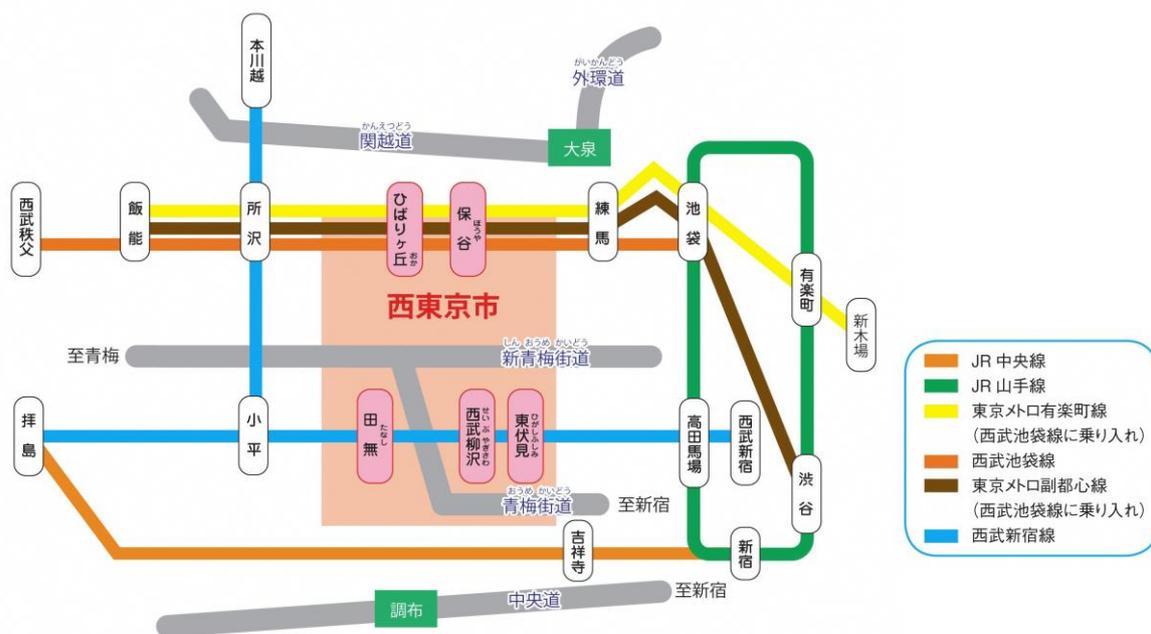


図 4 西東京市へのアクセス

2 地形・地質

市内の標高は約 47～67m であり、起伏の少ない平坦な地形である。

西東京市が位置する武蔵野台地は、多摩川や入間川が運んできた奥多摩の山地の礫が堆積してできた広大な扇状地であり、その形成はおよそ 7～8 万年前にさかのぼるといわれる。

その後、箱根火山・古富士火山の噴火による火山灰が飛来、堆積して台地が形成された。これが関東ローム層といわれる赤土で、これを基盤にその上に黒ボク土と呼ばれる腐葉土層が堆積し、本市の地表面を構成している。

武蔵野台地の標高 58～60m 付近は、地形面の変化に富み、湧水の湧きやすい地点が多く存在する。これらの水が源流、あるいは源流の一部をなし、市域には石神井川と白子川、また白子川の支流である新川の 3 本の川が流れている。

また、市域には、「^{ちゅうすい} 宙水」と呼ばれる地下水堆^{すいたい}が多く存在しており、かつては、この地下水堆の影響で、大雨の後などに川筋や沼状の水場がみられる場所が多くあった。市の中央に位置する谷戸地域では、それらが白子川の源流地のひとつとなった。

こうした川の流れや浅い地下水の存在が、旧石器時代、縄文時代の人々の活動や初期集落の形成に大きな影響を与えている。

下野谷遺跡は、石神井川の南側台地上にあり、かつては北面する低地部に沼状の湿地帯が広がる水豊かな景観の中にあったと考えられている。

3 人口

平成 30 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳によると、本市の総人口は 201,058 人、世帯数は 95,878 世帯である。

本市の人口の推移としては、平成 28 年 3 月段階での推計（「西東京市人口ビジョン」）では、平成 32 年（2020）の 203,775 人をピークとして、その後、ゆるやかに減少すると想定されている。

また、人口構成比では、平成 72 年（2060）には、平成 27 年（2015）と比べて 15～64 歳人口構成比が 11 ポイント減少する一方で、75 歳以上人口構成比が 13 ポイント増加し、現在の 2.5 倍の構成比になると推計されている。

面積は東京都内の 26 市の中で 15 番目の大きさであるが、人口密度が高く、比較的小さな土地に多くの住民が居住していることが特徴的である。

なお、史跡が所在する東伏見地区（東伏見 1 丁目～6 丁目）の人口は 5,187 人、世帯数は 2,713 世帯である（外国人を含めた集計、平成 30 年 1 月 1 日現在）。

4 土地利用

西東京市の総面積のうち、平成 28 年 1 月 1 日現在で、宅地が 60.5%を占めている。田はなく、畑は 9%となっている。

表 3 西東京市の地目別面積

| (平成 28 年 1 月 1 日現在) | | |
|---------------------|------------|---------|
| 地目別 | 面積 (㎡) | 構成比 (%) |
| 総面積 | 15,750,000 | 100.0 |
| 畑 | 1,416,389 | 9.0 |
| 宅地 | 9,532,751 | 60.5 |
| 山林 | 29,491 | 0.2 |
| 雑種地 | 428,247 | 2.7 |
| その他 | 4,343,122 | 27.6 |

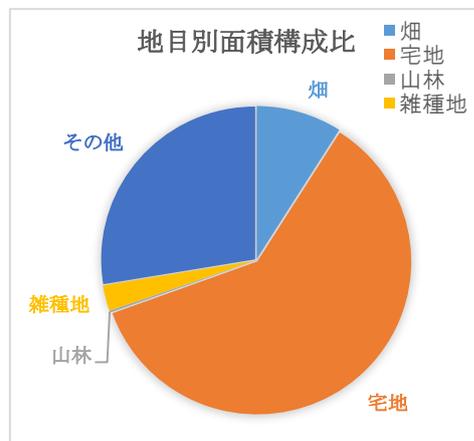


図 5 西東京市の地目別面積構成比

史跡が所在する市南東部は、昭和初期の西武新宿線（東村山～高田馬場間）の開通に伴って東伏見駅と西武柳沢駅の 2 駅が設置され、開発が進行した。2 つの駅間が短いことから、2 つの駅勢圏が重なり合っってひとつの生活圏を構成している。2 駅の周辺は、近隣住民の生活に身近な商業地域となっており、青梅街道や五日市街道、伏見通りといった幹線道路の沿道は、住宅・商業などの複合した市街地が形成されている。団地や戸建て住宅地の開発が進むなど、地域内の農地の割合は市平均以下となっているが、緑地や景観の面では、都立東伏見公園や東伏見稲荷神社、下野谷遺跡公園があり、良好な景観を形成し、多くの市民に親しまれている。また、東伏見駅の南は早稲田大学の東伏見キャンパスが広がる文教地区でもある。



東伏見公園より史跡を望む



東伏見稲荷神社

5 みどり

◇緑化重点スポット

西東京市みどりの基本計画（平成16年(2004)策定）では、史跡のある東伏見・西武柳沢駅南部地域の概算緑被率（緑におおわれた土地の割合）は23%であり、市の平均29%を下回っている。しかし、同計画で東伏見・石神井川周辺はみどりのシンボル拠点（緑化重点スポット）と位置付けられており、その後、石神井川の整備や都立東伏見公園の整備などが進んでいる。

同計画には、史跡の立地する石神井川沿いの緑の保全も挙げられており、今後はそれに加え、史跡の景観を補完する大切な要素として、その植生なども含めて考えていく必要がある。

6 都市計画（規制）とマスタープラン

◇都市計画

西東京市は、市全域で一つの都市計画区域を構成している。史跡及びその周辺の都市計画は次頁表4の通りである。

下野谷遺跡の東半部は、第1種中高層住居専用地域に当たるため、中高層のマンションなどの開発が進み、遺跡の一部は記録保存調査の後に消滅している。しかし、史跡の位置する遺跡の西半部に関しては第1種低層住居専用地域に当たり、今後史跡として保護を要する範囲には低層の個人住宅等が建設されているなど、大規模な開発を免れている。

史跡の周辺地域では、表4のとおり、西東京都市計画道路3・4・17号線が計画されている。史跡に隣接しており、史跡へのアクセス向上に有効である一方で、縄文時代から残る台地と谷の景観や遺跡への影響等が考えられるため、整備の際には、景観の保全について注視し、景観を損なうことのないよう配慮した整備とする必要がある。

また、西武新宿線の連続立体交差事業が計画され、下野谷遺跡の最寄り駅である西武新宿線東伏見駅も計画範囲（準備中）に入っており、史跡へのアクセス向上が期待できる。

表 4 下野谷遺跡周辺 都市計画

| | 都市計画 | 史跡地及び下野谷遺跡周辺 | |
|----------------|-------------|--|---|
| 用途地域等 | 用途地域 | 第1種低層住居専用地域 | <p>第1種高度地区</p> <p>高度地区凡例 ▲…真北方向 隣地境界線 A…道路幅員 B…住居系用途地域 A×1.25 商業系用途地域 工業系用途地域 A×1.5</p> <p>道路斜線</p> |
| | 容積率 | 80% | |
| | 建ぺい率 | 40% | |
| | 高度地区 | 第1種 | |
| 日影規制 | 防火地域 | 指定なし | |
| | 高さの制限 | 10m | |
| | 日影が規制される建築物 | 軒高が7mをこえる建築物又は地上3階以上の建築物 | |
| | 規制される日影時間 | 測定水平面：1.5m 規制される範囲：5mをこえる範囲⇒3時間以上 10mをこえる範囲⇒2時間以上 規制値種別：(一) | |
| その他の地域地区・都市施設等 | 用途地域 | ・隣接する遺跡野東半部は、第1種中高層住居専用地域 | |
| | 都市計画道路 | ・近接地に西東京都市計画道路3・4・17号（東伏見線）の計画あり | |
| | 都市計画河川 | ・近接地に「第1号石神井川」の計画あり | |
| | 都市計画公園 | ・周辺に都市計画公園「西東京都市計画公園5・5・1号東伏見公園」の計画あり | |
| | 都市計画緑地 | ・近隣の石神井川沿いに都市計画緑地「第2号東伏見石神井川」の計画あり | |
| | 特別緑地保全地区 | ・周辺の東伏見稲荷神社に特別緑地保全地区「第1号東伏見稲荷」の計画あり | |

◇西東京市都市計画マスタープラン

史跡が所在する東伏見地区は、近接する富士町、保谷町、柳沢とともに「東伏見・西武柳沢駅南部地域」として、地域別のまちづくりの方向性がまとめられている。地域の将来像を、「坂があり、みどりと水に親しめる健康的なまち」とし、まちづくりの具体的な方向性を掲げている。

以下がその抜粋である。

10 東伏見・西武柳沢南部地域

(4) 地域の将来像

「坂があり、みどりと水に親しめる健康的なまち」～東伏見・西武柳沢駅南部地域～
石神井川に向かってゆるやかに傾斜する地形的な特徴を活かした地域づくりを目指します。石神井川や農地・都立東伏見公園をはじめとする公園の保全・整備により、みどりと水に親しめるまちの形成を目指します。学校のグラウンドや社寺、福祉施設などの多様な施設の存在を活かして、健やかに暮らせる健康的なまちづくりを目指します。

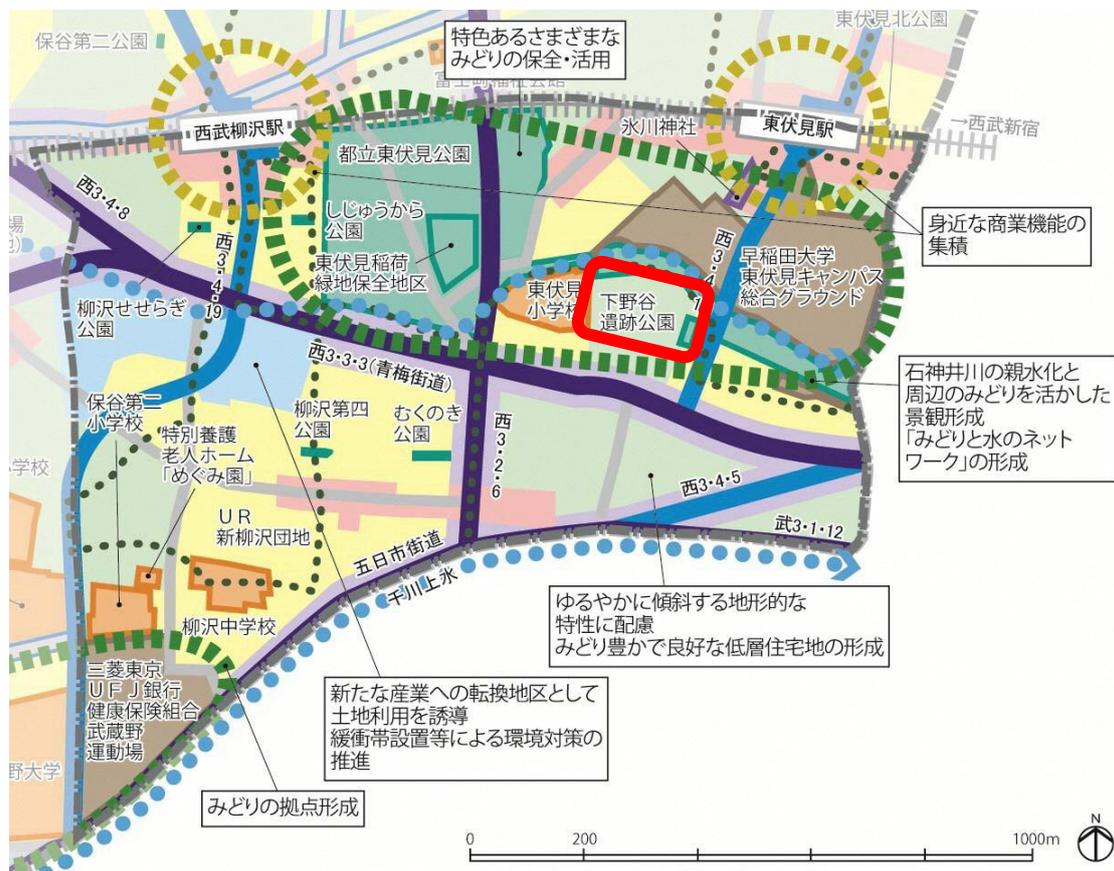


図 6 東伏見・西武柳沢駅南部地域まちづくり方針図

平成 26 年 3 月改定「西東京市都市計画マスタープラン」に加筆

7 産業

本市の産業について、歴史的に見れば、江戸時代には旧田無市の地域が青梅街道の宿場町として北多摩地区の商業拠点となっていたが、当時の市域全体としては農地が多くあり、江戸への農産物の供給地となっていた。

その後、昭和 30 年代に高度経済成長期を迎え、本市域でも市街化の進行に伴い産業構造が大きく変化したが、現在でも市域面積の約 1 割が農地として、主に野菜、果樹、花卉、植木が生産されており、都市農業の振興を担う自治体としての様相も呈している。

平成 28 年 3 月に策定した西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、まちの賑わいの醸成と併せて地域に根差した産業の振興に取り組むとしている。また、農業の多面的な役割を活かし、援農ボランティアや市民活動団体などとの連携や交流、直売所の魅力の充実といった取組みを進めるとともに、地域に存在する資源を活かした商品の開発など、市民、地域、産業が連動することによる新たな価値の向上を生み出すとしている。

史跡下野谷遺跡を貴重な地域資源として活用し、まちの賑わいの醸成や産業振興に結び付けることが求められている。

8 文化財

本市の指定文化財等は 56 件、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は 14 ヶ所となっている（平成 30 年 1 月現在）。そのほか、石仏・石造物、寺院及び神社等様々な文化財が存在している。

合併に伴い、より多様な歴史文化を背景に持つようになり、文化財の数や内容の幅も広がり豊かになったことから、これらの歴史文化、文化財を市民が共有し、自らの郷土の財産として大切に思えるよう、育てていく必要がある。

史跡下野谷遺跡は、本市では初めての市単独で保有する国指定の文化財であり、市の貴重な文化資源としての保存と活用が期待されている。

また、史跡の周辺には東伏見稲荷神社をはじめとした文化財も多くあり、それらを一体としてまちづくりに活かすことも重要である。

表 5 市内の指定・登録文化財の内訳

| | 有形文化財 | | | | 無形文化財 | 史跡 | 名勝 | 天然記念物 | 計 |
|-----|-------|-----------|-----|------|-------|----|----|-------|----|
| | 建造物 | 絵画・彫刻・工芸品 | 古文書 | 歴史資料 | 民俗芸能 | | | | |
| 国指定 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 3 |
| 都指定 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 市指定 | 2 | 9 | 4 | 29 | 2 | 2 | 0 | 2 | 50 |
| 国登録 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 計 | 5 | 9 | 4 | 29 | 2 | 4 | 1 | 2 | 56 |

平成 30 年 1 月現在

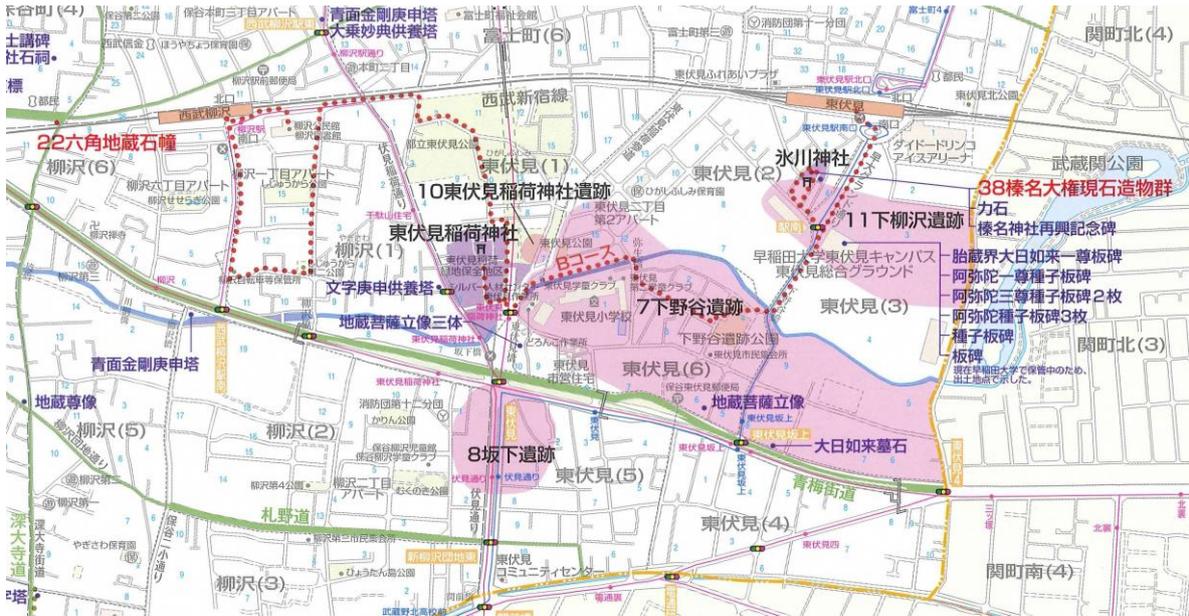


図 7 史跡周辺の文化財分布

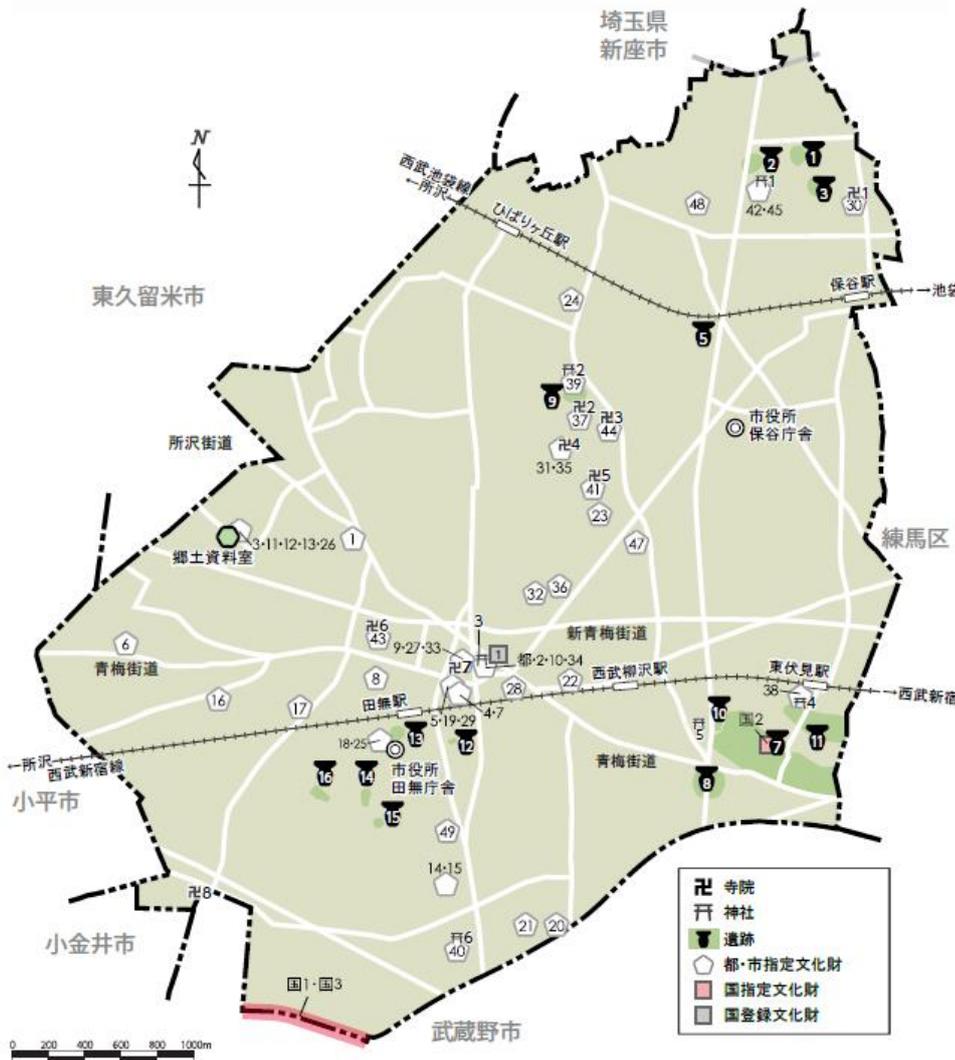


図 8 市内の指定・登録文化財と遺跡の分布図

表 6 市内の遺跡

| 区分 | 名称 |
|-------|-----------|
| 遺跡 1 | 北宮ノ脇遺跡 |
| 遺跡 2 | 上前遺跡 |
| 遺跡 3 | 中荒屋敷遺跡 |
| 遺跡 5 | 南入経塚 |
| 遺跡 7 | 下野谷遺跡 |
| 遺跡 8 | 坂下遺跡 |
| 遺跡 9 | 上保谷上宿遺跡 |
| 遺跡 10 | 東伏見稲荷神社遺跡 |
| 遺跡 11 | 下柳沢遺跡 |
| 遺跡 12 | 上向台北遺跡 |
| 遺跡 13 | 下宿遺跡 |
| 遺跡 14 | 下宿南遺跡 |
| 遺跡 15 | 上向台西遺跡 |
| 遺跡 16 | 田無南町遺跡 |

(4・6は欠番)

9 西東京市の歴史的環境

(1) 最初の一步と集落のはじまり～旧石器時代・縄文時代の人々の活動と集落の展開～

市域北部の白子川、中央部の新川（白子川支流）、南部の石神井川の流域には、旧石器時代から縄文時代の遺跡が13遺跡確認されている。現在市域で発見されている最古の遺物は、約4万年前の後期旧石器時代初頭にさかのぼる。

その後、縄文時代に入り、石神井川流域南岸の下野谷遺跡周辺の一帯に集落が営まれ、特に今から4～5千年前の縄文時代中期には、石神井川流域の拠点となる大規模な環状集落がつけられた。これが下野谷遺跡で、南関東でも屈指の規模を持つ縄文時代中期の集落遺跡として、西集落は国史跡に指定されている。



縄文土器出土状況（下野谷遺跡）

(2) 荒涼たる武蔵野の原野～弥生時代以降、中世初期までの風景～

縄文時代後期になると、下野谷遺跡から遺構や遺物が減少する。これは、気候変動と生業形態を含む社会変化が原因とされており、石神井川や白子川の水量や水質も変化し、人々は、弥生時代以降には稲作農耕を行うような、より下流域に移っていったと考えられる。

その後、弥生時代から平安時代後期（中世初期）にかけては、坂下遺跡で平安時代の住居が1軒、下柳沢遺跡で地下式墳がまとまって見つまっているのみで、人々が定着し、生活した跡がほとんど見られない。この様相は、武蔵野台地の中央部ではほぼ変わらない。古い短歌に「武蔵野は月の入るべき影もなし 草より出でて草にぞ入ぬる」などと描かれている風景は、葦原や灌木が生い茂る、開発と定住をこばむ荒涼とした原野である。

(3) 定住化への動き～鎌倉時代以降、初期定住集落の成立～



市指定文化財第3号
「延慶の板碑」

鎌倉時代に入ると、武蔵野台地にも様々な武士団が形成され、鎌倉へ通じる鎌倉街道がつけられた。市域でも大きな武士団のいた八王子へ通じる横山道がつけられ、この横山道付近の谷戸地域で「延慶の板碑」が発見されている。板碑とは、供養、追善のため等に建立された板状の塔婆のことで、鎌倉時代にすでに谷戸地域に人々が住んでいたことを示す、貴重な資料である。このように、室町時代頃までには、比較的水の豊かな土地に散在型の初期集落が形成され、現在につづく社寺や民間信仰の講等を中心に地域ごとの歴史文化を育てていった。

なお、「田無」「保谷」が史料に初めて現れるのは「小田原衆所領役帳」であり、天文5年（1536）の検地についての記載には「廿七貫五百文江戸田無南沢」、「九拾八貫八百拾文こぐれほや小樽保屋」とあり、小田原北条氏による支配下に組み入れられていたことがわかる。

(4) 西東京市の原型～江戸時代における宿場田無と農村集落の形成～



図9 江戸時代後期の旧村図

江戸時代に入り、慶長11年(1606)に青梅街道が開通すると、馬の乗り換え(継馬)などのため田無宿が置かれた。青梅街道は武蔵野諸村と江戸方面を結ぶ大動脈として重要な役割を果たし、田無村発展の大きな原動力となった。街場として発展した田無宿周辺以外は江戸の近郊農村として発展する。市域の南部境界には、承応2年(1653)に開削された玉川上水と元禄9年(1696)に玉川上水から分水された千川上水が流れている。玉川上水は、江戸市中への給水に大きな役割を果たし、その後、武蔵野一帯にも様々に分水され、灌漑用水や新田開発等に利用された。また、平成15年(2003)には国史跡に指定されている。なお、玉川上水堤のヤマザクラは、江戸

時代中期の八代将軍吉宗の時代に^{おおおかえをぜんのかみただすけ}大岡越前守忠相の命により植え付けられた桜並木で、国名勝「小金井(サクラ)」となっている。

さらに明治4年に田無用水から分水した田柄用水は周辺の新田開発に大きく寄与した。

(5) 近代都市の建設～様々な苦難を経て、近代都市として力強く再出発～

明治時代以降、田無村は地域の中心として発展していたが、明治22年(1889)の新宿・八王子間、明治28年(1895)の国分寺・川越間の鉄道の開通によって大きな打撃を受けることとなる。

第二次世界大戦前には、多摩地域に大きな軍需工場が多数建設され、下野谷遺跡に隣接する武蔵野市には中島飛行機武蔵製作所が建設された。西東京市域にも関連工場や工員寮などの施設が建設され、田無町北部には昭和3年(1928)に中島飛行機発動機試運転工場が建設された。昭和13年(1938)には、その南に隣接して中島飛行機田無鋳鍛工場(翌年、中島航空金属と改称)が建設され、こうした大工場への空爆は激しく、田無、保谷にも大きな人的被害があった。

戦後の復興はめざましく、ベッドタウンとしてひばりが丘団地等大規模な宅地開発が行われ、さらに住宅地やマンションが急増し、人口が飛躍的に増加した。

このように、宿場町の繁栄を引き継いだ田無市と新田開発を含む首都近郊農村から発展した保谷市は、各々独自の歴史文化を育んできた。また、信仰や集落の発展の時期の違いを見ると田無村、上保谷村、下保谷村、上保谷新田の旧村等で、それぞれ特徴的な歴史文化が息づいている。このような多様性は、大きな特色の一つであり、現在、それぞれの地域の個性が寄り添いながら、また、アニメーション文化の振興やランドマークとして愛されるスカイタワー西東京、多摩六都科学館の建設等、新たな文化の動きも取り込みながら、西東京市の歴史文化を形づくっている。

このような歴史文化の基盤となるのが、市域に最初の一步を記した下野谷遺跡に残る人々の生活であり、文化である。縄文時代の人々が集い、ムラをつくり、この地に千年もの間住み続けた理由やその価値を考えることは、現代の我々の生活をより豊かにすることにつながるだろう。

第3章 下野谷遺跡の概要

1 史跡指定

(1) 史跡の位置と範囲

下野谷遺跡は東京都西東京市東伏見二、三、六丁目に所在し、下野谷遺跡西集落のほぼ中央付近では北緯 35 度 43 分、東経 139 度 33 分である。市域の東南端付近に位置しており、遺跡の東側は練馬区と接し、遺跡の東端からは南に約 250m で武蔵野市に接する。

下野谷遺跡は、石神井川を北に見下ろす平坦な台地から低地部にかけての 134,000 m² の範囲にもおよび、西集落の範囲にある史跡は台地の西半部に位置している。

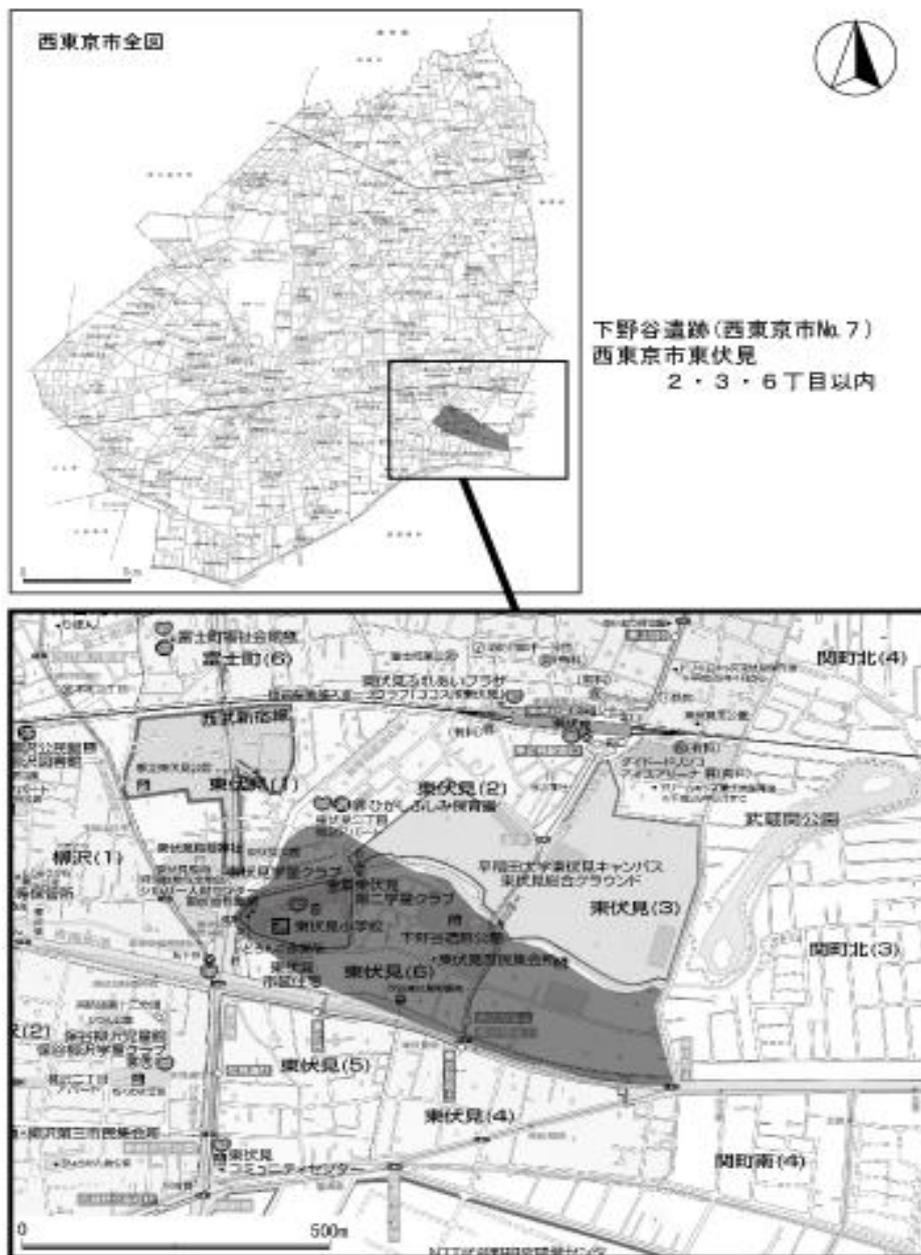


図 10 下野谷遺跡の位置

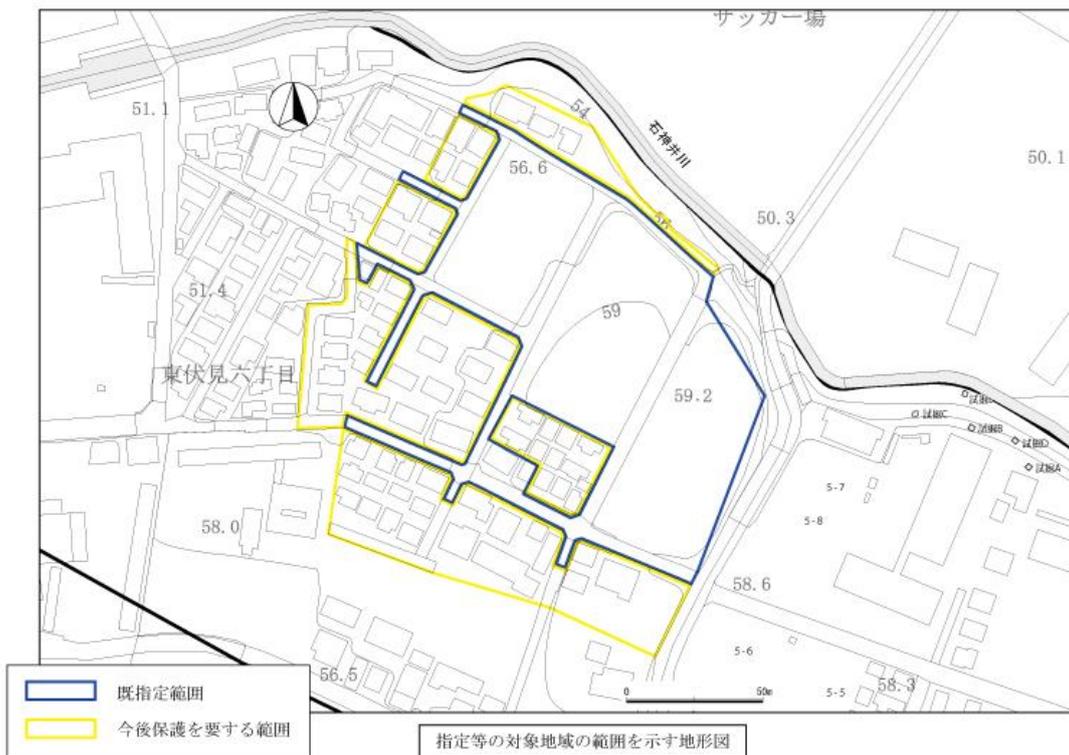


図 11 史跡指定範囲

(2) 指定に至る経緯

① 遺跡の発見

戦前から、畑の耕作などの際に縄文土器のかけらなどが多く見つかることが知られていたが、正式には昭和 25 年（1950）、吉田 格 氏よしだいたるにより「坂上遺跡」さかうえという名称で初めて紹介された。

② 遺跡の調査

その後、長く調査が行われることはなかったが、高度経済成長期に遺跡周辺にも開発の波が押し寄せると、研究者や学生、地域住民の中に遺跡消滅の危機感がつり、発掘調査の必要性が強く認識されるようになってきた。そこで、瀧澤 浩 氏たきざわひろしを指導者に「むさしの台地研究会」が結成され、当時の保谷市へ働きかけ、昭和 47 年（1972）の予備調査を経て、昭和 48 年（1973）、遺跡を保護するために必要な、内容や範囲の調査を目的とした初の本格的な発掘が実施された。市民による遺跡保護の調査の呼びかけはその後の公園の開園や活用事業の流れにつながっている。

下野谷遺跡の本格的な調査は、昭和 47 年の予備調査に始まり、翌 48 年から平成 29 年（2017）まで合計 25 回の調査が行われている。

③ 下野谷遺跡へと名称変更

調査が重ねられる中で、縄文時代の大集落の存在が徐々に明らかとなり、昭和 50 年（1975）には旧字名をとり「下野谷遺跡」したのやと名称が変更された。その後は、開発に伴う調査なども多く実施され、遺跡の一部は失われていったが、膨大な出土品やデータが記録、保存され、報告書にまとめられた。

④ 下野谷遺跡公園の開園

平成 19 年（2007）には、市民による遺跡の保護を求める声を受け、市が遺跡の一部の土地を取得し、国有地と合わせて、下野谷遺跡公園を開園した。この下野谷遺跡公園を活用した遺跡の周知、普及活動などには、市民も積極的に関わり、保護の気運が醸成されてきた。

⑤ 史跡に指定

保存を目的とする発掘調査が続けられ、遺跡の内容が明らかになり、都市部に良好に残された南関東最大級の縄文時代中期の大集落跡として、平成 27 年（2015）3 月 10 日に国史跡に指定された。また、平成 28 年（2016）2 月 3 日には、西東京市が管理団体に指定された。

⑥ 追加指定

史跡指定後も、縄文時代中期の典型となる大規模集落全域の保存を目指し、史跡の価値や魅力の周知を行い、地域の理解を求めている。その結果、平成 28 年（2016）3 月 1 日並びに、平成 29 年（2017）2 月 9 日に追加指定を受けた。今後も継続して、土地所有者をはじめとする関係者の理解と協力のもと、同意を得ながら、適宜、史跡の追加指定の手続きを進めていく。

(3) 指定の内容

① 指定内容

- 《名 称》 史跡下野谷遺跡
- 《所在地》 西東京市東伏見六丁目 272 番 5、272 番 9、272 番 12、272 番 47、272 番 51、272 番 69、273 番 1、273 番 3、273 番 4、273 番 10、273 番 13、273 番 32、273 番 49、273 番 50、273 番 52、273 番 54、273 番 55、282 番 1
- 《面積》 12,511.73 m² (指定後地籍更生登記、追加指定分を含む)
- 《指定履歴》 史跡指定：平成 27 年 3 月 10 日付官報 号外第 50 号 文部科学省告示第 38 号
追加指定：平成 28 年 3 月 1 日付官報 号外第 46 号 文部科学省告示第 35 号
追加指定：平成 29 年 2 月 9 日付官報 号外第 26 号 文部科学省告示第 13 号

② 指定理由

◇史跡指定 平成 27 年 3 月 10 日

下野谷遺跡は、武蔵野台地の中央部を貫流する石神井川右岸の台地上の先端部、標高 50 メートルに立地する、縄文時代中期中葉から末葉に属する環状集落跡である。

この遺跡は、戦前から縄文土器が採集される坂の上の遺跡として「坂上遺跡」と呼称されていたが、保谷市教育委員会（現・西東京市教育委員会）が実施した昭和 48 年度から昭和 50 年度までの遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を契機に、小字名から「下野谷遺跡」という名称に変更され現在に至っている。その後、平成 3 年度以降に頻発した宅地開発や下水道工事に伴う緊急発掘調査により、縄文時代中期の大規模な環状集落であることが判明すると、遺跡の保護を求める動きが活発になった。そこで、西東京市教育委員会では、平成 19 年度には遺跡の一部を公有化して下野谷遺跡公園として保護を図った。その後、西東京市教育委員会は遺跡全体の範囲と内容を確認するための発掘調査を平成 21～23 年度まで実施した結果、土坑群・^{どこう}堅穴建物群・^{たてあな}掘立柱建物群によって構成される直径 150 メートルの環状集落であることが判明した。

この遺跡の構造は、東西 70 メートル、南北 50 メートルの範囲で墓と考えられる土坑群が中央部に密集し、それを環状に取り囲むように堅穴建物群が配置され、さらに掘立柱建物群になると考えられる柱穴群が、環状集落の西側に土坑群と堅穴建物群に挟まれるように細長く半円形に配置される。なお、この遺跡では、これまで縄文時代中期中葉から末葉に至るまでの堅穴建物 107 棟、土坑 166 基が確認されている。遺物は、縄文土器については、縄文時代中期前葉の^{ごりようがだい}五領ヶ台式から後期初頭の^{しょうみょうじ}称名寺式まで連綿と出土するが、環状集落の主要な時期を構成するものは中期中葉の^{かつさか}勝坂式から中期末葉の^{かそり}加曾利 E IV 式である。また、石器としては、^{せきぞく}石鏃・^{せきひ}石匙・^{せきふ}磨製石斧・^{すりいし}打製石斧・石皿・磨石などが多数出土している。

この下野谷遺跡の谷を挟んだ東側には、東西 300 メートル、南北 180 メートルの範囲に、ほぼ同時期に属する環状集落が近接する。土坑を囲む環状の堅穴建物群と、環状集落の西側に土坑群と堅穴建物群に挟まれるように細長く半円形に配置される掘立柱建物群の構造は下野谷遺跡と類

似した構造であり、本来両者は下野谷遺跡西集落と東集落という関係性を有した双環状集落になると考えられる。この東集落については、規模については西集落を凌ぐものであるが、今後遺跡の範囲や内容を精査した上で、保護に関する取り扱いを検討する必要がある。

縄文時代中期の環状集落は関東甲信越に広く分布しており、その中でも、関東南部の武蔵野台地と多摩丘陵は、長野県の八ヶ岳南麓の縄文遺跡群に次ぐ密集度を有し、中規模河川ごとに縄文時代中期の大規模な拠点集落が、数キロメートルの間隔で密集する。これらの中にあつて、下野谷遺跡は規模・内容とも傑出した存在であるとともに、遺存状態も極めて良好である。特に、開発が著しい首都圏において、これほど遺存状態の良好な環状集落は極めて珍しい。

このように下野谷遺跡は、関東甲信越に広く分布する縄文時代中期の環状集落の典型例であり、関東南部の環状集落の中では規模は最大級で、その構造も明らかになっており、遺存状態も極めて良好である。よって史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部監修『月刊文化財』平成27年2月号所収「新指定の文化財」より転載)

◇追加指定 平成28年3月1日、追加指定 平成29年2月9日

下野谷遺跡は、武蔵野台地の中央部を流れる石神井川右岸の台地縁辺部、標高50メートルに立地する、縄文時代中期中葉から末葉の環状集落跡である。

この遺跡は、平成3年以降に頻発した宅地開発等に伴う緊急発掘調査により、縄文時代中期の大規模集落であることが判明した。西東京市教育委員会は、平成19年度に遺跡の一部を公有化して下野谷遺跡公園として保護を図った後、遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を平成21年度から平成23年度まで実施し、縄文時代中期中葉の勝坂式から中期末葉の加曽利E4式を主体とする土坑群・竪穴建物群・掘立柱建物群によって構成された直径約150メートルの環状集落であることを明らかにした。環状集落の構造は、東西70メートル、南北50メートルの範囲で墓と考えられる土坑群が中央部に密集し、それを環状に取り囲むように竪穴建物群が配置される。これまで縄文時代中期中葉から末葉に至るまでの竪穴建物107棟、土坑166基を確認している。

縄文時代中期の環状集落は関東甲信越に広く分布しており、関東南部の武蔵野台地と多摩丘陵は、長野県の八ヶ岳南麓の縄文遺跡群に次ぐ密集度を有する。中でも下野谷遺跡は、規模・内容とも傑出した存在であるとともに、遺存状態も良好である。特に、開発が著しい首都圏において、これほど遺存状態の良好な環状集落は極めて珍しいことから、平成27年に史跡に指定された。

今回、条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(文化庁文化財部監修『月刊文化財』平成28年2月号・平成29年2月号所収「史跡の追加指定」より転載、2度の追加指定理由はほぼ同様の内容)

(4) 指定地の状況

① 土地利用

史跡指定地の面積は 12,511.73 m²で、利用状況を大別すると、下野谷遺跡公園・広場、公衆用道路、市民集会所となっている。中央部は平成 19 年度に開園した下野谷遺跡公園 (3,172 m²) であり、この公園は西東京市史跡公園整備構想報告書 (平成 17 年 3 月) に基づき、基本理念を「みんなでつくり・育てる、縄文を体感できるひろば」として整備したものである。

下野谷遺跡公園

公園の中心部にはイベント等に使用できるオープンスペースがあり、その周りに園路・トイレ・ベンチ・街灯などの設備のほか、遺跡解説板や竪穴住居骨格復元模型などの屋外展示物、また縄文時代の植生を参考にした樹木などが植えられている。

【竪穴住居骨格復元模型】【土坑復元模型】
【地層復元模型】【遺跡解説板】【樹木】
復元模型は、いずれも約 3 分の 2 の大きさで復元したもの。
竪穴住居模型内には炉も復元している。
また、骨格は木製で、老朽化している。



【メイン入口】
【遺跡解説板】
【園名板】





【木道 (階段)】



【サブ入口】
【トイレ】
【水飲み場】

【史跡看板】



【史跡標柱 (暫定)】



【縄文の森】
南側民地との緩衝帯にもなっている。



【ベンチ】
【樹木】



【東伏見市民集会所】平成 13 年 (2001 年) 建築 (LS 造)

【史跡看板】
【遺跡公園案内表示】



史跡指定地
 今後保護を要する範囲
 下野谷遺跡公園

下野谷遺跡用地（公園東西の広場）

下野谷遺跡公園の東西は、史跡指定後に公有地化した土地で、現在、道路（歩行者用）を挟んで下野谷遺跡用地（広場）となっており、史跡標柱や史跡看板、管理用フェンス、生垣が設置されている。公園のオープンスペースとともに、現地でのイベントの際には会場として使用しているが、公園の東側及び西側の境には柵があり、一体的な利用ができない状況となっている。



【第 11 回縄文の森の秋まつりの様子。手前が東側広場で、柵より奥が下野谷遺跡公園】

公衆用道路

史跡地内は、現在、公衆用道路として供用されている部分の面積が 3,809.35 m²であり、史跡の約 30 パーセントを占めている。北側に石神井川があり、史跡の北東部付近には下野谷橋があることから、歩行者・自転車、自動車ともに周辺地域へのアクセスにはこれらの道路を使用することとなり、地域住民の重要な生活道路となっている。

また、下野谷橋付近から下野谷遺跡公園へと続く木道（階段）があることから、東伏見駅への往来などに史跡地内の道路や園路を利用している住民も多い。

東伏見市民集会所

市民集会所は、地域社会の活動拠点として設置しているもので、市域には地域型交流施設（8 施設）と一般型交流施設（12 施設）とがある。東伏見市民集会所は一般型交流施設で、原則として市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又はこれらを含む団体が、事前に申込みを行い、使用することができる。

建築年：平成 13 年（2001） 構造：軽量鉄骨造（地上 1 階建て・延床面積 65 m²）



【東伏見市民集会所】

史跡指定地周辺の状況

史跡指定地の周辺は、都市計画法に基づく用途地域が第 1 種低層住居専用地域であり、利用状況は個人住宅が中心で、その他に駐車場、私道として利用されている。

② 公有地化の経緯

前述のとおり、戦前から存在が知られていた下野谷遺跡の本格的な発掘調査は、開発による遺跡の存亡の危機を憂いた地元住民や研究者らが中心となって始まり、その後も集落の規模や範囲の確定を目指した試掘・確認調査が行われてきた。

市街地にある下野谷遺跡では、住宅の新築や建替が行われることもあるが、その際は可能な限り、遺跡に影響のない建築計画への協力をいただくと

ともに、試掘、確認調査を利用し、遺跡の内容確認に努めている。

このような取組みの中、遺跡に対する市民の関心も高まり、西東京市は一部を市有地化するとともに一部国有地の借用を受け、遺跡の保存を主眼とした整備を行い、平成19年(2007)に「下野谷遺跡公園」を開園し、積極的な活用を行っている。

また、遺跡を確実に保護する目的から、平成27年(2015)3月10日に国史跡に指定された西集落の中心にあたる部分を公有地化している。その後、地権者の同意を得て追加指定を受けた土地についても、公有地化を図っている。

表 7 史跡指定地の土地利用

| No. | 地 番 | 面積(m ²) | 地 目 | 備 考 |
|-----|----------------|---------------------|-------|------------------------------------|
| 1 | 東伏見六丁目 272番 5 | 85.00 | 山林 | |
| 2 | 東伏見六丁目 272番 9 | 700.35 | 公衆用道路 | |
| 3 | 東伏見六丁目 272番 12 | 418.00 | 畑 | |
| 4 | 東伏見六丁目 272番 47 | 2,115.00 | 畑 | 下野谷遺跡公園 |
| 5 | 東伏見六丁目 272番 69 | 1,057.00 | 畑 | 下野谷遺跡公園 国有財産無償貸付契約(財務省) |
| 6 | 東伏見六丁目 273番 1 | 2,619.48 | 畑 | |
| 7 | 東伏見六丁目 273番 3 | 554.13 | 畑 | |
| 8 | 東伏見六丁目 273番 4 | 1,858.00 | 公衆用道路 | 平成28年10月分筆による地積変更(変更前 2,645) |
| 9 | 東伏見六丁目 273番 10 | 516.00 | 畑 | |
| 10 | 東伏見六丁目 273番 13 | 897.00 | 畑 | |
| 11 | 東伏見六丁目 273番 49 | 161.00 | 公衆用道路 | |
| 12 | 東伏見六丁目 273番 50 | 165.00 | 畑 | |
| 13 | 東伏見六丁目 273番 52 | 132.00 | 畑 | |
| 14 | 東伏見六丁目 282番 1 | 304.00 | 公衆用道路 | |
| 15 | 東伏見六丁目 273番 32 | 58.83 | 宅地 | 平成28年3月追加指定・平成29年3月地積変更(変更前 58.66) |
| 16 | 東伏見六丁目 273番 54 | 180.00 | 公衆用道路 | 273-4から分筆 |
| 17 | 東伏見六丁目 273番 55 | 606.00 | 公衆用道路 | 273-4から分筆 |
| 18 | 東伏見六丁目 272番 51 | 84.94 | 宅地 | 平成29年2月追加指定・平成29年12月地積変更(変更前84.8) |
| 合 計 | | 12,511.73 | | |

③ 管理団体

平成27年3月の指定当初より西東京市が史跡下野谷遺跡の保存管理を進めてきたが、平成28年(2016)2月3日付文化庁告示第5号での官報告示をもって、西東京市が管理団体として指定を受け、確実な管理に努めている。

2 下野谷遺跡の環境

(1) 下野谷遺跡の自然的環境

◇周辺の地形

西武新宿線東伏見駅南口から南に続く緩やかな坂を下ると、350mほどで石神井川の流れにあたる。石神井川の北岸となるこの付近には広く緩やかな斜面と低地が広がっており、かつてはその中を数本の川が流れていたようである。一方で対岸の南岸は、緩やかな北岸とは異なる急な崖線を呈しており、現在の比高差は約7.5mで、その急な崖の切通しを上った台地上に下野谷遺跡の主要部が広がっている。

◇武蔵野台地と河川・湧水池

武蔵野台地は、関東山地から流れる水流が造った扇状地で、北から北東にかけて荒川、南から南西にかけて多摩川、西を狭山丘陵、東を東京低地に画されている。その中を、石神井川をはじめ、神田川、妙正寺川、善福寺川などの河川が東西に流れ、谷を刻んでいる。下野谷遺跡の位置する標高50～60mの地点は、地形の屈折点に当たり、武蔵野台地の中でも湧水の多い地点であるため、各河川の谷頭や大きな湧水池が多い。

このような環境は、狩猟・採集を生業とする人々には最適であったと考えられ、各河川に沿って多くの旧石器時代・縄文時代の遺跡が見つかっている。さらに、河川ごとに拠点となるような大規模な遺跡が存在しており、下野谷遺跡もそういった遺跡の一つであったと考えられる。

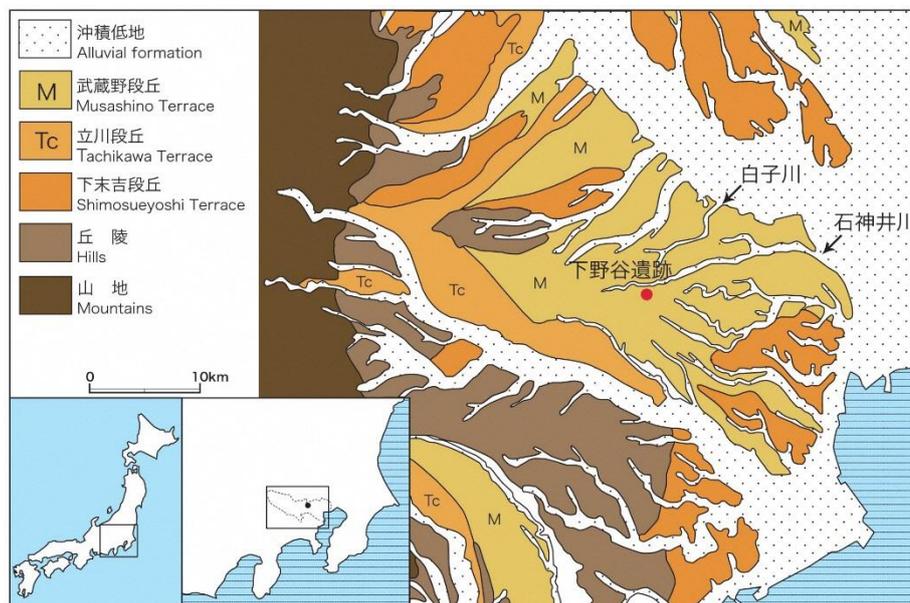


図 12 武蔵野台地の地形と下野谷遺跡の位置

出展：『国史跡下野谷遺跡（リーフレット）』第4版

◇石神井川

石神井川は、小平市鈴木町付近の湧水を源泉として、周囲の湧水を集めながら東西に流れ、東京湾に注ぐ全長約 25km の一級河川である。現在の西東京市域では、雨が降ると水かさが増すものの、通常は水流が乏しく、湧水もほとんど見られなくなってしまった。

しかし、古老の話によれば、かつては下野谷遺跡直下の崖からも湧水が見られ、下野谷遺跡のある台地の下は、昭和初期までは葦の生い茂る沼と湿地で、大雨の折には一面が水で覆われ、湖水の観を呈したという。下野谷遺跡の集落の規模から、少なくとも旧石器時代、縄文時代には水利の良い場所であったと考えられる。

なお、遺跡の東側の市境にある練馬区立武蔵関公園内の富士見池は、かつての豊富な湧水を利用して人工的に造成した池である。

◇下野谷遺跡の立地

下野谷遺跡は、石神井川の上流部の南岸の台地上から低地部にかけて立地しており、遺構や遺物が多く出土する遺跡の主要地域は、地形区分で武蔵野面と呼ばれる台地上にある。

下野谷遺跡の主要部が立地する台地は、東西約 500m 南北約 300m であり、周辺地域では稀な広く独立した、見晴らしも日当たりも良い場所である。この台地は、西側が市立東伏見小学校のある低位面へと下るやや急勾配な坂、東側が練馬区との区境にある練馬区立武蔵関公園へ下る緩やかな坂、北側が石神井川の崖線で区切られる。南側は現在青梅街道に向かい緩やかに下降しているが、これは道路築造の影響もあるようで、本来は下野谷遺跡公園の南が最も標高が高い 58m となる。下野谷遺跡の範囲はこの石神井川を望む台地の全域に西側の低地部を加えた範囲で、東西約 750m 南北約 300m の 134,000 m² に及ぶ。



図 13 下野谷遺跡の地形区分

◇白子川流域の遺跡

西東京市内には、もう 1 本の重要な河川が流れている。市域の中央部から北に流れる荒川水系の白子川である。市域でもこの川に沿っていくつかの旧石器・縄文時代の遺物の散布地が存在しているが、流域には他にも遺跡が多くある。下野谷遺跡の縄文時代中期の集落と同様の性格を持つ自由学園南遺跡（東久留米市）もこの流域に位置しており、隣接する領域をもつ拠点集落と考えられる。



下野谷遺跡の景観（台地上）

(2) 下野谷遺跡の歴史的環境

①旧石器時代

現在のところ、下野谷遺跡で見つかっている最も古い遺物は、黄褐色の火山灰層である立川ローム層第IX層下部から出土した旧石器時代の石の剥片である。このことから、今から約3万年前の後期旧石器時代初頭には、確実に下野谷遺跡に人が訪れていたことがわかる。これら、旧石器時代の遺物や遺構は、石神井川の崖線に近い調査地点で主に発見されている。

武蔵野台地の後期旧石器時代は、10段階ほどに編年されることが多いが、下野谷遺跡では、その最初期を除き、すべての段階に属する石器が見つかっており、旧石器時代全般を通して人々が活動した場所であったことがわかる。

特に、下野谷遺跡で多くの遺物が見つかっているのは、氷河期の中でも最寒冷期にあたる今から約2万7千年前の「V層・IV下層段階」とよばれる時期である。石神井川の崖線に沿って、多数の焼け礫が集積された、石蒸し料理の跡とも考えられている「礫群」が見つかっている。これらは、石器の製作や使用、廃棄された場所と考えられる「石器ブロック（集中部）」と同じ場所に、まるで石を敷いたかのように、多数検出されている。

これらのことから、下野谷遺跡は、キャンプなどをしながら一定の領域を移動する旧石器人がたびたび訪れては滞在する場所だったと想定される。

② 縄文時代

縄文時代草創期の遺物は、今のところ発見されてはいない。ただし、出土した石器の中に1点基部を細く作り出しているような小型の槍があること、また西側に隣接する東伏見稲荷神社遺跡や対岸の下柳沢遺跡では縄文時代の初頭の遺物が発見されていることなどから、草創期の解明については、今後の調査によるところが大きい。

縄文時代早期には、屋外炉とも考えられる多数の炉穴が発見されており、台地上に広く人々の活動の痕跡が読み取れるようになる。

縄文時代前期の遺構は発見されておらず、遺物が崖線寄りで散見されるのみである。

縄文時代中期は、下野谷遺跡を最も特徴づける時代であり、遺跡の主要部となる東西500m南北300mにおよぶ台地上では、ほぼ全域から遺構・遺物が出土している。現在、台地上はその約10分の1を調査しているが、すでに400軒をこえる住居跡が発見されており、これらは2つ以上の環状集落を形成していると考えられる。集落の外では、第18次調査で検出された陥し穴などがあり、

| | | |
|----------------------|-----------------|--|
| 30000年前 | 旧石器時代 | 立川ロームIX層から石器が出土。 |
| 27000年前 | | 石器を作った跡や石蒸し料理の跡(礫群)多数 旧石器時代をとおして、たびたび利用されていた。 |
| 13000年前 | 縄文時代 | 草創期  |
| 9000年前 | | |
| 6000年前 | | 前期 中期 |
| 5000年前 | | |
| 4000年前 | 後期 晩期 | 人々の行動の跡が少なくなる。 |
| 2300年前 紀元前 紀元後 | 弥生時代 | <以後、中世まで武蔵野の原野(あし原や林)が広がる。> |
| 2世紀頃 | 古墳・中世 | |
| 14世紀頃 | | 対岸の下柳沢遺跡(しもやぎざわいせき)に地下式墳(ちかしきょう) = お墓?多数 上保谷村ができる。 |
| 16世紀末 1600年 | | 近世(江戸) |
| 1868年 | 近代(明治・大正・昭和・平成) | 低地部に田畑の跡 田畑として開拓される。 |
| 1889年 | | 保谷村ができる。 |
| 1943年 | | 中島飛行機武蔵製作所の 工具寮ができる。 第二次世界大戦終結 |
| 1945年 | | 保谷市ができる。 |
| 1967年 | | 下野谷遺跡 第1次調査 |
| 1973年 | | 田無市と合併し西東京市となる。 |
| 2001年 | | 遺跡公園ができる。 |
| 2007年 | | 下野谷遺跡 第22次調査 |
| 2011年 | 国史跡に指定される。 | |
| 2015年 | | |

*年表の長さは、時間の長さとは異なります。

図14 下野谷遺跡の歴史年表

西側低地部でも土器や建物跡とも考えられる遺構が見つかった。

縄文時代中期末から後期になると、これらの集落は急速に衰退する。後期には、わずかに土器が出土するのみで遺構は検出されていない。

③ 弥生時代～中世

弥生時代から中世初頭にいたっては、下野谷遺跡における人々の活動の痕跡はほとんどないが、対岸の下柳沢遺跡では、中世の葬送儀礼に関係すると考えられている地下式壙が 50 基以上、群をなして検出されている。

鎌倉時代末期から室町時代初頭には、西東京市域でも、富士見池周辺を始め、南に位置する白子川流域や市域中央の白子川の源流域の一つである谷戸地域などに初期村落が出現してきたと考えられ、今後調査による解明が期待される。

④ 近世～近・現代

中世に出現した集落を母体として、近世には上保谷村、下保谷村、田無村など明確な村落組織ができあがる。下野谷遺跡周辺は上保谷村に属し、街道の跡や畑の畝跡が見つかった。この辺りでは、ホテルの舞うのどかな風景が昭和初期まで見られた。

図 22 では下野谷遺跡の一部や対岸などに「田」と書かれており、石神井川に沿った広い低地を開発して田が作られていたことがわかる。当時、市域内には水田がほとんどなかったことと比較すると、この地域の「田」は珍しい存在であったといえる。対岸の下柳沢遺跡では、石神井川から田へ水を引く水車も発見されている。

下野谷遺跡は、近代の戦跡遺跡としても重要な遺跡である。第 2 次世界大戦時には、下野谷遺跡の南隣の武蔵野市にあった中島飛行機武蔵製作所の工具寮などの付属施設が下野谷遺跡の範囲内に建ち、工場を標的とした空襲の余波も受けた。

戦後は、市域がベッドタウンとしての発展を遂げる中、石神井川の緑に恵まれた、早稲田大学や東伏見小学校などのある文教地区として宅地化が進んだ。平成 19 年（2007）には、下野谷遺跡公園が開園し、市の歴史を味わう文化とみどりの憩いの場となっている。

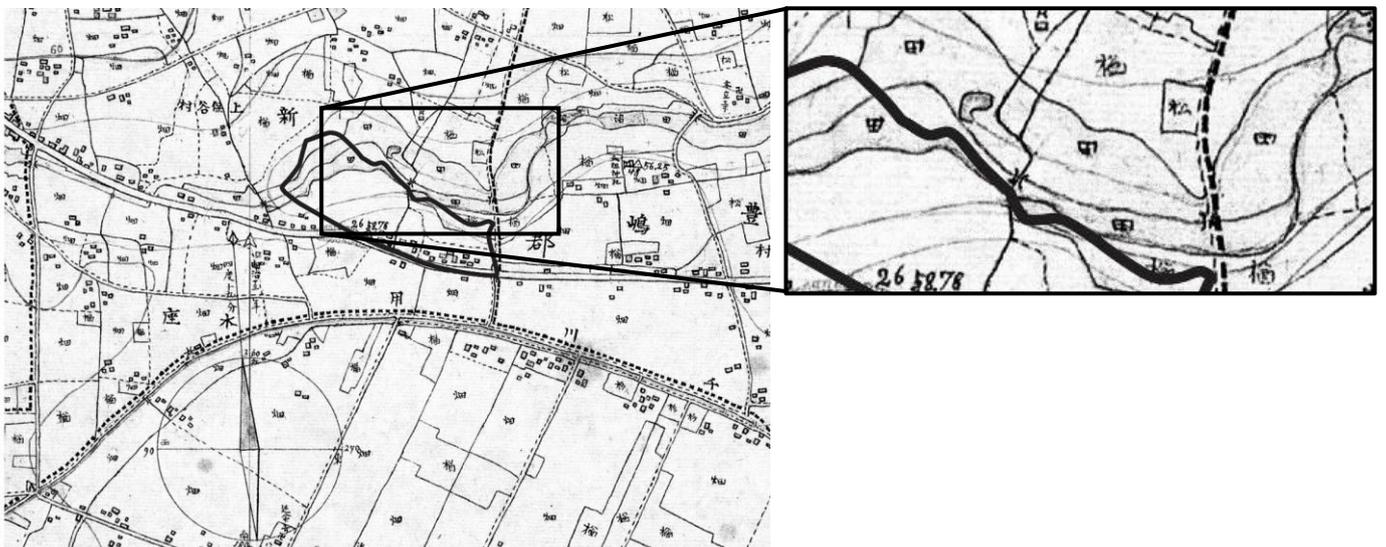


図 15 古地図から見た下野谷遺跡

明治 13 年 10 月測量迅速図（大日本帝国参謀本部測量局）より

(3) 下野谷遺跡周辺の遺跡の状況

◇市内の周知の埋蔵文化財包蔵地

西東京市内では平成 29 年（2017）1 月 1 日現在、下野谷遺跡を含む 14 ヶ所の周知の包蔵地が確認されている（市内の遺跡とその分布図については、第 2 章「8 文化財」を参照）。そのうち 9 ヶ所が石神井川の流域に、3 ヶ所が荒川水系の白子川流域に立地している。残る 2 ヶ所のうち上保谷上宿遺跡は、現在ではその姿を残してはいないが、かつては「マツバ池」とよばれた沼があった周辺で見つかっており、ここが白子川の源流域の一つにあたる。

残る 1 ヶ所は、文化的な理由からその立地が決められた遺跡で、南入経塚と呼ばれる塚であり、旧村である下保谷村と上保谷村の村境に立地していた（塚本体は開発により消滅）。また、この塚は、両村が信仰する、日蓮宗と真言宗等の密教系宗教との境でもあり、塚には「境塚」としての性格も考えられる。

この 14 ヶ所の遺跡からはいずれも、旧石器時代、縄文時代の遺物が見つかっており、採集・狩猟を生業とする人々と水との関係の強さが窺える。

◇下野谷遺跡周辺の遺跡—富士見池遺跡群

下野谷遺跡が立地する武蔵野台地では、湧水が豊富に湧く地点がいくつかあり、それを源流に中小河川が流れている。そういった湧水地点には旧石器、縄文時代を中心とした遺跡群が形成されていることが多く、その中には、河川流域の拠点となる大集落遺跡が含まれている。下野谷遺跡周辺では、下野谷遺跡の東側境界に接する練馬区の富士見池周辺に遺跡群が形成され、西東京市域には下野谷遺跡、練馬区側には富士見池遺跡群と呼ばれる、旧石器時代・縄文時代を中心とするいくつかの遺跡が連なる。

この富士見池遺跡群を構成する遺跡の一つである溜淵遺跡は、富士見池のある谷を挟んで下野谷遺跡と対峙しており、同じく縄文時代中期の住居跡が検出されている。さらに川を下った場所に位置する天祖神社東遺跡・武蔵関遺跡（富士見池遺跡群）、葛原遺跡 B 地点からも、旧石器時代、縄文時代中期の遺構、遺物が見つまっている。



図 16 下野谷遺跡とその周辺

◇下野谷遺跡周辺の遺跡—下柳沢遺跡

富士見池のある谷の対岸の西東京市域には、旧石器時代、縄文時代、中世、近世の遺物、遺構が検出された下柳沢遺跡がある。下柳沢遺跡は、広い低地部を有して緩やかに台地にかかる石神井川の北岸に立地しており、調査区の南端では古い河道が見つまっている。石神井川はかつて激しく蛇行し、しばしば氾濫をおこしており、現在、早稲田大学のグラウンドとなっている低位面は、その際に水に浸かることが多かった。このような立地は、大きな集落には不向きだったのか、縄文時代中期の遺物は出土しているが住居跡は発見されていない。

しかし、縄文時代の草創期の遺構の検出や中世の葬送儀礼に関わる地下式壙が50基以上検出されたことは特筆される。特に、緩やかな斜面地に構築されている地下式壙群は、市内では唯一の確実な中世の遺構で、文字資料がほとんど残存しておらず不明瞭な部分の多い当地域の中世史にとっては貴重な資料である。川を下れば練馬区域に石神井城もあり、今後両者の関係性なども含めた調査・研究が望まれる。

◇石神井川流域に密集する遺跡（旧石器時代～近世）

下野谷遺跡で、旧石器時代、縄文時代の遺構や遺物が多く見つかるのも、豊かな水の恩恵と考えられる。下野谷遺跡が北面する石神井川流域は、国内でも有数の遺跡密集地帯であり、河川沿いに連綿と遺跡が連なっている。そういった多くの遺跡、特に縄文時代中期の遺跡の拠点として重要な役割を担っていたのが下野谷遺跡である。

他の時代も含め石神井川流域の遺跡を概観すると、下野谷遺跡でも多くの遺物が発見されている旧石器時代の遺跡として、石神井川の源流である小平市鈴木町周辺に鈴木遺跡がある。この遺跡では、当時の谷であった場所を囲むように多くの旧石器時代の石器や礫群が重層的に出土しており、人々がたびたびこの場所に回帰していたことを示している。

その下流の、西東京市域には田無南町遺跡、下野谷遺跡の西南、青梅街道を越えた台地上には坂下遺跡がある。坂下遺跡は、下野谷遺跡の調査で指導的な役割を果たした瀧沢浩氏により、日本の旧石器時代研究の最初期、昭和31年（1956）に発見された遺跡で、下野谷遺跡の第1次～4次調査を担ったむさしの台地研究会による報告もなされている。下野谷遺跡より下流には、南関東で最初に発見、調査された茂呂遺跡（板橋区）など多くの遺跡が連なる。これらの遺跡は、遊動生活を行う旧石器時代の人々が頻繁に移動するなかで残されたものと考えられている。人々がたびたび回帰する遺跡には、多くの遺物や生活痕跡が残されており、下野谷遺跡もその一つである。

旧石器時代の遺跡と同様に縄文時代の遺跡は連綿と残されるが、住居跡の残るいわゆる集落遺跡は、下野谷遺跡より上流からは発見されておらず、下野谷遺跡の周辺では、隣接する練馬区側で多くの遺跡が見つまっている。川を下れば、縄文時代中期の集落跡である扇山遺跡、その対岸には城山遺跡がある。その先には、石神井城址がある三宝寺池・石神井池があり、ここにも池淵遺跡をはじめとした遺跡群がある。さらに下流では、遺跡が連綿と続き、貝蒸し遺構などが発見されている中里遺跡（北区）などが立地する東京低地に達する。これらの遺跡の中で、下野谷遺跡の集落の大きさや出土遺物の多さは他を抜きでている。

弥生時代及び古墳時代の遺跡数は、上・中流域ではわずかであるが、下流域になると圧倒的に増加する。下流には豊島郡衙跡を始めとして多くの遺跡があるが、上流ではほとんど見られず、西東京市域の坂下遺跡で住居跡が検出されているのみである。中世以降の遺跡は、再び流域全域に広がるが、密度はそれほど高くなく、その後、近世になると、新田開発も始まり、人々の活動は全域に広がるようになっていく。

◇武蔵野台地の縄文時代中期の集落遺跡

武蔵野台地には、河川流域を中心に縄文時代集落が多数分布しており、それぞれの河川に拠点的な環状集落が残されている。下野谷遺跡は石神井川沿いの遺跡群の拠点となる集落であり、武蔵野台地では最大、関東地方でも最大級の規模を誇る遺跡である。



図 17 武蔵野台地の縄文時代中期の集落遺跡と環状集落

3 発掘調査の成果

(1) 下野谷遺跡概観

第3章2(2) 下野谷遺跡の歴史的環境において述べたように、下野谷遺跡は、石神井川とその氾濫原である低地を崖下にのぞむ台地上から低地にかけて立地しており、旧石器時代から近代にわたる複合遺跡である。

これまでの調査結果では、遺跡の規模は、東西約750m、南北約300mで134,000㎡にわたると推定されている。採集・狩猟を主たる生業としていた旧石器時代から縄文時代にかけては、石神井川流域でも拠点的な遺跡である。

特に、縄文時代中期には、台地上に複数の集落が形成されて、南関東で有数の規模と内容を誇る大集落であった。この集落は大きく2つに分かれ、西集落が直径150m、東集落が東西300m×南北180mの大規模な環状集落であり、その中でも保存状態の良い西集落について国史跡の指定を受けている。

縄文時代中期以外の時代についても、先に概略を述べているが、縄文時代後期から中世までは、人々の活動の痕跡があまり活発ではないものの、中世には周辺に初期村落の萌芽が認められ、近世以降は太平洋戦争の影響を受けながら現在に至る。

このように歴史的に複数の要素が認められる遺跡であるが、そのうち、今回の計画策定の主な対象となる史跡下野谷遺跡は、縄文時代中期に形成された西集落の範囲である。

複合遺跡 下野谷遺跡（旧石器時代～近世・近代）

◇発見された主な遺構

礫群（旧石器時代）・炉穴（縄文時代早期）・陥し穴・竪穴住居跡・掘立柱建物跡・土坑・ピット・畝（近世）・建物礎石（近代）など
() のないものは主に縄文時代中期

◇主体となる時期

旧石器・縄文（早期・中期中葉～後葉）・近世・近代

◇特徴

- ・縄文時代中期の南関東最大級の環状集落
(西集落：直径約150m 東集落：東西約300m×南北約180m)
- ・集落を構成する主な遺構：住居跡400軒以上、掘立柱建物跡20基以上、土坑1,000基以上
(東西両集落計)
- ・集落の存続期間：五領ヶ台式期～称名寺式期(中心は勝坂式期～加曾利E式期 今から約4,000～5,000年前)
- ・西集落の一部は平成27年(2015)3月10日に国史跡に指定

(基本データは2018年1月現在のもの)

*個別の用語に関しては別添の用語集を参照

(2) 下野谷遺跡の発掘調査の概要

下野谷遺跡の本格的な調査は、昭和47年(1972)に行われた保存を目的とした第1次調査のための予備調査がその端緒で、平成28年(2016)には第1回史跡内保存目的調査が実施された。その間の経緯と主な調査地点及びその概要は、次表・次図のとおりである。

表 8 史跡下野谷遺跡の主な調査

| | |
|----------------------|---|
| 昭和47年 (西集落・保存) | 予備調査実施 →地域住民と研究者による調査 |
| 昭和48年 (西集落・保存) | 第1次調査(将来的な手立てを考えるための保存目的調査)実施 →関東では有数の縄文時代遺跡と推定 |
| 昭和48年 (西集落・保存) | 第2次調査実施 →旧石器時代のまとまった資料を検出 |
| 昭和50年 (西集落・保存) | 第3次調査実施。旧石器時代遺構・遺物の存在が明らかになった。 →以後、旧字名に照らし、「坂下遺跡」から「下野谷遺跡」と名称変更 |
| 昭和51年 (西集落) | 第4次調査(下水道管敷設)実施 →西側台地の広い範囲で遺跡の広がりが明らかになった。 |
| 昭和58年 (西・東集落・保存) | 第5次調査(遺跡の範囲確定のための保存目的調査)実施 →東側台地上にも遺跡が広がることが明確になった。 |
| 昭和63年以降 (東集落) | 早稲田大学校地整備(第6次調査)・マンション建設(第7次調査)など、民間開発による発掘調査が多く行われている。 →関東でも有数の規模の大規模環状集落の構造が明らかになった。 |
| 平成11年 (西低地) | 第9次調査(河川改修)実施 →西側低地部にも遺跡が広がることがわかり、遺跡の範囲が拡大 |
| 平成17～18年 (西集落・保存) | 第14次調査(公園建設に伴う事前調査)の実施。 →公園予定地が西側集落の主要部分であることが明らかになった。 |
| 平成19年 | 下野谷遺跡公園開園 |
| 平成19年 (西集落) | 第18次調査 →西側台地の崖線でも旧石器が出土 |
| 平成21年 (西集落・保存) | 第20次調査実施 →西側集落も「環状集落」であり、集落が良好に遺存することを確認 このことにより、下野谷遺跡全体を評価できるデータが揃う。 |
| 平成24年 (西集落・保存) | 第22次調査 →西側集落の東境を確認 |
| 平成26年 | 総括報告書「下野谷遺跡－縄文時代中期の環状集落－」の刊行 |
| 平成27年 | 官報告示により正式に国史跡指定 |
| 平成28年 (西集落) | 第23次調査(史跡指定後第1回目となる史跡内保存目的調査)実施 →掘立柱建物跡の分布・性格の把握のための予備調査の実施 |
| 平成29年 (西集落) | 第25次調査(第2回史跡内保存目的調査)実施 →史跡北西部の遺存状況の把握 |

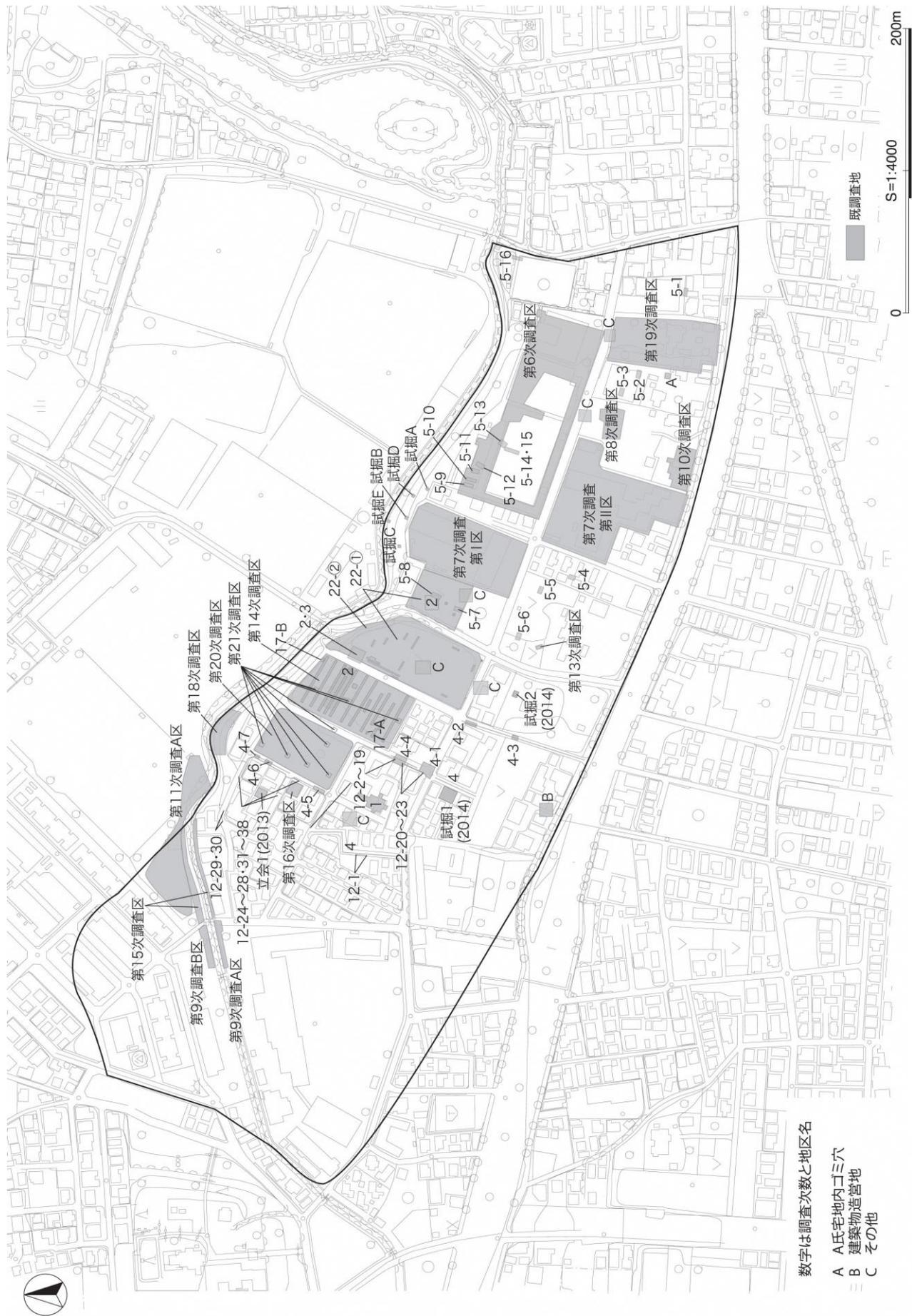


図 18 下野谷遺跡調査地点

(3) 縄文時代中期の集落

① 集落の構造（典型的な縄文時代中期の環状集落）

下野谷遺跡における縄文時代中期の集落は、墓域と考えられる土坑群のある広場を、竪穴住居跡や掘立柱建物跡が囲むように並び、「環状集落」と呼ばれる、この時期に典型的な集落の構造をしている。さらに、環状集落が谷を挟み東西に複数存在するのは稀有な例で、「双環状集落」とも呼ばれ、大規模で拠点となる集落遺跡にみることができる特徴である。

出土した土器の分析などから、下野谷遺跡では、1,000年以上にわたって人々の生活が営まれていたと考えられている。

遺跡からはすでに400軒を超える住居跡が見つまっているが、これらの住居は同時期に存在したものではない。縄文時代の集落は数軒の住居で構成されているものも多く、大集落と呼ばれる下野谷遺跡のような集落でも、一時期の住居の数は、多い時で10軒程度であったと考えられている。それらが1,000年の間に建替えられるなどして累積したことにより、非常に多くの住居跡や大量の土器が残され、南関東最大級の集落遺跡として形成されたものである。

集落の周囲には、出土した炭化材などから、クリなどの落葉広葉樹の森が広がっており、また、対岸の下柳沢遺跡の調査成果などから、石神井川を挟んだ対岸には沼地のような氾濫原が広がっていたと考えられる。石神井川の豊かな水と日当たりのよい台地と森とが、大集落を長期間維持するための重要な要素であったと考えられる。

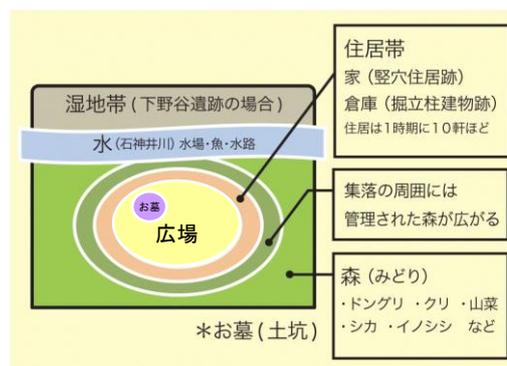


図19 縄文時代中期のムラのイメージ



図20 下野谷遺跡の集落想像図 (VR 下野谷縄文ミュージアム)

(4) 史跡下野谷遺跡（西集落）の調査成果

史跡下野谷遺跡の範囲である西集落域については、本調査、試掘・確認調査を合わせて10次にわたる調査が実施されており、縄文時代の住居跡108軒、土坑約170基以上、掘立柱建物跡5棟が確認されている。ただし、先に述べたようにそのほとんどは確認のみで調査を終え、その後は埋蔵保存されている。また、調査は、比較的集落の北半部に偏っており、集落の南半部に関しての資料が少ない。今後も内容確認の調査を積極的に行う必要がある。

現状では、集落規模はおおよそ東西150m×南北150mと想定できる。この集落範囲の中で竪穴住居跡・掘立柱建物跡が、東西75m×南北60mほどの広場・土坑群を囲むように帯状に分布していると想定でき、典型的な環状集落を形成している。

出土している土器は、縄文時代中期中葉初期の五領ヶ台式から後期初頭の称名寺式で、主体は中期中葉の勝坂1式から加曾利E4式である。縄文時代中期中葉から後葉を中心とした約1,000年の間継続して利用された大集落遺跡である。



図 22 史跡下野谷遺跡（西集落）概念図

① 住居跡

住居跡は、集落の北半部に密集する傾向があるように見えるが、これは南半部の調査が少ないためであり、遺構の分布を丹念に追うと環状に分布していることが想定できる。また、個人住宅1軒の建替えに際して行った第16次調査では、97.3㎡という狭小な調査面積でも9軒の住居跡が重なり合って確認されており、住居跡の分布密度は非常に高いと考えられる。

下野谷遺跡公園築造に先立ち行われた第14次調査では、東西方向に15本のトレンチとよばれる細長い確認用の発掘区を設定し調査を行ったが、53軒の住居跡が確認できた。住居跡は、北半の調査区に密集して分布する一方、南半の調査区では希薄である状況が確認された。一方で南半の調査区では、「ピット」と呼ぶ小さな穴や、「土坑」と呼ぶやや大きな穴が多数見つかった。これにより、住居群と土坑群の分布の違いが明確に表われ、先に見た土坑の多数分布する広場を住居が囲む、環状集落の構造をしていることが明らかになった。

遺構の分布を確認するための調査が大半であるため、時期の詳細について述べることはできないが、出土した土器の型式別の分布状況を見ると、分布にそれぞれ偏りがある。それらを分布域にある住居跡の帰属時期として捉えると、縄文時代前半の勝坂式期の住居跡と後半の加曽利E式期の住居跡が分布域をやや違えている可能性がある。また、加曽利E4式以降、称名寺式及び堀之内式といった中期終末期から後期前葉に関する土器については、北側と南側の周縁部に主に分布している。

このようにすべての住居が同時期に存在していたのではなく、また、時期に



調査地検出状況 北から

第16次調査 調査地検出状況 北から

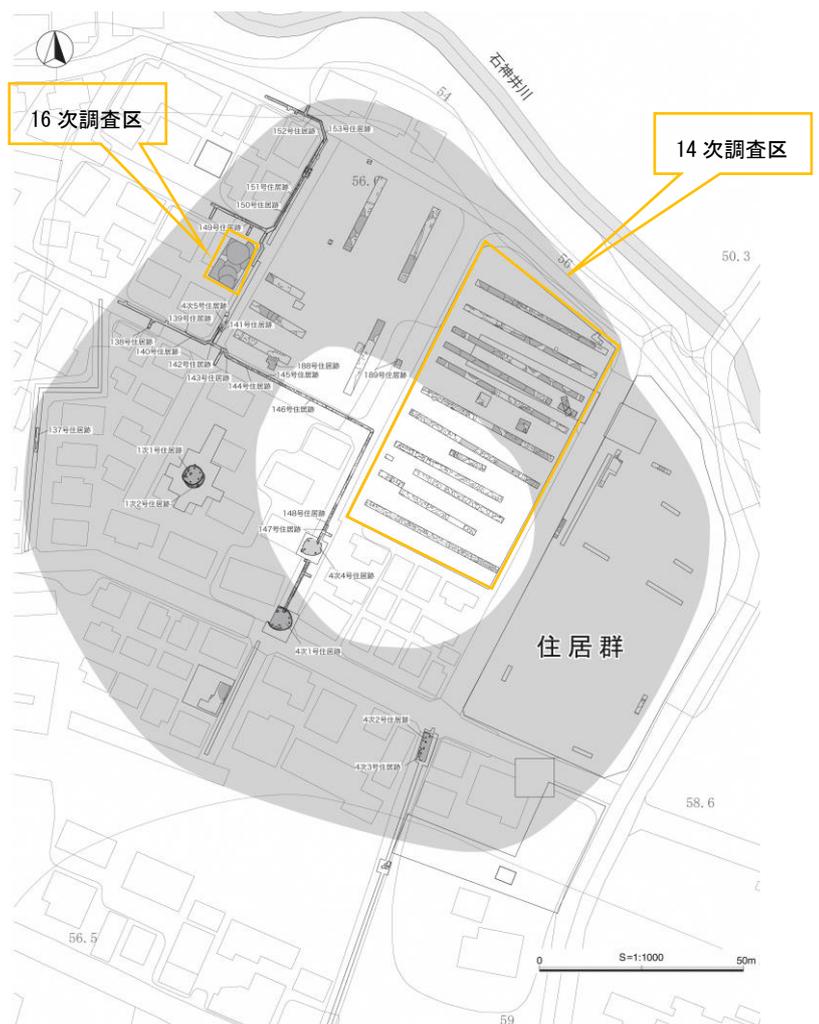


図 23 住居群

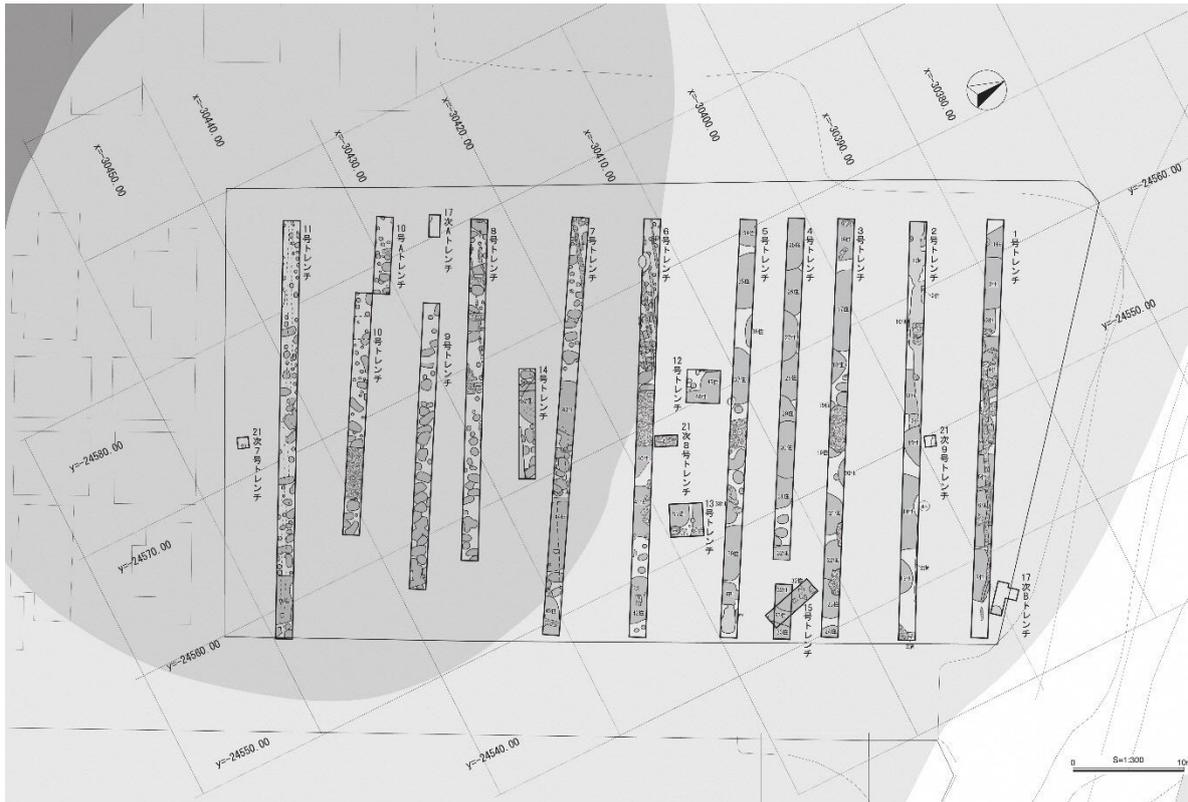


図 24 第 14 次調査 住居群と土坑群

より集落の大きさや住居の分布状況が異なることが想定できる。

住居に関しては、完掘されたものが2軒のみであり、詳細を述べることはできないが、いずれも直径約4～5mの円形の竪穴住居跡であり、床面までの掘り込みはしっかりとしたつくりである。また、第1次調査で検出された住居跡は、何度も建て直された痕跡が見られ、遺構の密集度を示している。

また、住居の中央に炉があり、^{まいよう}埋甕が残るもの、石囲いが残るものなど様々である。第4次調査の2号住居跡では、勝坂3式の埋甕を囲むように大型の石皿が配置されている。

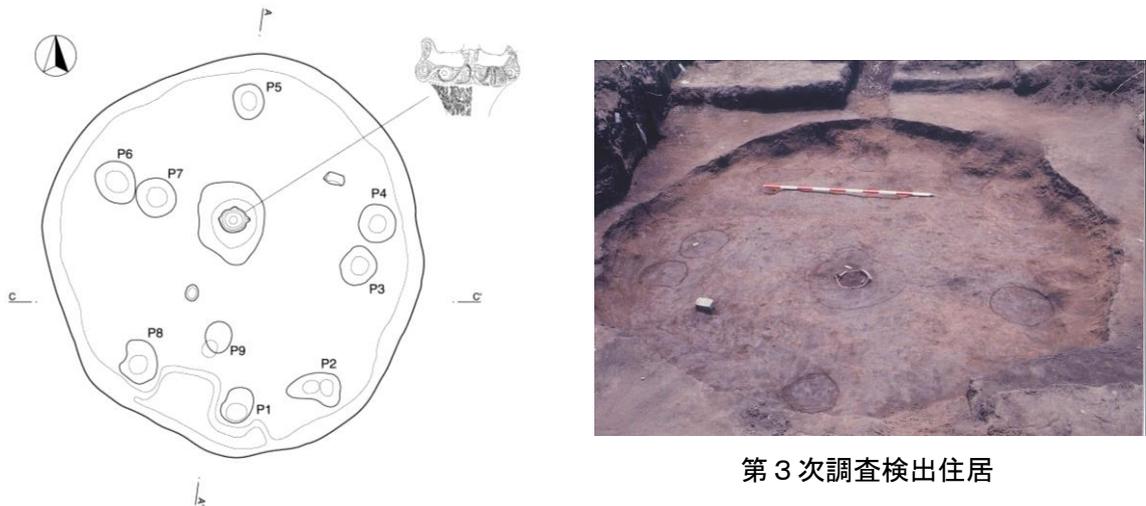


図 25 住居遺構図

第 3 次調査検出住居

② 土坑群

土坑は、①住居跡で述べたように第14次調査の南半部の調査区から多数検出されている。

各遺構の時期や性格の詳細については不明であるが、勝坂式・加曾利E式を中心に、五領ヶ台式～称名寺式といった住居跡と同じ時期の土器が出土しており、東集落など他の環状集落を参照すれば、住居とともに環状集落を構成する墓域を形成するものと考えられる。

この土坑群から出土した土器の型式と出土地点との比較から、南東部分には中期中葉前半の土坑が、北西部分に中期後半の土坑が多く分布している可能性があり、住居跡と同様に縄文時代前半の勝坂式期の住居跡と後半の加曾利E式期の住居跡が分布域をやや違えている可能性がある。



図 26 土坑群

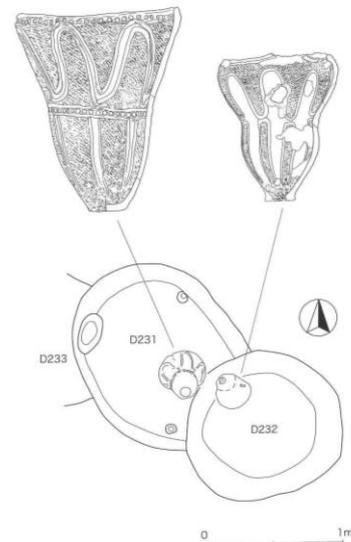
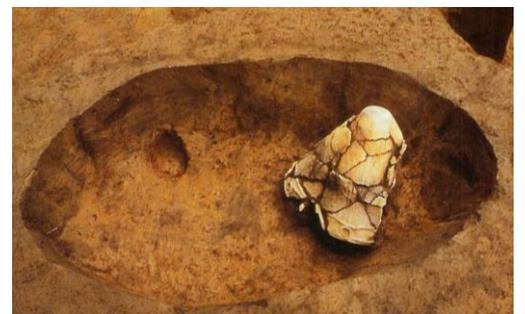


図 27 墓と考えられる土坑
(東集落)



墓と考えられる土坑
(東集落)

③ 掘立柱建物跡

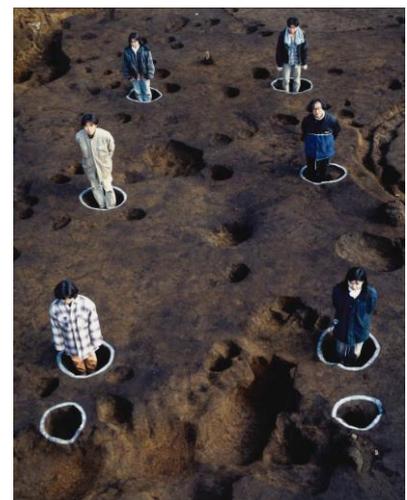
掘立柱建物跡は、環状集落を構成する要素の一つと考えられているが、まとまった発掘事例も多くはなく、いまだ不明な点が多い遺構の一つである。

下野谷遺跡東集落では19棟もの掘立柱建物跡が検出されている。これらは、住居群と土坑群の中間に位置しており、長辺を土坑群の中心に向けて、帯状に分布している。ピットのサイズや掘り方にも特徴があり、比較的大きく、断面形がU字形に近いもので、覆土の堆積状況の観察からは柱痕を想定できる。

西集落域においてもこういった特徴を目安に調査を進めた結果、第12次調査において、8本の掘立柱建物の柱穴と考えられるピットが検出された。さらに、史跡指定後の内容確認調査でも、これらのピットと対応する可能性のあるものが検出された。第12次調査は、配水管新設工事に伴うものであり、調査区は幅60cmと狭く、残念ながらピット間の明確な対応関係は見出せなかった。しかし、これら8本のピットは、住居帯の南東と南の内縁に位置しており、東集落同様、掘立柱建物が住居帯の内縁部、土坑群との間に位置していることを示唆している。また、建物の向きに関しても、長辺を土坑群の中心に向けるという共通性が見出せる。



図 28 掘立柱建物



掘立柱建物の柱穴（東集落）



図 29 掘立柱建物と竪穴住居のイメージ

④ 出土した主な遺物



西集落出土の主な土器



【石鏃】黒曜石以外に近場で産するチャートなども使用されている



上段:耳飾り 下段:垂れ飾り



上段左:磨り石 中央・右:石皿
下段右:磨製石斧 その他:打製石斧

主な遺物写真

史跡下野谷遺跡からは、戦前から縄文土器や石器が見つかっており、それが遺跡の発見、発掘調査につながった。

土器は、五領ヶ台式期から称名寺式期までの、縄文時代中期中葉から後期初頭までにわたる型式の土器が、型式の連続が途切れることなく出土している。これは、史跡地がこの間約 1,000 年間にわたり集落として使用されていたことを示す。主体は、勝坂 1 式から加曾利 E4 式の縄文時代中期中葉から後葉の土器で、この時期関東で多く出土する連弧文系土器も多い。

また、その他にも甲信越に分布の中心がある曾利式や、東関東に分布の中心がある阿玉台式なども多数出土している。中には、曾利式と連弧文系土器が折衷した形態のものもある。他地域の土器の様相が一つの土器の中に混在すること、複数の地域に分布の中心のある土器が共伴して出土していることは、史跡下野谷遺跡に広域から人や物、情報が集まってきていたことを示す。

このことは、石器の石材等からも読み取ることができ、石鏃などの原材料となる黒曜石は、分析の結果、神津島や八ヶ岳といった遠く離れた複数の産地のものが見つまっている。

石器では、多量の打製石斧の出土も注目できる。これらは土堀具として使用されたと考えられ、管理や栽培なども含めた植物資源の利用が活発であったことを示唆している。

植物の利用に関しては、台地上に立地する下野谷遺跡では、有機物の出土は多くはないが、市民協働で進めている、土器の圧痕分析ではエゴマ、ダイズの原生種であるツルマメ、ヤブツルアズキ、ミズキなどが見つかっている。ツルマメのサイズは小さいものから大きいものまであり、管理から栽培への移行が追える可能性がある。

⑤ 集落の存続期間と変遷

出土土器の分析から、史跡下野谷遺跡は縄文時代中期前半の終わりに集落としての選地が始まり、中期を通して大集落が存在するが、後期初頭には終焉を迎えたことがわかる。

完掘された住居が少ないため、住居の分布の変化についての詳細はわからないが、隣接する東集落を参考にすると、中期中葉のはじめの勝坂1式期には環状集落の基本となる空間構成が形成され、その後、集落の規模や住居の分布域はやや変化しながらも、縄文時代中期後半の加曾利E3式期を頂点に拡大していったと想定できる。その後、中期末期の加曾利E4式期には縮小し、後期初頭の称名寺式期、堀之内式期には環状集落の構成も崩れ、集落が消滅している。

この動きは、大きく武蔵野台地内陸部の縄文時代の集落の動きと同じであり、その終焉の理由はおそらく、気候変動と社会変化にあったであろうという推測の域をいまだ出ない。

ただし、約1,000年にわたり連綿と集落とであり続けていたことはまれであり、大遺跡を形成した要因でもある。このような集落が継続した理由や意義は、今後の調査研究で明らかにする必要がある、史跡下野谷遺跡が果たす役割は極めて大きい。

4 史跡下野谷遺跡の歴史的意義

(1) 史跡下野谷遺跡の基本的な様相

前述の調査結果から、史跡下野谷遺跡（西集落）の基本的な様相についてまとめる。

① 典型的な環状集落の構成をもつ。

住居群が土坑群（中央広場・墓域）を囲むようにめぐり、その境付近に掘立柱建物跡と考えられるピット（柱穴）が見つかっている。同心円状に異なる遺構が配置される、縄文時代中期の関東地方における環状集落の一つの典型となる空間構成をもっている。

② 中央広場にある土坑群は墓域である可能性が高い。

中央にある土坑に関しては、西集落では完掘されたものが少なく、その性格を知るための情報量に乏しいが、東集落では伏せ甕が埋設されたものや耳飾りなどの特殊な遺物を埋設するものがあり、墓と考えられるものがある。このことなどから、西集落の土坑群も同様に墓域を形成するものと考えられる。

③ 集落の規模が大きく、遺構、遺物が累積している。

直径約 150 m で部分的には 170 m を測る部分もあり、環状集落としては大型である。

また、確認調査などを主体とするものの、すでに 108 軒の住居跡が確認されており、住居跡の重複や拡張等も顕著に認められる。検出された住居群、土坑群は高密度で累積しており、遺物量も多い。

④ 集落の継続期間が長く計画的である。

出土している土器は、五領ヶ台式期のものから称名寺式期までの、縄文時代中期中葉から後期初頭までの長期間にわたり間断なく継続している。住居跡は、主に勝坂 1 式期から加曾利 E4 式期までみとめられる。西集落は、完掘された住居が少なく、環状集落の細かな変遷は追えないが、東集落の様相を参考とすると、住居域の拡張、収縮、移動、新設などの動きが認められ、常に環の形状を呈していたとは言えないが、住居跡と土坑、掘立柱建物などの間にみられる規則的な空間構成は常に維持されつつ、集落が継続していたものと考えられる。

⑤ 広域なネットワークを有している

出土遺物には他地域でしか手に入れることができない原材料や、他地域の系統の土器などが数多く出土しており、下野谷遺跡が広域のネットワークに支えられていたと考えられる。

⑥ 同様の環状集落が隣接した台地にある

小谷を挟み東に隣接する台地にも、①～⑤の様相を持つ環状集落（東集落）が存在する。時間的な共時性などの詳細についてはさらに細かな分析の必要性があるものの、この2つの集落はともに関連し、下野谷遺跡が地域における中心的な役割を担っていたと考えられる。

これらの様相は、環状集落と縄文社会構造の研究を行った谷口康浩氏があげた拠点集落の傾向である「居住期間の長期継続性」、「大規模な集落空間」、「遺構・遺物の累積」、「計画的空間構成」、「凝集的な中心地（遺跡や遺構、遺物の群衆する地点）」に合致しており、下野谷遺跡が地域を中心となる拠点的な集落であったことを示している。

(2) 拠点集落としての史跡下野谷遺跡

下野谷遺跡で検出された住居跡の軒数は、石神井川の他の集落における住居跡の合計軒数をはるかに上回り、この集中度の高さは石神井川の拠点となる集落であることを明確に表わしている。

このことは、出土遺物にも表れており、遠隔地から搬入された石材や、遠隔地の影響を受けた土器などの分析を通して、今後、広域のネットワークの具体像の解明が期待できる。

また、大量に出土している打製石斧の存在は、おそらく集落の背後にある森を管理するのと同時に、新たに植物資源の栽培などを開始した可能性を示唆しており、市民協働で行っている圧痕調査で発見された大きなサイズのツルマメなどがそのことを後押ししている。

こうしたことから中期の拠点形成を促す要因の一つと考えられる食糧生産技術の向上と生態系との関係の変化を読み取っていくことができる。このような変化には長い期間を要するため、拠点集落として約1,000年間にわたり継続した史跡下野谷遺跡でこそ、可能となる研究である。

さらに、このような大規模な拠点集落はどのように形成され、維持され、また、なぜ終焉を迎えたのか等の人類史上の問いかけ対応し得る貴重な遺跡である。

(3) 双環状集落

遺跡や遺構、遺物が群集するといった特色においては、隣接する東集落の存在が重要である。

東集落は、西集落と同時期に、同じく長期にわたり続いた環状集落で、現在までに住居跡 328軒、土坑約 850 基以上、掘立柱建物跡 19 棟が検出されている。集落規模は、東西 300m×南北 180mと関東地方において一般的に検出される集落規模の倍程度の大きさになる。これらの住居は同時にあったわけではなく、約1,000年の間に何度も建替えられ、最盛期でも10数軒程度の集落規模と想定されているが、遺構は著しく重複しており、検出された住居跡、土坑の数の多さ、密度の濃さは他に類をみない。

史跡下野谷遺跡はこの東集落と隣接して存在しており、より拠点集落としての中心性を際立たせている。こういった集落群は「双環状集落」とも呼ばれるが、その意味や性格はまだ研究上定まっていない部分がある。下野谷遺跡には、それらを明らかにする可能性があり、そのことにより縄文時代の婚姻関係などの社会構造の解明も期待される。

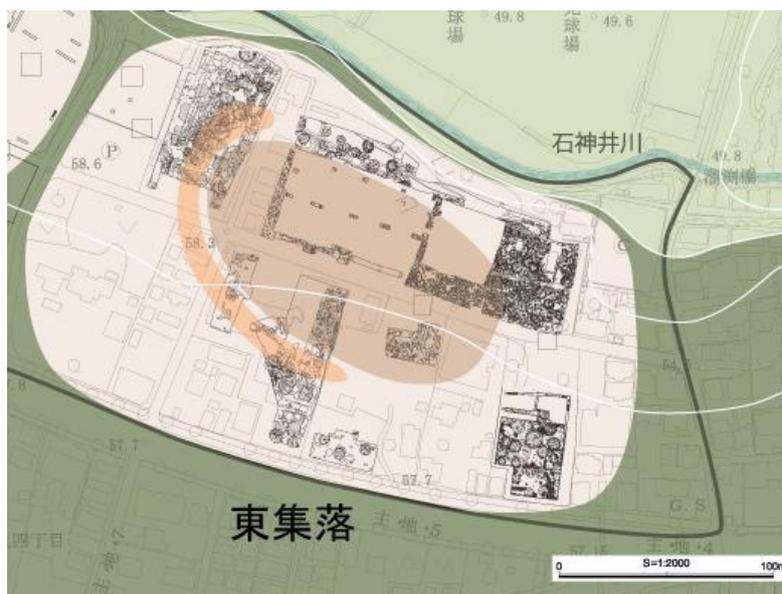


図 30 東集落

(4) 遺跡の保存率の高さと景観の保全

下野谷遺跡は、縄文時代中期の典型的な居住形態を示し、地域の拠点であった集落が全域にわたり良好に保存されており、貴重な遺跡である。環状集落は、集落の平面形態と遺構の構成、分布の規則性をその大きな特徴の一つとしている。

したがって、環状集落と認められているものの多くはある程度の調査がなされた結果、その特徴が明らかになったものが多く、必然的に遺跡の保存は困難である場合が多い。史跡下野谷遺跡の場合、その調査史の当初から、遺跡の保護を念頭に、主として試掘・確認調査が進められてきた。西集落の推定面積である約 22,000 m²のうち、学術調査・記録保存調査で縄文時代の調査が終了しており、詳細が捉えられている面積は 565 m²であり、既調査面積は集落域の約 3%である。

現在調査されていない場所は、第 1 種低層住居専用地域にあたっており、大規模な建物などが建設されていないこともあり、住宅の地下に遺跡は保存されているものと想定される。

また、隣接する台地上には発掘調査による豊富な情報量を有する東集落が存在しており、この成果を援用し西集落を考えることができる。現在、東京都内で、このように集落の全体像が把握でき、かつ、良好に保存されている環状集落はなく、列島全体を見ても稀な例といえる。特に、下野谷遺跡の位置する西東京市は、鉄道を用いて都心から 30 分弱の距離にあり、これほど大都会の近郊に、約 5,000 年前の縄文人の典型的な暮らしの場であり、地域の拠点としての価値をもった集落が保存できる価値は極めて大きい。

さらに、史跡下野谷遺跡の立地する台地上には高層の建物などがなく現在でも大きく地形の改変がなされていないため、崖線には緑も残り、水場である石神井川を望む広く平坦な台地上といった、縄文人が拠点となる集落の場所として選択した景観を想定しやすい。

石神井川に関しては、対岸の下柳沢遺跡の調査時の分析で、北に広がる低地部に関し、比較的長く水に浸かっていた沼状の性質を示すデータが花粉分析などから得られており、集落の眼前には氾濫原が広がっていたと考えられる。様々な用途での水場としての利用や、生業の大きな柱としての川魚漁の可能性、さらに流域の他の集落とを結ぶ交通路としての利用など、石神井川は集落に住む人々にとって非常に大きな意味をもつ生態系の中の一つの重要な要素であったといえる。

なお、東集落に関しても全域が調査されたわけではなく、遺跡の範囲も含めてまだ今後の調査にゆだねられている部分も多い。また、西集落とともに双環状集落といった大規模な拠点集落の特徴を示すものであり、史跡下野谷遺跡の価値を補完するものである。今後も内容確認などの調査研究を続けるとともに、可能な限り保存に向けた目配りをしていく必要がある。

縄文時代の研究において、集落研究は非常に重要な部分を占める。併せてこのように、環状集落研究はその背後に縄文人の生態系への適応、社会構造、文化性など様々な研究題材を内包している。そういった縄文集落の典型である史跡を保存していくことは、将来の縄文文化の研究にとって重要であり、史跡下野谷遺跡の価値は高い。

第4章 史跡下野谷遺跡の本質的価値

1 史跡下野谷遺跡の本質的価値

史跡下野谷遺跡は、縄文時代中期に地域の拠点となった大集落遺跡である。縄文時代中期は、安定した生活の中で豊かな文化が育まれた縄文時代の盛行期に当たり、史跡下野谷遺跡はその時期の集落遺跡を代表する遺跡として、縄文文化や人類史の研究には欠かすことができない。

都心部に残された、自然にはぐくまれた縄文のムラである史跡下野谷遺跡のもつ、普遍的で本質的な価値は大きく以下の5点にまとめられる。

(1) 典型的な構造が明らかな大規模な環状集落

史跡下野谷遺跡の集落は、直径が150mを超え、中央には東西70m、南北50mの範囲で墓と考えられる土坑群が密集し、それを取り囲むように竪穴住居が配置されている。さらに、土坑群と住居の分布の境界近くには、掘立柱建物群になると考えられる柱穴群が半月形にあり、建物が土坑群に沿った形で配置されている。

この構造は、縄文時代中期に関東甲信越に広く分布する環状集落の典型であり、規模も大きい。

(2) 縄文時代中期における南関東最大級の拠点集落

史跡下野谷遺跡の集落の存続期間は土器型式から、中期中葉の勝坂式から中期末葉の加曾利E4式を主体とし、中期前葉の五領ヶ台式から後期初頭の称名寺式まで約1,000年にわたり、連綿と続いている。

また、土器、石器などの遺物も大量に出土しており、遠隔地との交流を示す遺物も多い。

この様相は、地域の拠点となる集落であることを示している。

史跡下野谷遺跡は、武蔵野台地、多摩丘陵といった関東南部の中規模河川ごとに分布する大規模な拠点集落の中でも規模・内容ともに傑出した存在である。

(3) 都市部において良好な遺存状態を保つ大規模集落遺跡

史跡下野谷遺跡は、環状集落のほぼ全域が良好に保存されている。集落遺跡の多くは、開発に伴い実施される発掘調査などが実施されたことにより、その規模や内容が明らかになるため、集落全域の保存と規模や内容の確認・分析が両立できることは極めて稀である。史跡下野谷遺跡は、市民の保護意識から第1次調査が立案され、当初から保存を視野に入れた調査がなされてきたこと、隣接して拠点集落の性格を補完する下野谷遺跡東集落があり、その調査結果により、史跡の内容理解が促進されてきたことなどから、集落を保護しながら史跡の分析が可能であるという恵まれた状況にあった。

特に開発の著しい都市部において、このように良好な遺存状態を保つ集落を遺跡が存在することは稀有なことであり、縄文時代の集落研究にとって貴重な遺跡であるといえる。

(4) 縄文集落の立地を明瞭に示す

遺跡は、武蔵野台地の中央部を貫流する石神井川の右岸台地上の先端部に位置する。台地の中央には浅い谷が入り、台地を東西に分けている。また、崖線下には、現在の石神井川の流れを挟み、縄文時代には沼地状の湿地を呈していたと考えられる低地が広がっている。

台地と低地との高低差がはっきりしており、水場近くの日当たりの良い高台といった縄文時代の集落立地を明瞭に示しているとともに、台地上の谷地形は東西の環状集落を分けた要因と考えられる。また、崖線に茂る緑は、縄文時代の豊かな自然環境を想起させる。

このように、史跡下野谷遺跡を通して、縄文時代の集落の立地と周囲の景観とを理解することができる。

(5) 隣接する東集落と双環状集落を構成する

史跡下野谷遺跡と谷を挟んだ東側には、東西 300m、南北 180m の範囲でほぼ同時期の類似した構造を持つ環状集落が隣接している。

両集落は本来、史跡下野谷遺跡（西集落）と東集落という関係性を有しており、大規模拠点集落に特徴的にみることのできる双環状集落を構成していると評価できる。東集落域に関しては、遺存状態こそ、西集落に劣るものの、規模は西集落を凌ぐものであり、両集落の関係は、史跡下野谷遺跡の拠点集落としての特徴をより際立たせている。

2 史跡下野谷遺跡の本質的価値を構成する要素

下野谷遺跡は、全体では約 134,000 m²の広さを有する遺跡であり、遺跡の状況から複数の階層に分かれる性格を有している。

また、史跡を構成するさまざまな要素には、史跡下野谷遺跡の持つ本質的価値を構成する要素とそれ以外の要素とに分類されることから、以下のとおり階層と要素の分類を示す。

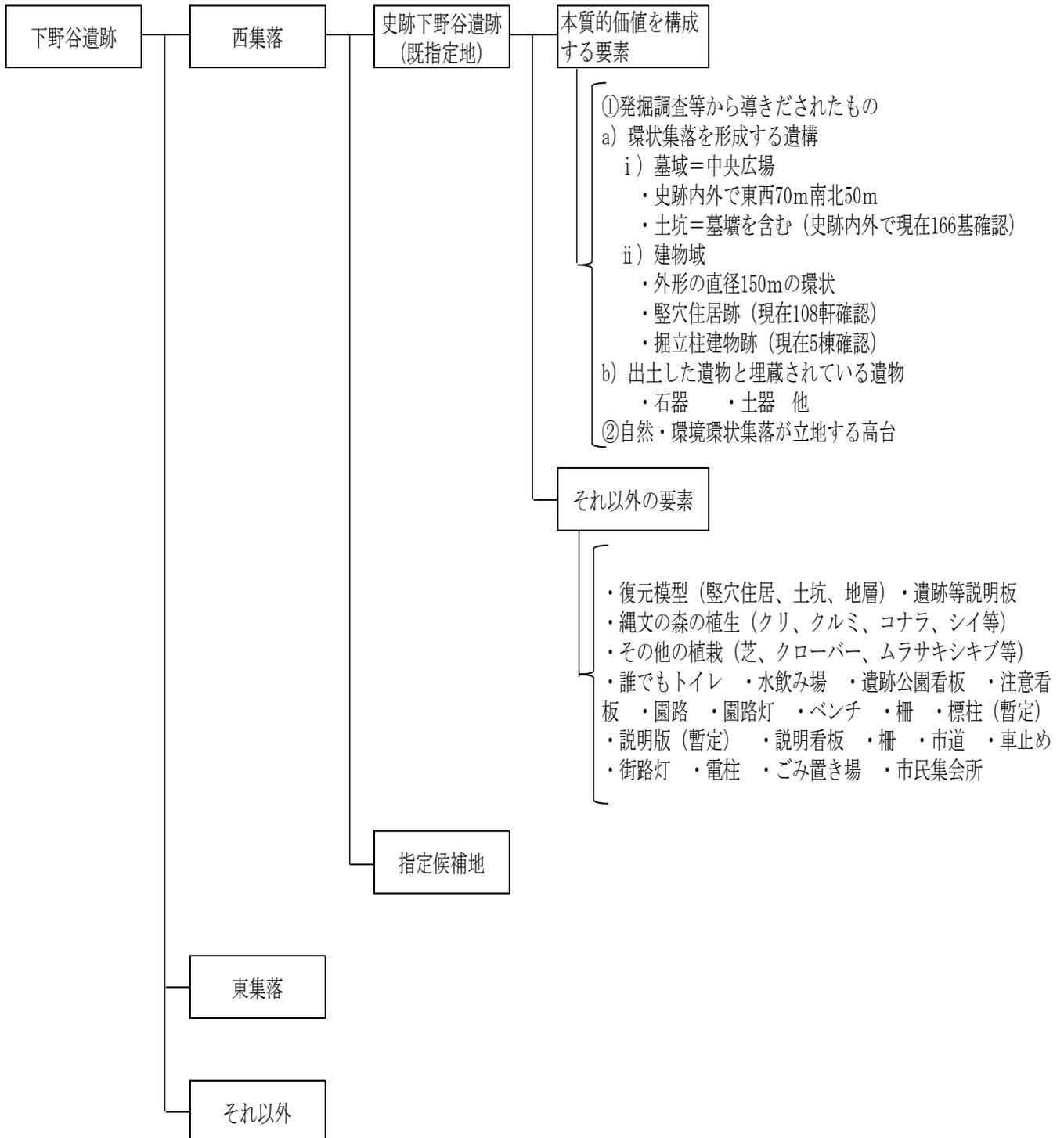


図 31 史跡を構成する諸要素

3 史跡の価値をより高める価値とそれらを構成する要素

史跡下野谷遺跡には、史跡の持つ本質的価値以外にも、それらから導き出される文化的・歴史的価値や、現在の生活や社会にとっての価値などがある。

本質的価値の保存とともに、これらの価値を高め、深めていくことが下野谷遺跡の目指す将来像につながる。

(1) 文化的・歴史的価値とそれを構成する要素

【価値】

下記の縄文文化の解明に資する遺跡であること

- ・人類史における縄文文化の位置付け。特に、狩猟採集を生業の基盤とした安定した定住社会の解明
- ・自然と共生した持続可能な社会システムの解明
- ・縄文集落の盛衰と社会構造の変化の解明
- ・広域な交流、縄文ネットワークなど他の集団や資源との関り方の解明
- ・縄文時代の植物利用と管理栽培などの新たな生業形態の解明
- ・縄文の技や芸術 など

【要素】

- ・遺跡の立地や石神井川などの景観
- ・他系統土器や遠方産石材
- ・土器に残る植物等の圧痕や炭化種子・炭化材
- ・下野谷遺跡のこれまでの研究成果 など

(2) 現代的価値とそれを構成する要素

【価値】

- ・縄文の知恵を現代社会につなげるなど、学校教育や生涯学習に役立つこと
- ・都市部において縄文のムラや縄文文化を感じる空間を提供できること
- ・まちの誇りを醸成することができ、まちのにぎわいを生むこと
- ・市民により守り育てられてきたこと
- ・史跡を核とした人や社会のネットワークづくりに資すること
- ・史跡の保護が自己実現や成長につながること

【要素】

- ・学校・大学・研究機関など
- ・下野谷遺跡公園と周辺史跡地
- ・地元商店会・自治会
- ・他の自治体や遺跡
- ・協力市民団体やボランティア

第5章 下野谷遺跡の保存、活用及び整備に関する基本的な考え方 ～縄文から未来へ したのやから世界へ～

「縄文から未来へ したのやから世界へ」

史跡の保護とは、国民共有の財産である史跡の本質的価値を構成する要素を保存し未来に継承するとともに、その多様な価値や魅力を顕在化して広く社会に示し、現代につなぎ、文化や人の心を豊かにし、また、史跡を核とした地域活性化や地域連携を推進することである。そして、これらの活動は遺跡保護の意識醸成につながるものであり、これらを通して貴重な文化遺産として愛され、守られていく史跡へと成長していく。

史跡下野谷遺跡においては、縄文時代中期のムラ、その中で育まれた縄文時代の文化や知恵、人や社会のつながり、それらを支えた景観確実に保全し、未来に継承することが求められる。

また、下野谷遺跡は都市部に残された貴重な遺跡であることから、それらの価値の保護には地域住民をはじめとした多くの人々が積極的に参加し、人やまちとともに成長する遺跡であるとともに、今後の都市型の史跡保護のモデルとして、また、縄文時代集落研究の拠点としてふさわしい遺跡である。

このことを踏まえ、今後の下野谷遺跡の将来像を掲げるとともに、そのコンセプトを「縄文から未来へ したのやから世界へ」とし、その実現に向けて保存、活用及び整備の側面からその方向性や方針を示すこととする。

国史跡下野谷遺跡の将来像

縄文から未来へ したのやから世界へ

自然の中で育まれた縄文のムラが未来へ継承され、人々の誇りとなる史跡【まもる】

縄文文化やその知恵を学び・つなげ、現代や未来を豊かにする史跡【つなげる】

縄文文化の価値と魅力を高め、世界に発信する史跡【広がる】

まちと共存し、活力を与える都市型の遺跡保護のモデルとなる史跡【集う・結ぶ】

人やまちとともに成長する史跡【ともに育つ】



自然の中で育まれた縄文のムラが未来へ継承され、人々の誇りとなる史跡【まもる】

縄文時代の生活は、狩猟採集を生業の基盤としながらも自然と共存していた定住社会として、人類史の中でも貴重な存在として注目されている。「縄文のムラ」である環状集落は、その重要な要素であり、大規模で遺存状態が良い史跡下野谷遺跡を国民共有の財産として確実に保護していかなければならない。このためには、史跡の人類史的な価値が顕在化され、まちの誇りとなり、人々に愛される史跡となることが重要である。

縄文時代の文化や知恵を学び・つなげ、現代や未来を豊かにする史跡【つなげる】

縄文時代の生活には、自然との共生、持続可能な社会の仕組み、家族のつながり、他集団や資源とのかかわり方など、現代社会を再考する上で示唆に富む点が多い。縄文時代の中で最も安定し豊かな文化を築いていた中期において、南関東最大級の拠点集落であった史跡下野谷遺跡は、縄文の知恵を学び、未来につなげていく貴重な史跡である。

縄文文化の価値と魅力を高め、世界に発信する史跡【広がる】

史跡下野谷遺跡は、縄文文化、特に集落や社会の研究の拠点となる価値をもつ史跡である。また、出土している縄文土器が持つ芸術性や工芸の技などに見られるように、縄文文化は日本文化の基層となる文化である。縄文文化の調査、研究の中心的な役割を持ち、その成果によって史跡や縄文文化の価値と魅力を高め、さらに、国内外へ発信していくことが重要である。

まちと共存し、活力を与える都市型の遺跡保護のモデルとなる史跡【集う・結ぶ】

約1000年間も集落が継続したことは、この場所が平和で安定した社会を維持できる環境に恵まれていたことを示す。また、出土遺物からは、拠点集落として人や物や情報が集まるような場所であったことが伺える。このことから、史跡の価値や魅力を示すうえで、現代においても史跡を拠点として人が集い、結ばれ、まちの賑わいを生むような活用が望まれる。

また、都市部に良好に残された貴重な文化遺産である史跡下野谷遺跡は、今後の都市部の遺跡保護のモデルにふさわしい遺跡である。

人やまちとともに成長する史跡【ともに育つ】

下野谷遺跡は、その第1次調査の契機から市民が主導するなど、これまでも調査・研究、活用の場面において市民が積極的に参加している。今後も、行政だけではなく、市民が積極的に保存、活用及び整備の場面に参加できる取組みを行うとともに、その中で常に新たな価値や魅力が見出され、まちや人々とともに成長する史跡となることが重要である。

下野谷遺跡の保存、活用及び整備に関する基本的な考え方

史跡下野谷遺跡の将来像やコンセプトを踏まえ、保存、活用及び整備の3分野から実現に向けた取組みを推進するに当たり、以下の保存、活用及び整備に関する基本的な考え方のもと、次章以降でそれぞれの現状と検討項目を整理し、今後の方向性や方針を示すこととする。

◆史跡の本質的価値を有する西集落（史跡部分及び指定候補地）の確実な保存（第6章）

史跡下野谷遺跡の本質的価値は、集落全体の内容、規模、その持つ意味にあり、西集落全域を確実に保存することが極めて重要である。

そのために、土地所有者等への史跡保護に対する理解を深めるよう努め、西集落全体の史跡地への指定とともに、公有地化を図り、確実に保存すること、またその価値を恒久的に維持・継承するため、保存・管理の方針を明確にする必要がある。

加えて、史跡の価値を補完する景観や西集落とともに双環状集落を構成する東集落といった周辺環境の保全についても検討する必要がある。

◆下野谷遺跡の価値や魅力を伝え、高める活用（第7章）

学校教育や生涯学習での活用はもとより、下野谷遺跡の価値や魅力を広く社会に示し、その希少性の理解について共有を図ることは重要である。また新たな価値を見出すために、引き続き調査・研究を進める必要がある。

また、下野谷遺跡は、地域の核としてまちの魅力を増進する可能性があり、地域活性化に資する地域資源として、遺跡を地域にかけがえのないものとして捉え、地域の連携を図る要として活用されることが期待される。

さらに、その魅力や価値を世界に発信することで、まちの誇りにつなげていくことが望まれる。

◆保存を前提とした活用促進に向けた整備（第8章）

地下に保存されている遺跡については、その価値や魅力をわかりやすく示す必要がある。そのためには、保存を前提として、活用促進に資する整備を行う必要がある。最も重要なことは、史跡の持つ本質的価値を損なうことなく、史跡であるからこそ味わえ、感じ、体験できる整備を行うことである。

また、整備に当たっては、下野谷遺跡と周辺環境を一体的に捉え、まちの魅力を増進する取組みを検討する必要がある。

表9 将来像と保存、活用及び整備との関係

| | | | |
|--|----------------------------|----------------------------------|---------------------------|
| | 史跡の本質的価値を有する西集落の確実な保存（第6章） | 下野谷遺跡の価値や魅力を伝え、高める活用（第7章） | 保存を前提とした活用促進に向けた整備（第8章） |
| 自然の中で育まれた縄文のムラが未来へ継承され、人々の誇りとなる史跡【まもる】 | 本質的な価値を構成する要素の確実な保存 | 誰もが活用しやすい出土品や成果資料の整理・保管 | 調査・研究成果に基づく縄文のムラを体感できる整備 |
| 縄文時代の文化や知恵を学び・つなげ、現代や未来を豊かにする史跡【つなげる】 | 出土品の保存・管理 | 学校教育、生涯学習で縄文文化や知恵を体験・体得し現代に生かす活用 | 縄文文化や知恵を体験・体得し伝えることのできる整備 |
| 縄文文化の価値と魅力を高め、世界に発信する史跡【広がる】 | 価値保存のための調査・研究の推進・継続 | 調査研究を推進し、史跡の価値や魅力を高め、発信する活用 | 価値・魅力を伝える整備 |
| まちと共存し、活力を与える都市型の遺跡保護のモデルとなる史跡【集う・結ぶ】 | 周辺の文化財等との一体的な保存 | 地域資源と一体化し、まちの賑わいを生み出す活用 | 人が集い、訪れたいくなる、史跡を理解し楽しめる整備 |
| 人やまちとともに成長する史跡【ともに育つ】 | 行政と市民との連携による保存・管理 | 市民や他自治体などとの連携による活用 | 史跡が結ぶネットワークの整備 |

第6章 保存（保存管理）

1 保存の現状と検討項目

現状では、史跡地のほぼ全域に当たる約 12,500 m²を公有地化し、西東京市が管理団体として、史跡地内の現状を維持、遺物・遺構の保護をしている。

【現状】

- ・ 史跡の本質的価値を継承するためには、西集落全体の保護が必要であるが、現状では史跡指定地はその一部となっている。
- ・ 出土品や調査記録が分散して収蔵されており、一括した管理ができていない。
- ・ 調査資料の一部に、未整理・未報告のものがある。
- ・ 追加指定地など、下野谷遺跡公園から離れた場所に所在するものがある。

【検討項目】

- ・ 西集落の構造等の把握はできているが、明確な範囲、詳細な内容を明らかにするために、引き続き調査が必要である。
- ・ 本質的価値の一つである双環状集落を西集落とともに構成する東集落に関しては、保存を視野に入れ、継続して試掘・確認調査などを行い、その全体的な様相を明らかにすることが望ましい。その際、学術上また歴史上価値の高い遺構が確認された場合は、史跡としての指定を検討する必要がある。
- ・ 住宅地にあるため、管理状況が住民の日常生活に影響を与える可能性がある。

2 保存の方向性 * 自然に育まれた縄文のムラの保存と継承

(1) 本質的な価値を構成する要素の確実な保存

史跡下野谷遺跡の本質的価値を確実に保存するために、土地所有者等への史跡保護に対する理解を深めるよう努め、西集落全域の保存を目指し、追加指定並びに公有地化を図るとともに、史跡地周辺地域も含めた地区区分を設定し、現状変更や保存に影響を及ぼす行為等（以後現状変更等と記す）の取扱基準を作成する必要がある。

(2) 価値の保存のための調査・研究の推進・継続

① 保存・管理を目的とした調査の継続

史跡の確実な保存のためには、保存・管理を目的とした調査を継続して進めることが必要である。

② 調査・研究を推進し、新たな価値を見出す

国史跡とは、国の歴史や文化を知る上で重要な遺跡であり、下野谷遺跡も、国史跡として、縄文文化をはじめとした歴史文化の解明に役立つことが求められる。そのため、継続した調査・研究や既存資料の再整理等を行うとともに、幅広く他の研究機関とも連携を図り、縄文時代や人類史の新知見など、史跡の新たな価値を見出していくことが重要である。さらに、それらの価値や魅力を広く発信することにより、史跡の価値が認知され、史跡を誇りとする意識の醸成が図られる。

③ 継続的な保存・管理のための施設の整備

史跡の継続的な保存・管理や調査・研究成果の発信、また、地域資源としての活用などの拠点として、地域博物館等の施設の設置について検討する必要がある。

④ 出土品等の整理と適切な収蔵・保管

継続的な調査・研究のためには、出土品や既存資料の整理を進め、未報告のものに関しては適切に報告するとともに、出土品を適切に保存・管理するための収蔵システムや施設についても検討する必要がある。

(3) 周辺の文化財等との一体的な保存 ～「ふるさと」西東京市の意識と文化財の保護～

西東京市文化財保存・活用計画では、武蔵野台地を拓いて豊かな生活を目指し、努力や工夫を重ねてきた人々の多様な歴史文化を知り、そこから学ぶことによって、その魅力や価値を自らの地域の誇りとし、「ふるさと西東京市」という意識に支えられた豊かで安定した現在の暮らしを、より輝くものにしていく姿を示している。

また、史跡という歴史文化をつなぐ貴重な文化財をその単体としてのみではなく、地域の歴史、文化、自然、景観等の様々な地域資源とともに、それを支える人などの周辺環境も含め一体的に活用・整備し、新たな価値づけを行いつつ保存する方向性についても示している。

(4) 行政と市民の連携による保存・管理

史跡の価値を共有し、地域のかげがえのないものであるといった意識を持ち、地域住民の生活と史跡が共存できるよう、史跡候補地内の土地所有者の理解を求めながら、行政と市民が連携した保存・管理を進める必要がある。

3 保存・管理の方法

(1) 保存の基本方針

西集落(史跡指定地及び指定候補地)を確実に保護し、史跡の本質的価値を将来にわたり守り、伝えるとともに、東集落並びに周辺の景観など史跡の本質的価値を補完する要素に関しても価値を損なわない方策を検討するため、以下のとおり、地区区分を行い、それぞれの現状変更などの取扱方針を示すとともに、関係者の史跡保護への理解が得られるよう努めていく。

(2) 地区区分

史跡指定地内及びその周辺地域を地区区分し、それぞれの地区に応じた現状変更取扱の方針・を定め、保存・管理を進めることとする。

なお、図 40 に図示した地区区分の範囲や区分けは、例えば B 区で追加指定の手続きが整った土地は、史跡指定地として A 区に変更されるなど、追加指定や遺跡の内容確認調査によって随時変更されるものである。

現状変更に関しては、文化財保護法にのっとり、史跡指定地内(A区)においては許可制として、原則として史跡の保存・活用を目的とする以外の現状変更は認めないこととする。ただし、史跡整備や地域住民の生活の維持に関わることなどは、詳細な協議及び検討を要する部分がある。

また、現状変更については、下野谷遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地(B・C区)に関しては、届け出制とする。西集落の範囲に当たる追加指定を目指す地区(B区)については、今後保護を要する範囲として公有地化を視野にいれ、土地所有者等の協力を仰ぎ、積極的に保護を進めるものとする。

なお、C区の一部にある東集落域については、西集落とともに双環状集落を構成することで史跡の本質的な価値に関わることから、保存を視野に入れ、継続して試掘・確認調査などへの協力を求め、その全体的な様相を明らかにすることが望ましい。その際、学術上又は歴史上価値の高い発見があった場合には史跡としての指定を検討する必要がある。

さらに、周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺地域に関しても、遺跡の範囲確認のための調査協力を求め、調査等の結果によっては、可能な限り現状保存に向けた協議と調整を求めていくほか、景観の保全についても協力を求めていく。

なお、現在西集落の位置する下野谷遺跡の西半部の地域は、第1種低層住居専用地域に指定されているが、史跡の保護を考えると、これを維持することが望ましい。

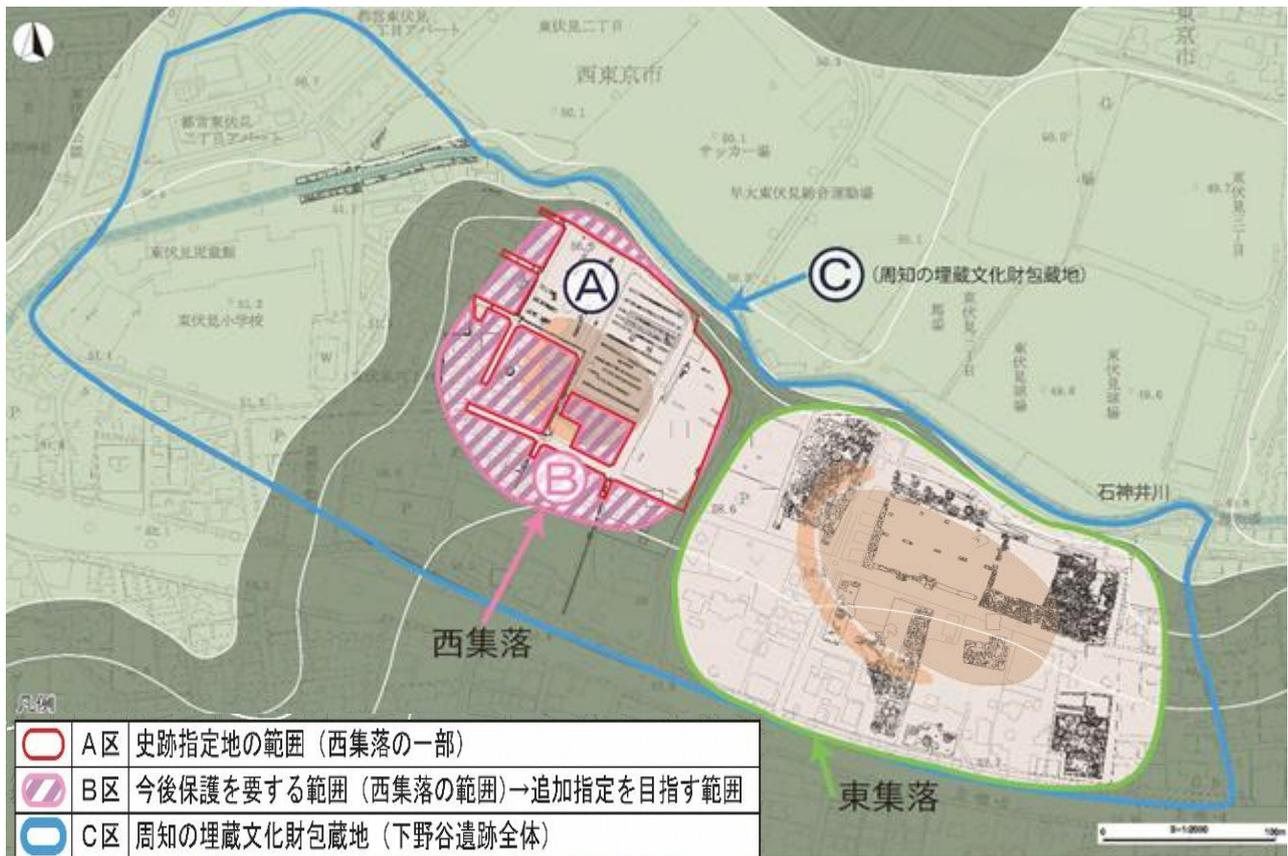


図 32 地区区分

（3）地区ごとの現状変更の取扱基準並びに開発等への対応基準（案）

対象地区を以下のとおり区分し、それぞれの地区ごとの取扱基準を定める。

- A区 史跡指定地の範囲（西集落の一部）
- B区 今後保護を要する範囲（西集落の範囲のうちA区以外）→追加指定を目指す範囲
- C区 周知の埋蔵文化財包蔵地（東集落を含む。下野谷遺跡全体のうちA・B区以外）
- その他 周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接する周辺地域

① A区の現状変更の取扱基準（案）

A区は、文化財保護法（第109条第1項）によって史跡に指定された地区である。

史跡の本質的価値を構成する要素である遺構・遺物・遺跡立地を確実に現状保存することを第一義とする地区であるため、原則として史跡の保存・活用を目的とする以外は現状変更を認められないこととする。ただし、既存の建造物の建て替えや、公益性を有するガス、水道、電気設備などの地下埋設物や工作物、道路等に関しては、遺構に影響を与えない範囲で認める場合がある。

また、遺跡の保護を目的とし、内容の究明や整備のための発掘調査を必要に応じて実施するほか、史跡の価値を高める整備に関しては、本質的価値を損なわない範囲で積極的に推進する。

なお、現状変更等を行う場合は、文化財保護法第 125 条の規定により、文化庁長官あてに現状変更許可申請を提出し、許可を得ることが必要である。ただし、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項により、その一部は西東京市教育委員会に許可権限が移譲されている。

現状変更の許可申請区分等に関しては、下表に示す。

表 10 A区取扱方針

| 項目 | | 取扱方針 | 土地所有 |
|-------|-------------------|--|------------|
| 史跡整備 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の本質的価値を損なわない範囲で、積極的に価値の共有のための整備を進める。 ・ 整備に関係する要素の取扱方針は、以下に準ずる。 ・ 整備後に関しては、史跡の保存・活用に必要な維持の範囲で、現状変更を認める。 ・ 史跡範囲の拡大による再整備については、史跡の価値をより高めるためのものとし、史跡の本質的価値を損なわないことを第一義に検討する。 | 民有地 公有地 |
| 土地の改変 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの以外は原則として認めない。 | |
| 工作物 | 電柱・柵・説明板・遺構等展示物など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規工作物の設置に関しては、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの以外に関しては原則認めない。 ・ ただし小規模なもののうち、遺構に影響のないものについては認める。 ・ 補修に関しては、維持管理上必要な場合、史跡に影響の少ない軽微なものに限り認める。 ・ 除却にあたっては、遺構への影響が最小限にとどまるよう留意して行う。 | |
| 建築物 | 住宅、物置など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築は、史跡の保存・管理、整備・活用に関わるもの以外に関しては原則認めない。ただし、既設建築物と同範囲で、新たに地下埋蔵物に影響を与えない範囲での新築は認める。 ・ 増・改築は史跡の本質的な価値を損なわず、遺構に影響のない範囲で認める。 ・ 補修に関しては、維持管理上必要な場合、史跡に影響の少ない軽微なものに限り認める。 ・ 除却にあたっては、遺構への影響が最小限にとどまるよう留意して行う。 | |

| 項目 | | 取扱方針 | 土地所有 |
|------|-----------------|---|------------|
| 道路 | 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ・新設、拡張は、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの以外は原則として認めない。 ・維持管理のための補修は、遺構に影響のない範囲の軽微なものに限り認める。 | 民有地 公有地 |
| 埋設設備 | 電気、給水、雨水排水、汚水など | <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理上必要な行為以外は認めない。 ・遺構への影響がある改修は認めない。 ・史跡整備に伴う移設は、遺構への影響を最低限にする範囲で検討する。 | |
| 植栽 | 高木、中低木、地被など | <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採、補植は、遺跡の価値を保全、又は高めるために必要なもの及び、維持管理上必要なもの以外は原則認めない。 ・根の伸張により遺構へ影響を与えるおそれがある樹木は、伐採を認める。 ・樹木の移植は、遺構へ影響を与えるおそれがあるものは認めない。 ・整備に際しては、本質的価値を有しないものに関しては除却を検討する。 | |

② B区の開発等への対応基準（案）

B区は、西集落の範囲内であり、土地所有者等への史跡保護に対する理解に努め、今後史跡への追加指定を目指す地区である。

範囲確認調査や研究の進展により、現在集落範囲としてその性格が比較的明確な地区であり、原則として文化財保護法第93・94条による届け出・通知の取扱いの範囲であるが、開発に対しては史跡指定地に準ずる重要地点として扱い、公有地化も含めた積極的な保存の措置を行う地区である。また、遺跡の内容の究明など保存を目的とした発掘調査を必要に応じて実施していく地区である。

表 11 B区取扱方針

| 項目 | 取扱方針 | 土地所有 |
|------------|---|------------|
| 宅地・道路・崖線など | <ul style="list-style-type: none"> ・所有者と調整を図りながら史跡指定を目指し、事案に応じて公有地化を図る。 ・特に崖線沿いの緑地に関しては、積極的に協議を行い、追加指定を目指す。 ・現状を維持する場合には、維持・管理に際して遺構を保存する協力を求める。 ・開発行為や宅地の改修、地下に影響を大きく与える行為等、土木工事が計画された場合は文化財保護法第93条・94条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、協議を行う。 <p>その上で必要に応じては、試掘・確認の発掘調査を行い、遺構の状況と計画による影響の度合いを確認し、遺構に影響のある場合は、所有者に計画の変更及び中止の協力を求める。その際、追加指定、公有地化も協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として遺構の確認のための発掘調査を実施するほか、遺跡の内容究明のための発掘調査も必要に応じて実施する。 | 私有地 公有地 |

③ C区の開発等への対応基準（案）

C区は、これまでの調査などで地下に埋蔵文化財が存在していると考えられ、文化財保護法の規制などがかかる「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼ばれる区域であり、史跡の範囲の拡大の可能性や重要遺構の有無を確認する地区である。

そのため、原則として、文化財保護法 93・94 条による届け出・通知の取扱いの範囲であるが、開発においては、発掘等の実施について調整し、調査の結果に応じては、所有者と保存のための協議を行い、遺跡の保護についての協力を求める地区である。特に、東集落に関しては、下野谷遺跡の特徴である双環状集落を構成する要素として、史跡である西集落の価値を継承するためには欠かせないものであるため、保存を視野に入れ、継続して試掘・確認調査などを行い、その全体的な様相を明らかにするとともに、史跡の本質的な価値に関わる、学術上又は歴史上価値の高い発見のあった場合には、史跡としての指定を検討する必要がある。

また、史跡に隣接して予定されている計画道路の建設に関しては、史跡と共存し、価値を高めるものになるよう考慮して行う。

表 12 C区取扱方針

| 項目 | 取扱方針 | 土地所有 |
|-------------------------------|---|------------|
| 宅地等 学校 大学 道路 崖線など | <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為や宅地の改修、地下に影響を大きく与える行為等、土木工事が計画された場合は文化財保護法第 93 条・94 条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、遺跡の保護を念頭に協議を行う。 そのうえで、必要に応じた試掘・確認の発掘調査を行い、重要な遺構等の発見された場合には、所有者に計画の変更及び中止の協力を求める。 ・東集落域に関しては、学術上、特に積極的に保護についての協力を求める。 ・史跡の本質的な価値を損なわない景観の保全に関する協力を求める。 ・史跡に隣接する計画道路に関しては、史跡と共存し、価値を高めるものになるよう考慮して行う。 | 民有地 公有地 |

④ その他 遺跡の隣接地域等周辺地域への対応基準（案）

遺跡（埋蔵文化財の包蔵地）の隣接地域に関しては、下野谷遺跡の範囲確認のための発掘調査等の協力を積極的に努めるほか、遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて行う地区である。その中で、重要な発見のあった場合には、所有者と保存のための協議を行い、遺跡の保護を求めるものとする。

また、史跡を保護することを目的とし、史跡の立地する地形や景観等の保全について協力を求めていく地区である。

表 13 A区（史跡指定地）現状変更許可申請区分（案）

| 許可申請区分と関連法 | | 行為の内容 | | 想定される行為の例 |
|------------|-----------------|------------------|---|---|
| 文化庁長官 | 文化財保護法第125条 | 下記以外の行為 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置の日から50年を経過している建築物等の改築・除却 ・既存の建築物の同範囲内での新たに史跡に影響を及ぼさない、建築物の新築 ・必要最小限度を超えて土地の形状変更を伴う行為 ・現状の景観に大きな影響を及ぼす行為 ・史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為 ・発掘調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の増・改築 ・史跡整備に伴う工作物の設置 ・切土、盛土などを伴う土地改変 ・史跡整備のための植樹 ・遺跡の保存目的の発掘調査 |
| 西東京市教育委員会 | 文化財保護法施行令第5条第4項 | 軽微な現状変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物^{*1}の新築、増築・改築 ・工作物（建築物を除く）の設置もしくは改修（設置から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの）。 ・既設道路の補修（土地の形状変更を伴わないもの） ・史跡管理に必要な施設^{*2}の設置、改修 ・電柱、ガス管、水道管他、これらに類する工作物の設置または改修（土地の形状変更が最小限度のやむをえない程度を超えないもの） ・木竹の伐採 ・建築物等（設置から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの）の除去。 | <ul style="list-style-type: none"> ・仮設プレハブ等の設置 ・既存フェンスの改修 ・道路の舗装や修繕 ・史跡の説明板、柵等の設置、改修 ・既設のガス管、水道管の差し替え ・景観に大きく影響を与えない範囲での樹木等の伐採（伐根等土地の改変を伴わないもの） ・木道の改修 |
| 許可申請不要 | 文化財保護法第125条但し書き | 維持の措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・史跡がき損、衰亡している場合の復旧、その拡大を防ぐ応急措置、復旧が困難な場合の除去等 | <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の損壊箇所への盛土による保護や土のうの設置など |
| | 文化財保護法第125条但し書き | 非常災害のために必要な応急措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時、若しくはその発生が予測される場合に緊急的に取られる応急措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩れの土砂の除去 ・倒壊した工作物の除去 ・倒木等の伐採・除去 ・地下埋設管の緊急的措置 |
| | 文化財保護法第125条但し書き | 保存に及ぼす影響が軽微である場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な維持管理 ・既存建築物等物の維持管理（土地の改変を伴わないもの） ・植栽の維持管理（土地の改変を伴わないもの） | <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な枝の除去、剪定、草刈り等 ・案内板などの色塗り等の補修 ・簡易な案内板の設置 ・資材等の仮置き |

* 1 小規模建築物は、階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造または鉄鋼造の建築物であって、建築面積（増・改築では、増・改築後の面積）が120㎡以下のものを指す。

* 2 文化財保護法第115条に規定されるもの

4 追加指定についての方針

史跡に隣接する、西集落を構成すると想定される範囲（B区）においては、これまで大規模な開発が行われておらず、環状集落の一部が良好に保存されている。史跡の本質的価値を継承していくためには西集落全域の保護が必要であり、B区については、今後保護を要する範囲として土地所有者をはじめとする関係者の理解と協力のもと、同意を得ながら、適宜、史跡の追加指定の手続きを進めていく。

C区に関しては、文化財保護法93条・94条に基づく対応を図るものとする。東集落の区域に関しては、史跡の本質的な価値に関わるものであることから、保存を視野に入れ、継続して試掘・確認調査などを行い、その全体的な様相を明らかにすることが望ましい。その際、学術上又は歴史上価値の高い発見があった場合には、史跡としての追加指定を検討する必要がある。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺地域に関しては、調査に協力を求め、重要な発見があった場合には、所有者と保存のための協議を行っていく。

5 史跡指定地の公有地化についての方針

史跡の保存及び活用・整備の観点から、将来的には史跡指定地全体を計画的に公有地化することが望ましく、今後の活用・整備の方向性を踏まえ、土地所有者をはじめとする関係者の理解を得ながら、追加指定と公有地化を図る必要がある。

6 史跡指定地の保存・管理における連携

史跡指定地の保存・管理では、関連する分野との連携・協力が重要であり、関連部署と施策内容等について、調整・連携を図り、全庁的な取組みを推進する必要がある。

また、取組みを幅広く進めるためには、市民・地域・市民団体等との連携・協力を図ることは重要であり、市民活動団体を育成・支援する取組みを検討する必要がある。

7 出土品の保存・管理

出土品の適切な維持・管理や継続的な調査研究を進めるためには、現在分散して収蔵されている出土品や調査記録を一括管理することが重要であり、出土品のデータベースなどの管理システムの構築・収蔵施設の整備について、検討する必要がある。

8 史跡と周辺環境の一体的な保全

西東京市文化財保存・活用計画では、文化財の保存についての基本的な考え方として、地域の文化財をその他周辺環境などと一体化した保存・活用の方向性を掲げており、史跡の本質的価値に深く影響を与える石神井川やその崖線部の景観、また、双環状集落を構成する東集落について、一体化した保全や活用を検討することが重要である。

第7章 活用

1 活用の現状と検討項目

活用については、以前から市民団体などが主体となって下野谷遺跡のパフレットを作成したり、講演会を開催するなど、保存や普及に向けた活動が活発に行われており、そのことが、現在の下野谷遺跡公園の開園にもつながっている。下野谷遺跡公園の開園後も、行政と市民が連携して活用事業を活発に行い、その中で国史跡指定への機運が醸成されてきた。多方面にわたる活用とそれを担ってきた人々の存在は、史跡下野谷遺跡の貴重な価値の一つである。

一方で、さらなる活用をすすめるためには、以下の検討を要する事項もあげられる。

【検討項目】

- ・ 史跡の解説や出土品の展示・保管施設が史跡の近くにあることが望ましい。
- ・ 史跡の魅力やアクセス方法などの情報の周知を広げる必要がある。
- ・ 団体見学の受け入れのため、大型バスのアクセスを可能にすることや、駐車スペースを設ける必要がある。
- ・ 誰もが保護に参加できるように、史跡や展示施設をユニバーサルデザインとする必要がある。
- ・ 市民団体等の活動の拠点とする場所が必要である。

【現状での活用事例】

①下野谷遺跡の普及イベント

毎年、春と秋に下野谷遺跡公園において普及イベントを開催している。特に、秋に開催する「縄文の森の秋まつり」は、地域の商店会、自治会、市民団体、ボランティア、学生などが運営スタッフとして参加し、火おこしや弓矢などの体験コーナー、ステージ演奏などを行っており、毎年多くの来場者が訪れるイベントである。

また、郷土資料室においても、市内の文化財の普及啓発事業の一環として下野谷遺跡や縄文時代をテーマとした講演会やワークショップなどの事業を実施している。

◆平成28年度の主なイベント

「縄文のムラで春風と遊ぼう！（平成28年5月）」、「親子縄文土器づくり体験教室（全3回7～8月）」、「文化財講演会 気候変動と縄文文化の変化（8月）」、「見て！さわって！作って！秋のワークショップフェス（9月）」、「縄文の森の秋まつり（10月）」、「VRで下野谷遺跡を大冒険！！（平成29年3月）」



縄文の森の秋まつり



植物からの糸作り体験縄文のムラで
（縄文のムラで春風と遊ぼう！）

②国史跡指定記念シンポジウム

下野谷遺跡の国史跡指定を記念して、これまで2回のシンポジウムを開催している。他自治体の協力を得ながら、下野谷遺跡の普及啓発とともに、下野谷遺跡の今後を考える契機となるよう、設定したテーマに基づく講演や活用事例紹介、講演者によるパネルディスカッションを行っている。



第1回シンポジウム会場

- ・第1回 縄文時代の大集落遺跡を探る・護る・活かす（平成27年12月13日開催）

代表的な縄文時代中期の遺跡の調査や活動事例を通して、考古学的な意義や地域の宝としての活かし方を探る。

- ・第2回 森・海・山の縄文（平成28年12月11日開催）

「森」の集落下野谷遺跡に加え、海・山の恵みを受けた遺跡を取り上げ、考古学的な意義や市民活動について考える。



第2回シンポジウム展示コーナー

③下野谷遺跡デジタルコンテンツ

下野谷遺跡の価値と魅力をわかりやすく伝えるため、当時のムラの中にあるようなVR（バーチャル・リアリティ）映像や、縄文時代のくらしの解説・クイズなどにより楽しみながら学ぶことができる「VR下野谷縄文ミュージアム」を制作している。

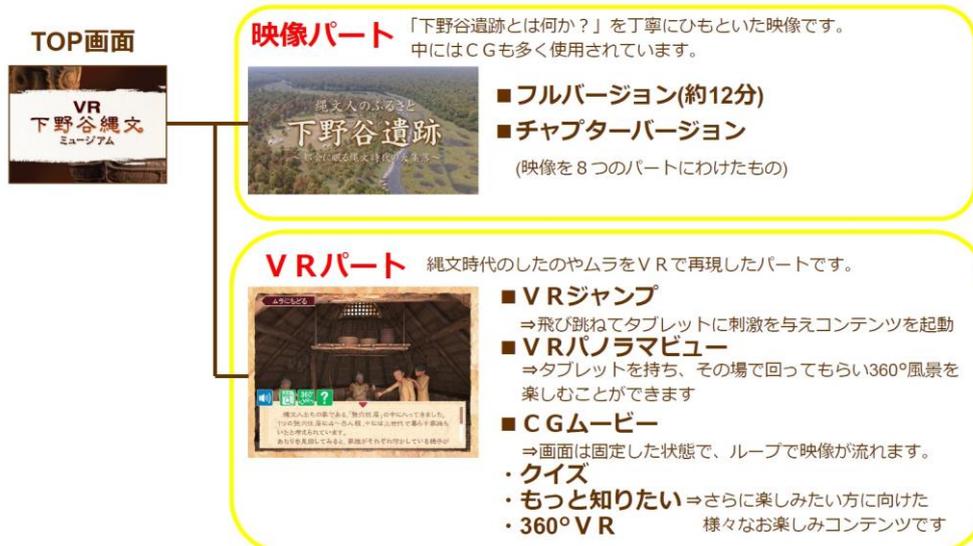
タブレット50台は学校教育現場や生涯学習、イベントなどで活用している。

また、スマートフォン用アプリの無料配信を行っている。



学校教育現場での使用風景

◆VR下野谷縄文ミュージアムの構成



イベントでの使用風景



タブレット使用イメージ

④下野谷遺跡のキャラクターの活用

下野谷遺跡を幅広い年齢層に普及させていくため、公式キャラクター「したのやムラのしーたとのーや」を活用している。

狩りの練習をしている男の子「しーた」と、土器づくりの勉強を始めた女の子「のーや」は、今から4,500年前の「したのやムラ」に仲間と一緒に暮らしていた設定で、各種媒体に登場している。



したのやムラの「しーた」と「のーや」

©T&K/西東京市



「しーた」と「のーや」使用例
 写真左：下野谷遺跡副読本「しーたとのーやのじょうもんものがたり」
 写真上：下野谷遺跡紹介アニメ「したのや遺跡縄文物語」より
 写真右：広報西東京（平成29年1月1号）



⑤学校教育との連携

次代を担う世代に下野谷遺跡の価値を伝えていくため、下野谷遺跡からの出土品を展示している郷土資料室への団体見学受け入れや、市内小中学校での総合的な学習の時間や社会科（歴史）等の出前授業などを積極的に行うとともに、学校教育の現場と連携し、下野谷遺跡を生きた教材として活用するための取組みを行っている。



郷土資料室での授業の様子

◆市立中学校での「下野谷遺跡出前授業」

市内の市立中学校全9校の1年生を対象に、下野谷遺跡出前授業を実施している。

パワーポイントでの下野谷遺跡についての説明や、「VR下野谷縄文ミュージアム」によるVR体験、また実際に下野谷遺跡から出土した本物の土器に触れる体験により、自分たちの住んでいるまちに、未来に残すべき貴重な文化遺産「国史跡下野谷遺跡」があることを知る機会となっている。



中学校出前授業の様子



本物の土器を見る様子

◆副読本での学習

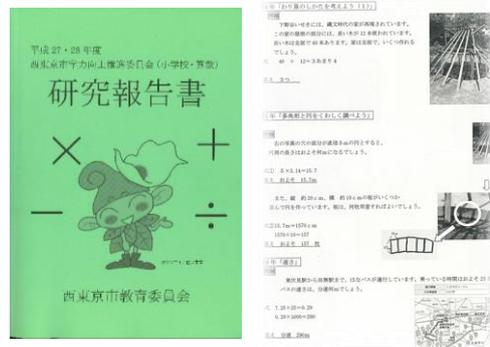
小学校3、4年生が使用する副読本『わたしたちの西東京市』に下野谷遺跡のページを設け、地域の大切な歴史文化としての意識が根付くよう、授業などに活用している。

◆地域の宝を英語で発信

市立中学校2年生の英語でふるさとをPRするための学習に下野谷遺跡を活用している。

◆歴史や自然学習以外の分野での活用

算数の学習に下野谷遺跡を活用するなど、多方面で学習の題材として下野谷遺跡を利用する試みを行っている。



算数の教材研究で用いられた例

コラム

東伏見小学校での取組み

史跡に近接する東伏見小学校では、下野谷遺跡の特別授業や郷土クラブの新設、児童による「東伏見歴史館」開設のほか、運動会や展覧会などの学校行事において下野谷遺跡を題材とした作品作りや発表を行うことにより、児童だけではなく保護者や地域への普及啓発を図る取組みを行っている。



運動会の全校ダンス（したのや縄文体操）



下野谷遺跡公園での特別授業の様子



収蔵庫を整理して開設した東伏見歴史館



展覧会で6年生が製作した土器の展示

⑥地域との連携

地域では、地元商店会が市のイベントに参加することに加えて、地元商店会主催事業においても地域の文化遺産として下野谷遺跡が紹介されており、地域から下野谷遺跡を応援する取組みが行われている。また、下野谷遺跡の普及啓発のために地域団体が考案した「したのや縄文体操」は、市や商店会イベント、地元小学校で活用されている。



地域イベントで披露されたしたのや縄文体操



地域イベントでの紹介



縄文の森の秋まつりでの出店



東伏見駅のイルミネーション

コラム

地域資源としての活用(下野谷遺跡関連商品の開発・販売)

下野谷遺跡の普及と地域振興とを目的として、地域の商店会等の協力のもと市内の商店が、縄文時代や下野谷遺跡キャラクター「したのやムラの『しーた』と『の一や』」など下野谷遺跡をモチーフとした商品を開発し、販売を開始している。これらの商品を市が市のイベントで紹介するなど、地域と市とが連携し、地域資源として下野谷遺跡を活用する取組みを行っている。



下野谷遺跡と地元がコラボ オリジナルグッズ & スイーツ ガイド

下野谷遺跡を訪れたら、少し足をのばして、地元産品へ。ここでしか出会えない逸品の数々を、ぜひお楽しみください。

「しーたくん」と「の一やちゃん」

縄文のクマと入り組んだつるり子と人気のキャラクターパン。キャラクターをかたどったパンの中には、ザクザクのふんわり入ったあんがたっぷり。デザインも季節限定の限定版も。くまのくまは動物、どらもんは縄文時代から来たとも、新しいパンにビジュアルと味を合わせたか、と「濃密と一緒」、愛を盛り上げたいですね」といふ言葉が印象的でした。

下野谷遺跡マドレーヌ

軽やかなフォルムが美しい、地元産品がたっぷりのお菓子。縄文時代の住居をイメージした、インパクト抜群のマドレーヌ。ビスケットのつるりとした食感を活かした、他のマドレーヌとは違う味わい。他のマドレーヌとは違う味わい。他のマドレーヌとは違う味わい。他のマドレーヌとは違う味わい。

「しーた・の一や」コインケース

個人ごとのオリジナルデザインも。キャラクター入りで気軽に楽しもう。しーた・の一やのキャラクターも。しーた・の一やのキャラクターも。しーた・の一やのキャラクターも。しーた・の一やのキャラクターも。

したのやくッキー

季節を感せず楽しめる、誰からも愛されるやさしい味わい。丁寧な下処理したクッキー。丁寧な下処理したクッキー。丁寧な下処理したクッキー。丁寧な下処理したクッキー。

木のスマホスピーカー

国産の無垢材ならではの温もりと、手づくりの食しやすさ。スマートフォンの置き場所に最適な大きさ。スマートフォンの置き場所に最適な大きさ。スマートフォンの置き場所に最適な大きさ。スマートフォンの置き場所に最適な大きさ。

⑦市民と協働した取組や事業

普及啓発事業においては、地元商店会や市民団体、学校等の様々な主体との連携した取組みを行っているほか、大学・研究者と市民団体と市とが協力し、下野谷遺跡から出土した土器を研究材料として最新の分析を行うなど、新たな価値や魅力を見出すための調査・研究面における取組みを行っている。

コラム

研究者・市民が協働で行う最新の縄文時代研究

平成 25 年から、下野谷遺跡の土器に残る植物などの圧痕を探し、分析する活動を、専門の研究者、考古学を学ぶ学生、市民活動団体、行政担当者などで構成された合同研究チームを立ち上げ継続して行っている。下野谷遺跡での植物利用にとどまらず、縄文時代の有用植物の栽培化などの最新の研究テーマの解明に市民も直接かかわることで、遺跡への愛着を深める機会となっている。



市民を含む合同研究チームによる調査

⑧生涯学習に関わる取組み

公民館や高齢者大学・市民団体主催で、下野谷遺跡に関わる成人向け講座が開講されている。その取組みの中から下野谷遺跡や縄文時代を学ぶ自主サークルが生まれ、下野谷遺跡公園でのイベント「縄文の森の秋まつり」などの場でも遺跡の普及などの活動をしている。

⑨大学との連携

下野谷遺跡の発掘調査や出土遺物の整理には、考古学を学ぶ大学生が参加しており、実際の調査研究の現場を体験する機会となっている。また、縄文の森の秋まつりやシンポジウムなどの普及イベントでは、毎年多くの大学生が体験コーナーや遺跡解説などに運営側として参画し、研究や学びの場となっている。



縄文の森の秋まつり（火おこし）

⑩市内関連施設との連携

市域に所在する多摩六都科学館とは、企画展示やプラネタリウムを活用した講演会などのほか、多摩六都科学館のプラネタリウム番組において、下野谷遺跡デジタルコンテンツを活用したプログラム「縄文人が見た星空」を上映するなど、連携事業を実施している。

また、史跡としての指定時などには、駅前商業施設における企画展示や懸垂幕掲示の協力を得ることで、広く周知を図っている。



「縄文人が見た星空」チラシ

⑪関連自治体との連携による事業の実施

他の自治体の縄文時代遺跡担当者などを招き、シンポジウムや講演会を開催したり、また市の担当者が他の自治体に招聘され講演を行うなど遺跡を要とした交流を行っている。

例えば、西東京市の友好都市である山梨県北杜市には、数多くの縄文時代の遺跡があることから、交流事業として北杜市に所在する遺跡の発掘体験事業を実施した。同時代の他の遺跡を知ることにより、改めて下野谷遺跡の価値や魅力を発見する機会となる。



北杜市での発掘体験

⑫西東京市郷土資料室での出土品等の展示

西東京市郷土資料室は、市内の郷土資料（考古資料・歴史資料・民具・民俗資料）を収集・保管・保存・展示するための施設であり、5つの展示室で資料を公開している。このうち、展示室2を「南関東で最大級の縄文集落 国史跡下野谷遺跡を知る部屋」として、下野谷遺跡から出土した石器や土器を常設展示し、本物の遺物のもつ魅力を感じ、学ぶことができる場としている。また、下野谷遺跡関連のワークショップ等のイベントや、土器などを携えた市域の各地域へのアウトリーチ活動を行っている。



展示室2での土器等の展示

⑬活用に向けた出土品の管理（データベースの作成）

現状では出土品が複数個所にわかれて収納されており、出土品の管理と資料を見学、利用のためのデータベースを作成している。

⑭情報発信

主に市の広報やホームページで広域的な情報発信を行っている。グローバル化に対応するため、平成28年度にはホームページの下野谷遺跡の解説を多言語化（英語、韓国語、中国語（繁体字・簡体字））し、世界に向けて発信している。

また、パンフレットやリーフレットを作成し、遺跡の普及に努めているほか、イベントなどにあわせて下野谷遺跡のキャラクターやモチーフをあしらった啓発用品を作成するなど、多くの人の目にふれる機会をもらう工夫をし、情報発信に努めている。

さらに、外部の縄文サイトなど、市以外のツールからの情報発信についても連携を図っている。



多言語版ホームページ（英語）

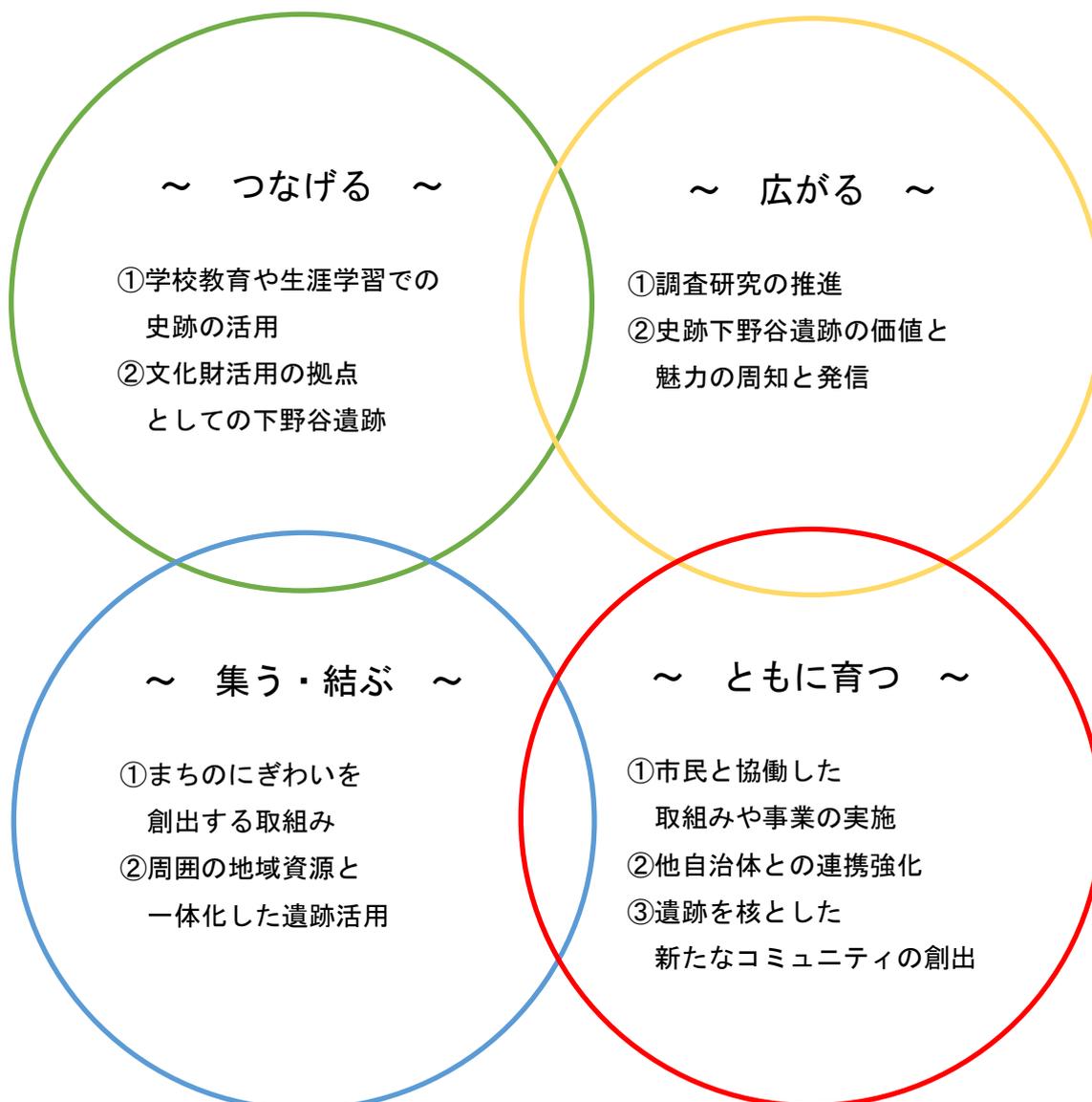
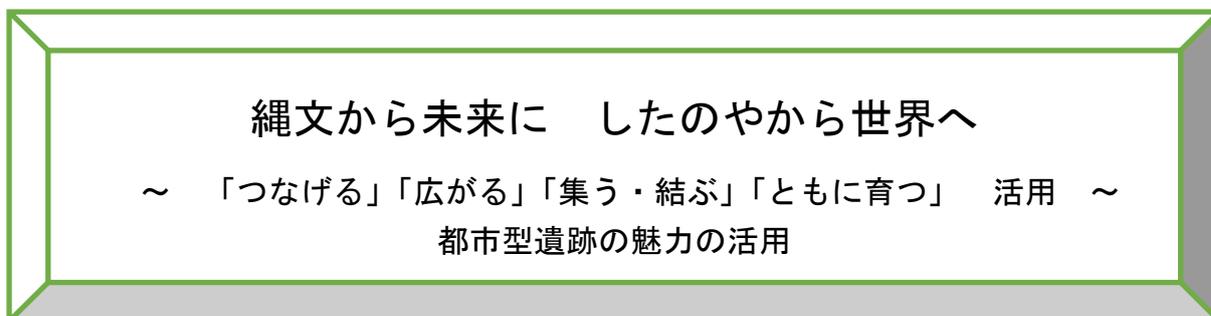
⑮中学生によるまちづくりワークショップ

『西東京市文化祭保存・活用計画』の策定に当たり、中学生による縄文遺跡を活用したまちづくりワークショップを開催した。そこで提出された「縄文給食」などのアイデアは実施にうつされている。

また、本計画策定においても、市民参加手法の一つとして、下野谷遺跡と周辺の縄文遺跡をめぐるバスツアーと意見交換のワークショップを実施し、市の未来を担う中学生のアイデアを募集した。

2 活用の方向性

下野谷遺跡については、これまでも様々な分野において活用を進めてきている。今後、史跡を保護していくために、調査・研究やその成果についての情報発信、学校教育・生涯学習への活用、市民・市民活動団体との協働事業、市内事業者等との連携など、史跡の価値をより高めるための取組みが重要である。さらに、都市型遺跡の魅力をいかした活用を検討する必要がある。



3 活用の方法 * 縄文の知恵を学び、現代や未来に活かし世界に発信する

活用の促進にあたっては、下野谷遺跡の本質的価値の一つである「双環状の拠点集落」の特徴といえる、多世代の人々が居住し、また、他の地域とのつながりを持ち、広域的なネットワークにより、より多くの人々が集い、関係性が創られ、結ばれていた、「つなげる」「広がる」「集う・結ぶ」「ともに育つ」を基本コンセプトとする。

下野谷遺跡の現地での活用事業のほか、下野谷遺跡の研究成果の発信などを継続するとともに、現地で体感・体験できる整備や市民や地元関係団体、他自治体等との連携の強化などにより、さらなる効果的な活用を図ることを検討する。

活用の柱1 「つなげる」

(1) 学校教育や生涯学習での史跡の活用

- ・次世代へ継承していくためには、学校教育との連携は極めて重要であり、学校との連携を図り、授業に活用しやすい資料や場を提供するとともに、子どもたちが自主的に学ぶ仕組みを検討する。
- ・幅広い世代に史跡の周知を図るため、生涯学習への資料の提供や、現地で体感・体験できる整備を検討するとともに、参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。
- ・市内において連携し、歴史や自然教育だけでなく、様々な分野での史跡の活用を推進する。

(2) 文化財活用の拠点としての下野谷遺跡

- ・西東京市文化財保存・活用計画に基づき、市内の文化財の保存・活用のモデル的な位置付けとして、重点的な取組みを行う。
- ・縄文文化が、歴史文化の基層として現代につながる連続性をもっていることを理解・体験する機会づくりを行う。
- ・上記の拠点となる地域博物館等の設置について検討する。

活用の柱2 「広がる」

(1) 調査研究の推進

- ・活用に資する新たな価値や魅力を見出すための調査・研究を積極的に進めることを検討する。
- ・調査研究に専門家だけでなく市民も関わることにより、市民参画型の調査研究を進め、遺跡をより自らに近いものと感じることによる、保護意識の向上に努める。
- ・縄文時代研究の課題に応える集落遺跡として、国内外に調査研究の素材を提供し、縄文時代の魅力を発信する。

(2) 史跡下野谷遺跡の価値と魅力の周知と発信

- ・遺跡を知り、その重要性の理解を深めるための普及啓発を推進する。
- ・デジタルコンテンツ等を積極的に活用し、遺跡の魅力の周知を図っていく。
- ・縄文文化・下野谷遺跡の情報発信の源であり、
日本文化の基層を学び、発信するセンターを目指
すものとする。 ⇒ 「縄文から未来に
したのやから世界へ」
- ・研究者等と連携を図り、グローバル化に即した情報発信を行い、下野谷遺跡の価値や魅力を世界に向けて発信していく。

活用の柱3 「集う」・「結ぶ」

(1) まちのにぎわいを創出する取組み

- ・近年、文化財を地域の資源に位置づけ、地域の賑わいの創出や誇りを持てる魅力として活かすことが求められている。
- ・まちづくりや地域の魅力として下野谷遺跡を活用した取組みを進めるためには、関連する組織や機関、団体との調整・連携が必要である。
- ・庁内組織に加えて、市内事業者や商店会等と連携し、様々な視点での地域活性化の仕組みの構築を検討し、下野谷遺跡を核としてまちの魅力を増進し、地域活性化に資する活用を目指す必要がある。
- ・地域にとってかけがえのないものとして捉え、地域の連携協力の機運を醸成する。

(2) 周囲の地域資源と一体化した遺跡活用

- ・史跡の周辺地域には、アクセスの入り口となる西武新宿線東伏見駅、駅周辺の商店街、文教地区を形成する早稲田大学と市立東伏見小学校、豊かなみどりと水の景観をもつ練馬区立武蔵関公園と石神井川、都立東伏見公園などがある。
- ・史跡の対岸には、市域では唯一中世の遺構が見つまっている下柳沢遺跡があるほか、武蔵関公園を挟んだ台地上には、練馬区の富士見池遺跡群が広がっている。東の低地を挟んだ台地上には東伏見稲荷神社がある。
- ・恵まれた歴史、文化の地域資源を活かしたまちづくりや地域活性化の仕組みの構築を検討し、まちのにぎわいの創出に資する取組みが望まれる。
- ・地域の資源を結ぶ活用とそのため整備について検討する。

①周囲の地域資源の状況

ア) 都立東伏見公園

- ・起伏のある広い芝生の公園で開放的で多目的に使われている、高台からは周辺の景色が良く見え、史跡下野谷遺跡の周辺地形を読み取ることができる。



イ) 石神井川ぞいの歩道

- ・歩道が川の両岸とも整備されており市民の散歩コースになっている。
- ・歩道から史跡の北側の斜面が見え、水場の上の高台に集落が立地していることが理解できる。
- ・川の流れには水鳥も飛来し練馬区立武蔵関公園の池と共に野鳥観察の場となっている。



ウ) 下野谷遺跡公園

下野谷遺跡の一部を地下に埋蔵保存した公園。史跡指定地。

エ) 練馬区立武蔵関公園

- ・細長い池の周辺に緑地を配した静かな自然景観を楽しむことができる公園である。
- ・バードウォッチングの拠点になっている。



カワセミを撮影するカメラマン達



池周辺の散策路

オ) 桜並木通り

- ・練馬区立武蔵関公園から武蔵関駅に通じる川沿い（線路沿い）に桜並木がある。

②東伏見駅周辺

東伏見駅前から南の青梅街道に通じる早大グランド通りを通り、早稲田大学のグランドの横を抜けて東西に流れる石神井川を渡り、段丘上に上ると史跡下野谷遺跡に至る。

駅周辺に身近な商業機能の集積が見られる。駅南の西側線路沿いには赤い鳥居が建ち東伏見稲荷神社への入口を示唆している。

史跡下野谷遺跡



東伏見駅前



文教地区に隣接した史跡下野谷遺跡



早稲田大学グランドの間を抜ける道



石神井川を渡り段丘上に史跡下野谷遺跡



駅前の鳥居



線路沿いの商店



東伏見稲荷参道入口鳥居



東伏見稲荷参道

③西武柳沢駅周辺

西武柳沢駅南側にはロータリーがあり、柳沢公民館・図書館がある。駅の南北には身近な商業施設の集積があり、線路南側を東に抜けると都立東伏見公園及び東伏見稲荷神社に至る。



西武柳沢駅南口



柳沢図書館・公民館



線路沿い商店



西武柳沢駅北口



商店街



商店街

④史跡下野谷遺跡を活かす周辺環境との関連

ア) 東伏見駅から史跡へ

東伏見駅の周辺には身近な商業機能の集積があり、ここを史跡下野谷遺跡の回遊起点として早大グランド通りを抜けて史跡に至るルートをとると。史跡下野谷遺跡が石神井川より高い段丘上にあるといった立地が理解できる。

こうしたルートには史跡への人の流れを誘導するための案内板や説明板の設置が望ましい。

また、史跡のキャラクターを用いた商品の開発を進めるなどし、史跡の価値をまちの豊かさに繋げることを検討する。

イ) 文教地区に隣接する史跡

駅周辺は商業地域として賑わいを感じる町並みが形成されている一方、早稲田大学のキャンパスがあり、落ち着いた文教地区を形成している。早稲田大学は下野谷遺跡の調査も実施しており、今後、大学との連携を図り活用を進めることが重要である。

ウ) 石神井川との関連

史跡下野谷遺跡は、水場としての石神井川と、開けた台地上の平坦部を立地条件として考えられている。周辺のまちづくりのコンセプトにも「水とみどり」への視点が盛り込まれており、石神井川とその崖線や隣接する公園の緑を活用することが重要である。

エ) 周辺の文化財、自然との関連

周辺には、東伏見稲荷をはじめとした文化財、都立東伏見公園、区立武蔵関公園など豊かな文化と自然に恵まれている。これらを一体として活かすことを検討する。

活用の柱4 「ともに育つ」

(1) 市民と協働した取組みや事業の実施

- ・地域の様々な主体と連携や市民参画や市民協働により、貴重な地域資源として市民に還元される活用を推進することが重要である。
- ・より市民が参加しやすい事業や仕組みを検討する必要がある。
- ・市民活動団体との協働による研究等を推進する。
- ・史跡に幅広い年代が興味を抱くような場の設置を検討し、世代を超えた知と智の継承の場を目指す。

(2) 他自治体との連携強化

- ・シンポジウムや普及体験事業など、東京都や同時代の遺跡を有する他自治体と連携した活用事業を実施していく。
- ・縄文集落遺跡、石神井川流域遺跡、圧痕分析等研究など様々なネットワークを構築し、他自治体との縄文時代の情報交流、縄文文化研究のキーステーションを目指すものとする。
- ・市民交流等も積極的に行い、市民への還元を行うとともに、下野谷遺跡の魅力とともに西東京市の魅力も発信していくものとする。

(3) 遺跡を核とした新たなコミュニティの創出

- ・人々が遺跡を核としたつながりや新たなコミュニティの場となることを目指すものとする。
- ・遺跡を核としたコミュニティの芽だし等、都市型の遺跡保護のモデルを目指すものとする。

第8章 整備

1 整備の現状と検討項目

史跡整備は、史跡の本質的価値を守りながら、誰にとっても史跡の価値がわかりやすく伝えられ、その魅力を感じられる史跡の活用に資する姿に整備することが望ましい。史跡の本質的価値（第4章）を確実に未来に継承し（第6章）、より魅力的なものへ高める（第7章）ためには、史跡をその周辺環境や史跡を支える人や情報なども含めて、整備する必要がある。現在、史跡指定地の一部は下野谷遺跡公園として整備されており、その他の部分は未整備地と道路、集会所等になっている。

【現状】

- ・平成19年度に下野谷遺跡公園を開園している。
- ・平成27年度に公園の東西の土地を取得し、開放している。
- ・生活空間、都立東伏見公園、石神井川沿い歩道と一体的な利用がなされている。
- ・都心からアクセスが良い（新宿から30分ほどで訪れられる縄文遺跡）。

【検討項目】

- 価値や魅力を広げ、未来に継承する活用に関するもの
 - ・遺跡に関する解説等の情報を充実し、理解を深められる表示が必要である。
 - ・発掘調査成果にもとづく復元模型や遺構表示などにより、当時の様子をわかりやすく示す設備を検討する。
 - ・縄文集落の立地や植生などから当時の環境を感じることができる整備を検討する。
 - ・史跡近辺に出土品等を見学できる施設が必要である。
- 「集い」「結び」「広がる」活用に関するもの
 - ・史跡の現況が公園、遺跡用地、市道等となっているため、一体的に整備して活用することが望まれる。
 - ・バリアフリー対応や日陰・ベンチの設置などにより、多くの人が利用できる整備が必要である。
 - ・活動や連携の拠点となる施設や体制の整備を検討する。
 - ・駐車場等の設備の整備を検討する。
- 調査研究の推進に関するもの
 - ・調査研究に必要な施設の設置を検討する。
- その他、整備に関するもの
 - ・保護を進める西集落の約半分が民有地であり、地権者の理解を得るよう努めるとともに、西集落全域の保存及び効果的な活用・整備に向けて、公有地化を進める必要がある。
 - ・史跡は住宅地の中にあるため、住民の日常生活に十分に配慮して整備を進める必要がある。

2 整備の方向性

史跡内の整備にあたっては、下野谷遺跡の価値と魅力をわかりやすく広げるため、縄文時代のムラや、そこでの生活・文化・知恵を「体感」「体験」「体得」することができる整備を行い、活用に資するものとする。

史跡指定地外の整備では、街の他の要素と一体化させ、史跡の価値を複合的に高めることが望ましい。練馬区立武蔵関公園や都立東伏見公園、東伏見稲荷神社、早稲田大学、駅前商店街などを結び、自然を感じるスポット、歴史を感じるスポット、憩いと健康スポット、情報発信スポットなどそれぞれの特色を生かした魅力ある場を作り相互に連携を図ることが求められる。

そのための方向性を以下に述べる。

(1) 史跡の本質的価値を伝える整備の姿

①埋蔵文化財の保護を優先した整備

史跡に包蔵されている遺構や遺物の埋蔵文化財を保存することを第一として史跡整備を行うため、遺構の表示等にあたっては遺構を損なうことのないよう盛土等の保護策を講じる必要がある。

②遺跡の立地、縄文的な景観を「体感」する整備

「水とみどり」に恵まれた縄文的な景観と、水場を望む高台という縄文集落の典型的な立地とを保護し、魅力的に見せる整備を行うとともに、遺跡の大きさや内容を示す説明板や復元模型、遺構表示などにより、東集落を含めた下野谷遺跡が全体的に理解できる設備等の設置を検討する。

③ムラでの暮らしを「体験」する整備

下野谷遺跡の理解を深めるため、土器づくり、糸づくり等の体験学習などの活動ができるようにするとともに、景観を復元する植栽には各種縄文時代の有用植物を植え、体験学習の道具や食の材料にするなど、縄文時代のムラの暮らしを体験できる場の整備を検討する。

④みんなで育て、縄文の知恵を「体得」する整備

調査や活用事業を市民などとともに進めてきたように、整備にも市民に関わってもらい、ともに史跡の魅力を具現化する。常に人々の集える場とし、世代を超えた交流などが生れる場とできるよう検討する。体験学習や普及事業の中で縄文時代の知恵とともに現代に伝わる知恵も体得し、未来に繋げていくことが望ましい。

人々が安心して集い語らうことの出来る便益施設、日陰となるような木陰やベンチ等やバリアフリーに配慮した設備の整備を検討する。

(2) 段階的で面的な整備

下野谷遺跡の本質的価値は、縄文時代中期の安定した集落が全域保存されている点にある。その価値を継承するためには、縄文人が安心して暮らし、いつまでも住みたいと思った場所を保存し、現代も人々が集う公共の場として整備し、活用に資することが望ましく、地域住民や土地所有者の方々に保護への理解を得て、整備を進める必要がある。

そのために、段階的に整備を行う必要があり、第一段階では、現状で面的な整備が可能な、現在の下野谷遺跡公園とその両隣の土地を一体的に取扱い、史跡の保存と効果的な活用とを目的とした史跡整備をすすめることが望ましい。

一方、公園から離れた史跡指定地に関しては、史跡指定地として保護を第一義として維持管理を行うとともに、周知看板や植栽により史跡指定地であることを明示し、保護について地域の理解を得ることが重要である。

(3) 住民生活に配慮した整備

史跡地は住宅街に位置することから、周辺住民の生活環境や安全性、利便性に十分配慮し、住民生活と史跡が共存でき、史跡によってより豊かな住環境が整うような整備を行う必要がある。

(4) 歴史・文化を活かしたまちづくりに資する整備

史跡周辺の様々な文化財を、史跡とともに相互に関連のある一定のまとまりとして捉えるとともに周辺の自然環境等を地域の歴史・文化を伝える要素として、文化財と一体となった価値をなすものと捉えることで、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する。環境づくりに努めることが重要である。

(5) 新たな保存・活用拠点の設置検討

① 市民の意識啓発

現在、郷土資料室では、資料の収集や保管・展示、教育普及等の活動を通して、本市の歴史や文化等について、誰もが幅広く理解できるように支援している。常設展示では、国史跡となった下野谷遺跡の発掘調査により出土した埋蔵文化財をはじめとした収蔵資料を十分活用し、本市の歴史文化に関する展示し、より多くの市民や子どもの文化財に関する興味を喚起し、理解を深め、意識啓発を図ることとしている。

今後は、次の②で示す施設設置の検討が必要であるが、当面は既存の郷土資料室の充実を図り、市民の市の歴史文化への理解を深め、史跡保護への意識啓発を継続していくことが望まれる。

② 総合的で専門的な拠点の設置

史跡の価値や魅力をわかりやすく示し、理解を深めていくためには、史跡現地での「体感」「体験」「体得」と併せて、縄文時代や下野谷遺跡に関する解説や実際の出土品の展示などを行うことが必要である。このことから、史跡の面的な整備のほか、史跡の近隣に遺跡の解説や出土品を展示する施設の設置について検討を進める。

なお、「西東京市文化財保存・活用計画」では、下野谷遺跡を市の文化財の保存・活用のモデル的な位置付けとして重点的に取り組むこととしており、下野谷遺跡の周知や理解の促進をとおして市内の文化財の保存・活用に繋げていくことが求められている。

このことから、施設の検討に当たっては、同計画の施策の方向で位置付けている新たな保存・活用拠点としての地域博物館や、市が保有する文化財、民俗資料等の保管場所の確保のための収蔵施設について、併せて設置の検討を進める。

(6) 関係する庁内部署・行政機関・各種団体との連携

学校教育や生涯学習に加えて、地域の魅力として史跡を活用した取組みを進めるために、関連する組織や機関、団体との調整・連携が必要である。

整備に関しては石神井川との関係性を考慮した周辺環境一帯の景観を含め、一体的な整備や活用を進めることが重要であり、庁内他部署、国・東京都と調整・連携を密に図る必要がある。

(7) 史跡が結ぶネットワークの整備

史跡のハード面の整備とともに、人や遺跡、情報などをつなぐネットワークといったソフト面の整備も進める。

周辺地域の自治会、商店会との連携やボランティア、遺跡保護を応援する団体の育成と支援、大学などの研究機関等や他の縄文遺跡等との研究・活用の連携等、史跡が結ぶ幅広いネットワークを整備する。

3 整備の方法

整備に当たっては、整備の現状や方向性を踏まえ、西集落全域の整備を長期的な視野に置き、追加指定及び公有地化を並行しながら、段階的な整備を進めていく必要がある。

短期的には、既存の下野谷遺跡公園を含む史跡指定地の一体的な整備を進める必要があり、具体的には、指定地内の整備とそれ以外に分けて検討する必要がある。

(1) 史跡地の整備

①長期的な整備のイメージ(案)

長期的には、西集落の全域を一体的に整備し、環状集落と自然と共生する縄文的な景観が体感できるようにすることが望ましく、整備地のゾーニングは以下のとおりに考えられる。

ア) 遺構復元エリア<集落復元エリア> (史跡内)

遺構の各種復元表示、史跡標柱、解説用工作物、案内板、説明板、
体験広場、いこいの広場

イ) バッファゾーン (史跡内・外)

植栽による縄文景観のイメージゾーン

ウ) 便益ゾーン (史跡外)

解説・展示施設、駐車場、多目的広場

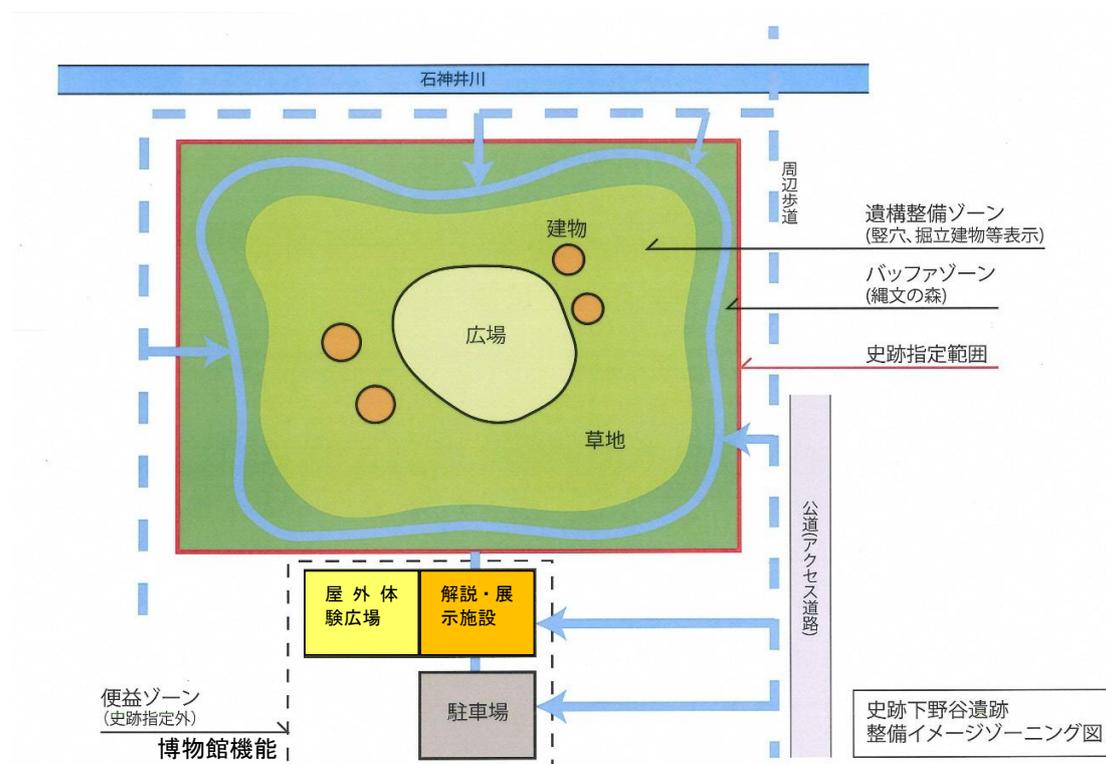


図 33 長期的な整備のイメージ (案)

②短期的な整備（案）

①の長期的な整備イメージを踏まえ、短期的には公有地となっている部分を一体的に整備し、環状集落と自然と共生する縄文的な景観が体感できるようにすることが望ましい。

整備地のゾーニングイメージは、以下のとおりである。



図 34 短期ゾーニングイメージ図（案）

(2) 整備内容の例

下野谷遺跡の現地で理解を深めるため、発掘調査や研究の成果をもとに、遺構の密度の濃さを遺構の表面表示や立体復元で示すほか、ARなどを用いるなど、当時の様子をわかりやすく表現する設備の設置を検討する必要がある。

整備内容の例として、以下のものがあげられる。

①地形の復元

- ・発掘調査の成果を用いて地形を復元的な整備。
- ・遺跡の成り立つ自然環境を活かした整備。

②植生復元

- ・これまでの分析結果をもとにした、現在の自然環境にあう縄文時代の植生の復元。
- ・植生復元に際し、樹根が地下遺構を傷めないよう遺構保護に留意する必要がある。
- ・樹木等の植栽配置については、当時の景観を醸し出すことに留意するとともに、史跡境界に隣接する住宅等に景観及び防犯上の配慮を十分行う必要がある。

③遺構の表示

- ・西集落の調査で検出された遺構（竪穴住居、掘立柱建物や墓と考えられる土坑）の検出位置の上部に保護盛土を行った上での平面的若しくは立体的な原寸大の遺構表示。

④体験広場の設置

- ・史跡地の一部は土器焼き等の体験ができる広場として整備し、普及啓発に活用。
- ・体験学習に用いる素材となる植物の史跡内の植栽。

(3) 地域博物館等の設置検討

下野谷遺跡の価値や魅力を伝えるとともに、理解を深めていくためには、史跡地内の面的な整備だけではなく、縄文時代や下野谷遺跡の解説や出土した遺物を展示するガイダンス施設が史跡に近接して存在することで、相乗的な効果が期待でき、地域資源としての魅力も増大する。

下野谷遺跡の価値は、遺跡を単独で活用するよりも、他の遺跡や他の文化財、市民団体などの遺跡を支える人々等とつながることによってより高まるものであり、様々な結びつきの結節点になることが博物館等の施設といえる。

そのため、解説・展示の機能だけではなく、文化財を活用した学習機会の提供や文化財ボランティア等の人材育成の拠点とするなど、遺跡を核としたコミュニティ形成の機能についても検討していく必要がある。

また、現在収蔵箇所が分散している出土品の一括管理や、遺物の調査・研究を行うための機能についても整理する必要がある。さらに、調査・研究の成果などの情報を発信するステーションとしての機能についても検討が必要である。

併せて、他の博物館との連携・協力による資料の貸借などを可能とするには、博物館法に基づく博物館相当施設とする必要があり、今後、下野谷遺跡や縄文文化の展示解説をメインテーマとしながらも、以下に示すような複数の役割や機能を持つ『西東京市文化財保存・活用計画』に掲げた地域博物館の設置に向けて調整を進める必要がある。

<機能(例)>

○展示・ガイダンス機能

- 下野谷遺跡に関する展示等
- 縄文文化に関する展示等
- 市内の歴史、民俗、文化、自然等に関する展示等
- 企画展示室

○調査・研究機能

- 調査研究室、整理室

○収蔵機能

- 収蔵庫、保管庫

○普及・体験機能

- 講座室（上映装置つき）
- 体験学習ルーム
- 図書室（書庫）
- 研修室
- ミュージアムショップ、縄文カフェ

○管理・事務機能等

- 受付、管理・事務室

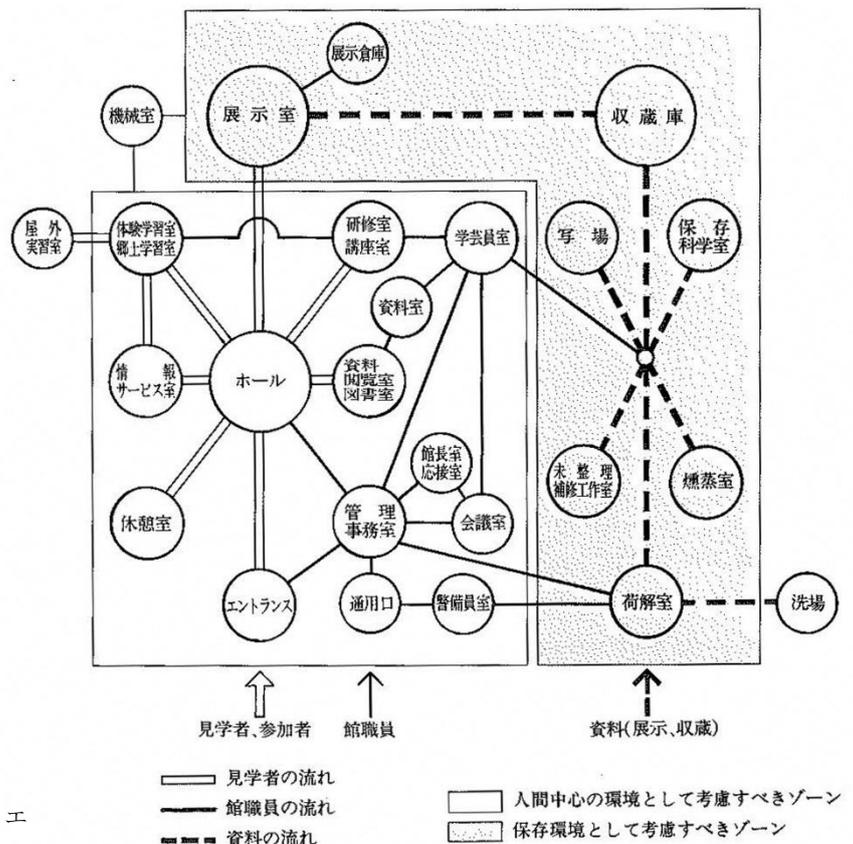


図 35 博物館に必要な機能と構成イメージ

戸尾任宏 1984 「地方博物館・資料館の計画と設計—その理念と方法」 『季刊 建築設計資料』より転載

(4) 史跡の周辺環境の整備

史跡へのアクセス向上にも関連する西東京都市計画道路3・4・17号線（東伏見線）など周辺道路等の整備に関しては、史跡の景観などに配慮した上で検討する必要がある。

学校教育への活用、市外からの集客等を考えた際には、団体の見学を受け入れる設備の検討が必要である。現在の道幅では大型バスは史跡にアプローチできないため、集客を考えると、南側に面した青梅街道からアプローチできる駐車スペースを史跡外に設置することを検討する。

また、駅から史跡への道順を示す案内板や、駅前での史跡への導入看板、モニュメントを設置する。

史跡の本質的価値を補完する東集落との関係や遺跡全体の広さを示すため、史跡外にも看板を設置し、東西集落及び、下野谷遺跡全体の大きさを歩いて感じるように誘導することが望ましい。

また、縄文時代の景観復元のため、東京都や練馬区と連携し、石神井川の崖線の緑の保全や植生の整備、練馬区立武蔵関公園、都立東伏見公園の活用を検討する。

(5) ネットワークの整備

国史跡としての位置付けは国民共通の宝であり、一行政内にとどまらない価値の活用が望まれる。また、縄文時代の広範なネットワークを示す拠点集落であることが下野谷遺跡の本質的価値でのひとつであり、他の縄文遺跡、それらを有する自治体、研究機関等との連携は重要である。

特に都市部にあり、縄文時代の風景をそのまま復元整備することは困難で、難しい部分がある。その際に、縄文時代と近い景観に恵まれた遺跡と連携することで、足りないイメージを補うこともできるだろう。又、研究機関と連携し、最新の調査研究を進めたり、市民団体と連携し、史跡の管理や活用を行うなど、ハード面の整備にとどまらず、ソフト面でのネットワークの整備も推進していく。

4 年次事業計画

整備は史跡地、公有地の拡大などに合わせ段階的に進める。その中で史跡周辺の整備や地域博物館等の設置についても検討する。年次事業計画に関しては、第10章も参照。

(1) 短期計画（平成30年度～32年度）

公有地化の進んでいる史跡指定地の一体的な整備を進める。
関係者の理解を得ながら、追加指定及び公有地化を推進する。

(2) 中期計画（平成33年度～35年度）

地域博物館等の設置に関する検討を行う。
追加指定及び公有地化を推進し、段階的な整備を行う。

(3) 長期計画（平成36年度～）

地域博物館等の設置に関する検討結果の取組みを行う。
史跡の追加指定及び公有地化を推進し、段階的な整備を行う。

第9章 運営・体制の整備

1 運営の現状と検討項目

【現状】

- ・管理団体は西東京市である。
- ・文化財担当課と関連部署とが調整・連携を図り、全庁的な取組として推進する必要がある。
- ・下野谷遺跡保存協議会など、下野谷遺跡を応援する市民団体やボランティアが存在する。

【検討項目】

- ・充実した体制が必要である。
- ・分散している維持管理体制を検討する必要がある。
- ・市民や団体等との連携の組織化を検討する必要がある。

2 運営の方法

西東京市は史跡の管理団体として、文化財保護法に基づく保護を行うに当たり、職員体制の充実を図るとともに、関連する分野と連携・協力していくことが必要である。史跡の保存、活用、整備にあたっては、文化財担当課と関連部署とが調整・連携を図り、全庁的な取組として推進する。

また、史跡の保存管理、活用に際しては、地域、市民・市民活動団体、大学などの各種団体と行政が連携して取り組むことが重要である。ボランティアや史跡の応援団となるような市民活動団体の育成、支援を行い、ともに史跡を保護し、史跡の価値を高め、発信していく。また、広域での取組や周辺環境と一体となった整備・活用に当たっては、国や東京都、関連自治体との連携・協力を図るとともに、国や東京都には指導、助言、支援を受け、進めることが重要である。

附 編

下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会

下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、国史跡下野谷遺跡の保存、整備及び活用に関する下野谷遺跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため設置する、下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 国史跡下野谷遺跡の保存、整備及び活用に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認めること。

第3 構成

懇談会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 文化財保護審議会委員 1人
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 自治会長等の地域住民 2人以内
- (5) 職員 3人以内

2 委員の任期は、第2に規定する所掌事項についての検討の結果を教育長に報告する日までとする。

第4 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、懇談会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第6 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

2 懇談会の会議の傍聴者は、5人以内とする。ただし、座長が認めるときは、これを変更することができる。

3 前2項に規定するもののほか、懇談会の会議の傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

第7 報償

第3第1項第1号から第4号までに規定する委員が懇談会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

第8 庶務

懇談会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会名簿

◇懇談会委員

| 区 分 | 氏 名 | 備 考 |
|--------------|---------------------------|-----------------------------|
| 学識経験者 | ◎ たかはし りゅうざぶろう 高橋 龍三郎 | 早稲田大学文学学術院 教授 |
| | ○ たにぐち やすひろ 谷口 康浩 | 國學院大學 教授 |
| | ささき ゆか 佐々木 由香 | パレオ・ラボ 統括部長 昭和女子大学 非常勤講師 |
| | あかし たつお 明石 達生 | 東京都市大学 教授 |
| | しみず のぶひろ 清水 宣宏 | 東伏見小学校 校長 |
| 西東京市文化財保護審議会 | つづき えみこ 都築 恵美子 | 練馬区 学芸員 |
| 公募による市民 | おおぜきみのり 大関 みのり | |
| | さかい としき 坂井 俊樹 | |
| 自治会等の地域住民 | いわさき えいいち 岩崎 栄一 | 東伏見坂上自治会 会長 |
| | おかだ いさむ 岡田 勇 | 東伏見商栄会 会長 |
| 西東京市職員 | いがらし ゆたか 五十嵐 豊 | 生活文化スポーツ部産業振興課長 |
| | たかい ゆずる 高井 讓 (28年度) | みどり環境部みどり公園課長 |
| | もりした なおひこ 森下 直彦 (29年度) | |
| | まつもと さだお 松本 貞雄 | 都市整備部都市計画課長 |

(◎座長、○副座長)

◇ 指導助言

| | |
|--------|-----------------------------|
| オブザーバー | 文化庁文化財部記念物課 浅野啓介文化財調査官 |
| オブザーバー | 東京都教育庁地域教育支援部管理課 伊藤敏行統括課長代理 |

用語集

001：遺跡と史跡

遺跡 いこう

- ・過去に人々が活動し、その痕跡が使用したモノ、構築物の跡などとして残されている場所。周辺の自然環境を遺跡に含むこともある。
- ・貝塚や古墳のように、現在も地表にその痕跡が残り目にできるもののほか、地下に埋蔵されているものもあり、「埋蔵文化財包蔵地」とも呼ばれる。現在把握されている埋蔵文化財包蔵地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」とされ、文化財保護法によって開発等の際には届出を行う必要がある地域となっている。

史跡 しせき

- ・文化財保護法で示された文化財の種別である記念物のうち、貝塚、古墳、都城跡などの遺跡で、特に歴史上又は学術的価値の高いものの保存を図るため、文化的保護法又は文化財保護条例に基づき指定されたものを「史跡」、その中でも特に重要なものを「特別史跡」とする。これにより現状の改変などが制限され、保存に必要な管理、保存の措置が講じられる。

002：遺構と遺物

遺構 いこう

- ・過去の人類活動の痕跡を何らかの形で示しているもののうち不動産的なもの。過去の建築物、墓や道路などの構築物のほか、水田や畑の跡など生産にかかわった場所、モノが廃棄された場所など様々ある。

遺物 いぶつ

- ・過去の人類活動の痕跡を何らかの形で示しているものの中で不動産ではないもの。土器や石器のような人工遺物のほか、廃棄された獣骨や木材などの自然遺物もある。



遺物：下野谷遺跡 東集落出土遺物



遺構：下野谷遺跡 東集落検出竪穴住居（建物）群

003：土坑とピット　　どころとぴっと

- ・一般に地表面を掘りくぼめた一定の容積を有する円形・楕円形・方形あるいは長方形などの平面形を呈する穴を土坑という。用途は様々で中には墓とみなされるものもある。より小型のものをピットと呼び区別している。

004：竪穴住居（建物）　たてあなじゅうきょ（たてもの）

- ・地面を掘りくぼめ、その底面を平らにして床をつくり、その上に屋根をかけた構造を持つ住居（建物）。床面には、炉・カマド・柱穴などがあり、床面は固く踏み固められている。周囲に「周溝」とよばれる溝がめぐるものも多い。
- ・縄文時代中期の関東地方では円形のものが多いが、下野谷遺跡では直径が4、5mのものが多いが、中には10mを超える大型のものもある。上部構造は不明な点も多く、復元住居の作成では、草葺、樹皮葺、土葺など様々なものが見られる。



下野谷遺跡 東集落検出竪穴住居（建物）写真中央は炉

005：掘立柱建物　　ほったてばしらたてもの

- ・木造建築物の一つ。柱を直接土坑内にさし入れて建てるもので、通常床は彫りくぼめられていない。柱穴は一定の間隔で直線的に配置される。縄文時代のものでは、柱は4本や6本のものが多い。

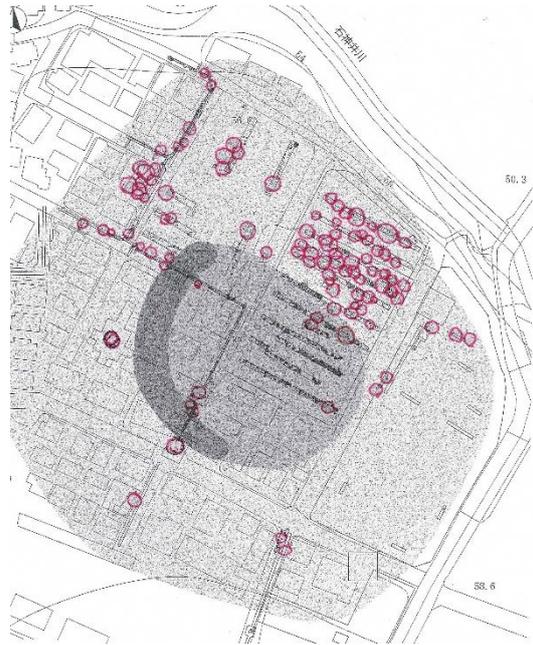
床が地面につく平地式なのか高床式なのかなど上部構造その用途などを含め不明な部分が多い。



下野谷遺跡で検出された掘立柱建物跡

006：環状集落 かんじょうしゅうらく

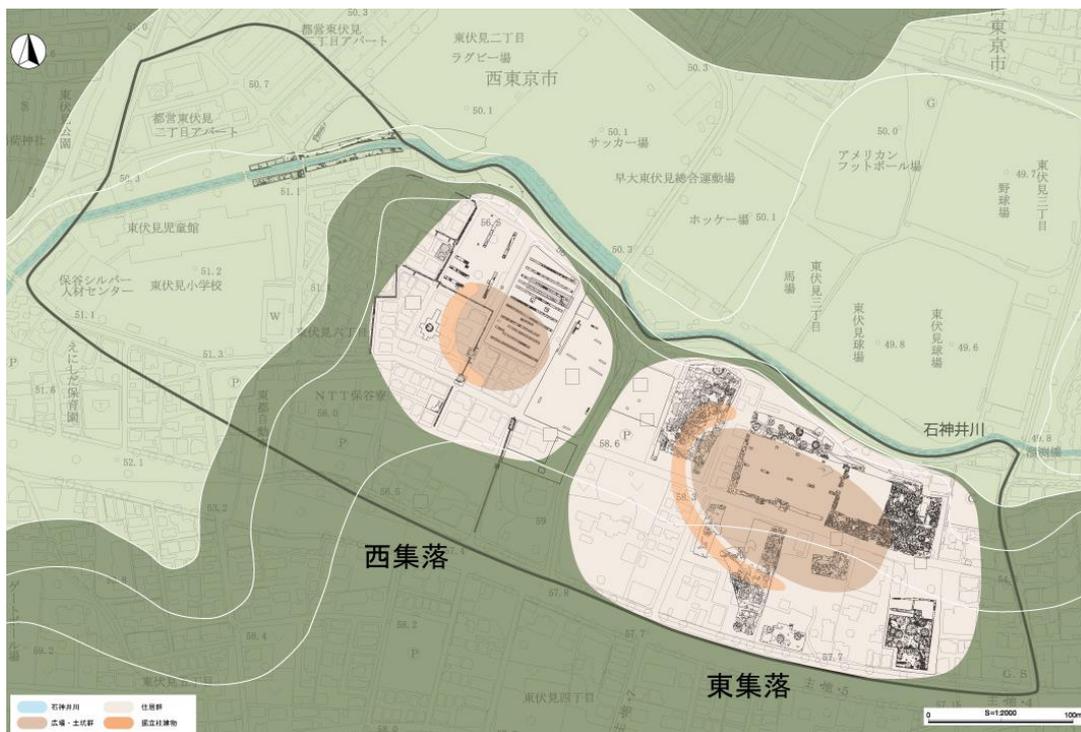
- ・ 縄文時代にみられる集落形態で、住居跡が環状あるいは馬蹄形に分布する。東日本において、縄文時代中期の大規模遺跡には多くみられる傾向があり、中期末葉には消滅する。
- ・ 下野谷遺跡では、中央に広場と集団墓地を設け、その周りに竪穴住居や掘立柱建物を配置している。
- ・ 縄文時代の集落構造に起因されたものと解釈する一方、居住が繰り返し行われた時間的な累積の結果で環状の形態を形成するという説もある。
- ・ 中河川に沿って分布する集落群の中に、下野谷遺跡のような集落規模が大きく長期間継続する集落があり、地域の核となる「拠点集落」として位置付けられる。



史跡下野谷遺跡 環状集落（西集落）

007：双環状集落 そうかんじょうしゅうらく

- ・ 環状集落が近接して2つ以上あると考えられる環状集落。地域の拠点となる大集落に多くみられる構造。集落の同時存在性など、不明な点も多い。



史跡下野谷遺跡 双環状集落

008：遺存 いぞん

- ・現在まで残っていること。

009：縄文時代 じょうもんじだい

- ・日本列島における考古学による時代区分の一時代。旧石器時代に後続し、弥生時代に先行する。地質学的には更新世に当たり、世界史的には新石器時代に位置づけられる。
- ・縄文土器を用いた時代。1万6000年前から2000年前までの1万年間以上が相当し、定住的な集落の形成と多種多様な食糧採集に特徴があり、狩猟、漁猟、採集を基本的な生業とする。

010：縄文時代時期区分 じょうもんじだいいきくぶん

- ・縄文時代は土器の出現によって旧石器時代と画され、稲作農耕の具体的な証拠である水田の出現によって弥生時代と画される。
 - ・縄文時代は縄文土器編年によって6期（草創期、早期、前期、中期、後期、晩期）に区分される。
 - ・縄文土器（縄文時代）の時期区分
 - 草創期：約16,000年前～（ただし、縄文文化的な型式の変遷が定着するのは草創期後半から）
 - 早期：約11,000年前～
 - 前期：約7,200年前～
 - 中期：約5,500年前～
 - 後期：約4,700年前～
 - 晩期：約3,400年前～（ただし、晩期から弥生時代への移行の様相は地域により相当に異なる）
- 上記の年代は、放射性炭素年代測定値を校正した暦年代観に従っている。

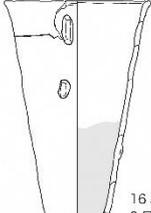
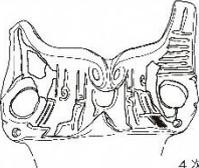
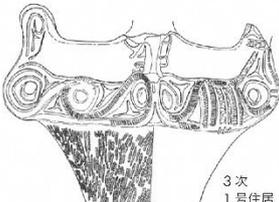
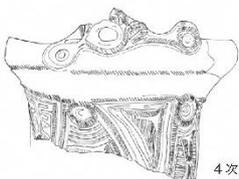
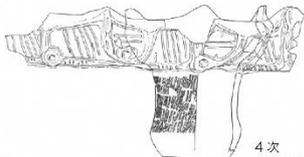
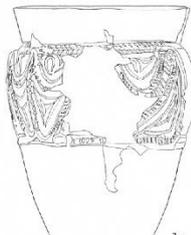
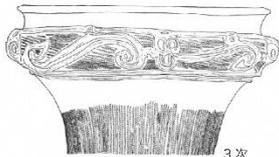
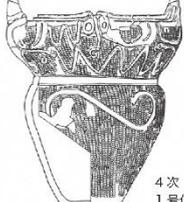
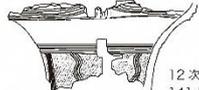
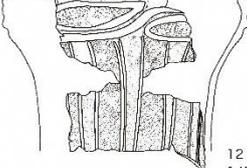
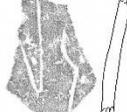
011：年代測定 ねんだいそくてい

- ・遺物に付着した炭などの炭素14という元素を用いた「放射性炭素年代測定」が多く用いられる。得られた数値を、他の分析法で得られた数値を用いて暦の年代に変換することを「年代（暦年）校正」といい、変換された年代を「校正年代」「暦年代」という。

012：土器型式と編年 ときけいしきとへんねん

- ・遺跡から出土した遺物の形や文様から一定の特徴を抽出したまとまりを「型式」といい、その型式が把握された遺跡名を冠した「型式名」（「勝坂式」や「加曾利E式」など）がつけられる。遺物の出土する層位や出土状況から遺物の新旧関係が定まり、地域ごとの併行関係から、地域と時期の物差しとなる「編年」が組まれる。編年は、011にあるような年代測定が年代の値を出す絶対年代を示すのに対し、比較による相対年代を示す。

西集落の主な土器編年表

| | | | |
|---------|---|---|---|
| 五領ヶ台前期 |  <p>14次 15号トレンチ</p> |  <p>14次 14号トレンチ</p> | |
| 勝坂1式期 |  <p>16次 3号住居</p> |  <p>3次 1号住居 阿玉台1b</p> |  <p>14次 阿玉台1b</p> |
| 勝坂2式期 |  <p>1~4次</p> |  <p>16次 3号住居</p> |  <p>16次 3号住居</p>  <p>4次</p> |
| 勝坂3式期 |  <p>3次 1号住居</p> |  <p>4次 1号住居</p> |  <p>4次 1号住居</p>  <p>1~4次</p> |
| 加曾利E1式期 |  <p>3次 1号住居</p> |  <p>1~4次</p> |  <p>4次 1号住居</p> |
| 加曾利E2式期 |  <p>12次 141号住居</p> |  <p>4次 4号住居 連弧文</p> | |
| 加曾利E3式期 |  <p>12次 145号住居</p> |  <p>1~4次 曾利4 加曾利E3</p> | |
| 加曾利E4式期 |  <p>1~4次</p> |  <p>1~4次</p> |  <p>14次 1号トレンチ西側</p> |
| 称名寺I式期 |  <p>2次</p> |  <p>2次</p> | |
| 称名寺II式期 |  <p>2次</p> | | |

013：埋甕 まいよう（うめがめ）

- ・縄文時代に竪穴住居の入口床面部分に土器を埋めた施設のことをさす。住居の炉に土器を埋設したものを「埋甕炉」と呼ぶ場合もあり、そこに使用された土器のことをさす場合もある。この土器が個々の住居の年代の根拠になることが多い。

014：縄文時代の石器 じょうもんじだいのせっき

石 皿 いしざら

- ・磨石とセットで用いられる、堅果類の実などをすりつぶすため道具。

石 斧 せきふ

- ・打ち欠いて作る打製石斧と磨いて作る磨製石斧がある。前者の中には、土堀具として使われたと考えられているものが多く含まれる。後者は、樹木の伐採等に用いられた斧と考えられている。

石匙 せっぴ

- ・つまみ部分のついた刃器。

015：縄文時代中期以外の遺構 じょうもんじだいちゅうきいがいのいこう

礫群 れきぐん

- ・旧石器時代の遺構で、焼けた礫が集積したもの。石蒸し料理などに使われたものではないかと考えられている。下野谷遺跡の旧石器時代の地層からも多く検出されている。

地下式壙 ちかしきこう

- ・竪穴で横に広い空間を持つ施設。古代、中世の葬送の習俗に関わると考えられるものと貯蔵のための地下室であった可能性があるものがある。
- ・下柳沢遺跡では葬送のためと考えられるものが40基以上が検出されている。

016：自然化学分析 しぜんかがくぶんせき

花粉分析 かふんぶんせき

- ・堆積物から検出される花粉を分析し、古植生や環境の復元を行う分析方法。

圧痕分析 あっこんぶんせき

- ・土器に混入している植物や昆虫などの痕跡をシリコンなどで型どった後、顕微鏡で観察同定する分析方法。有機物が残りにくい遺跡には有効な分析方法で、下野谷遺跡でも、ダイズやエゴマなどが見つかっている。